



<p>現行：第5次総合計画（前期基本計画 2021▶2025）</p>	<p>（案）第5次総合計画（後期基本計画 2026-2030）</p>	<p>備考</p>
<p>I 地域特性を活かしたまちづくり</p> <p>1 都市近郊型の土地利用</p> <p>【現状と課題】</p> <p>（農用地の利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 担い手がほ場整備による農地の利用集積を進め効率化を図る一方、既存集落内に点在する非効率な農地の管理が課題となっています。 <p>（緑地・公園の維持管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> 松くい虫被害や開発等で減少していく森林や緑地の維持保全が課題となっています。 潤いある生活空間を確保するために、安心して親しめる公園の維持保全が課題となっています。 <p>（住宅地の充実）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域における農家などの分家住宅や一般住宅の建設ニーズが多いため、農村居住空間の維持を考慮しつつ、良好な居住環境を備えた住宅団地の整備などが課題となっています。 本町の中心地区として位置付けている「中心市街地促進エリア」を除く既存集落で住宅地の確保が課題となっています。 地方創生の観点から地方への新しいひとの流れをつくることが重要な課題となっており、本町においても、将来の人口減少や雇用確保を視野に入れたUターンやIターンによる移住定住促進のための構想を検討する必要があります。 <p>（中心市街地促進エリアの市街化）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の中心地区として位置付けている「中心市街地促進エリア」における高い拠点性を有する市街地化へ向けた適切な宅地造成の促進が課題となっています。 <p>（新潟東港工業地帯の機能強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本海東北自動車道や新潟新発田バイパスの利便性を活かす、新潟東港背後地整備が課題となっています。 	<p>I 地域特性を活かしたまちづくり</p> <p>1 都市近郊型の土地利用</p> <p>関連するSDGs</p>   <p>【現状と課題】</p> <p>（農用地の利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 担い手がほ場整備による農地の利用集積を進め効率化を図る一方、既存集落内に点在する非効率な農地の管理が課題となっています。 <p>（緑地・公園の維持管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> 松くい虫被害や開発等で減少していく森林や緑地の維持保全が課題となっています。 潤いある生活空間を確保するために、安心して親しめる公園の維持保全が課題となっています。 <p>（住宅地の充実）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域における農家などの分家住宅や一般住宅の建設ニーズが多いため、農村居住空間の維持を考慮しつつ、良好な居住環境を備えた住宅団地の整備などが課題となっています。 本町の中心地区として位置付けている「中心市街地促進エリア」を除く既存集落で住宅地の確保が課題となっています。 地方創生の観点から地方への新しいひとの流れをつくることが重要な課題となっており、本町においても、将来の人口減少や雇用確保を視野に入れたUターンやIターンによる移住定住促進のための構想を検討する必要があります。 <p>（中心市街地促進エリアの市街化）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の中心地区として位置付けている「中心市街地促進エリア」における高い拠点性を有する市街地化へ向けた適切な宅地造成の促進が課題となっています。 <p>（新潟東港工業地帯の機能強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本海東北自動車道や新潟新発田バイパスの利便性を活かす、新潟東港背後地整備が課題となっています。 	



【基本方針】

農業・工業・商業・住宅地などの土地利用は、より効果的に利活用することに努めます。

＜施策目標（分野別目標）＞

指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課
新規住宅地面積	住環境の整備状況を示す指標	住宅団地造成済面積	2.4ha (2020)	5.1ha	ふるさと整備課
商業地面積	商業エリアの整備状況を示す指標	蓮野 IC 及び大夫興野 IC 周辺の商業地面積(累計)	8.0ha (2020)	18.0ha	ふるさと整備課
工業地面積	工業エリアの整備状況を示す指標	新潟東港工業地帯及びその周辺の工業地面積	833ha (2020)	843ha	ふるさと整備課

【施策の方向】

都市近郊型の土地利用



- (1) 農用地の利用
- (2) 緑地・公園の維持管理
- (3) 住宅地の充実
- (4) 中心市街地促進エリアの市街化
- (5) 新潟東港工業地帯背後地の機能強化

(1) 農用地の利用

- 農地の減少傾向が続いているため、ほ場整備の推進など農地を保全していく区域を明確にします。
- 民間事業者等と連携し、管理不全農地等の多面的な利用を図ります。

(2) 緑地・公園の維持管理

- 森林の減少を阻止するため、海岸保安林、並びに内陸部の既存森林の維持保全に努めます。
- 開発等で減少していく緑地を補完するため、緑地等の整備に努めます。
- 新潟東港工業地帯周辺部の緩衝緑地帯の維持保全に努めます。
- 町民のにぎわいと潤いある生活空間の確保のため、多面的な機能を持つ公園の維持保全に努めます。



【基本方針】

農業・工業・商業・住宅地などの土地利用は、より効果的に利活用することに努めます。

＜施策目標（分野別目標）＞

指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課
新規住宅地面積	住環境の整備状況を示す指標	住宅団地造成済面積	4.5ha (2024)	7.0ha	ふるさと整備課
商業地面積	商業エリアの整備状況を示す指標	蓮野 IC 及び大夫興野 IC 周辺の商業地面積(累計)	8.0ha (2024)	18.0ha	ふるさと整備課
工業地面積	工業エリアの整備状況を示す指標	新潟東港工業地帯及びその周辺の工業地面積	843ha (2024)	853ha	ふるさと整備課

【施策の方向】

都市近郊型の土地利用



- (1) 農用地の利用
- (2) 緑地・公園の維持管理
- (3) 住宅地の充実
- (4) 中心市街地促進エリアの市街化
- (5) 新潟東港工業地帯背後地の機能強化

(1) 農用地の利用

- 農地の減少傾向が続いているため、ほ場整備の推進など農地を保全していく区域を明確にします。
- 民間事業者等と連携し、管理不全農地等の多面的な利用を図ります。

(2) 緑地・公園の維持管理

- 森林の減少を阻止するため、海岸保安林、並びに内陸部の既存森林の維持保全に努めます。
- 開発等で減少していく緑地を補完するため、緑地等の整備に努めます。
- 新潟東港工業地帯周辺部の緩衝緑地帯の維持保全に努めます。
- 町民のにぎわいと潤いある生活空間の確保のため、多面的な機能を持つ公園の維持保全に努めます。

(3) 住宅地の充実

- 「中心市街地促進エリア」を除く既存集落の人口維持を図るため、民間事業者による宅地開発の促進や空家の利活用を推進します。
- 民間宅地開発において、造成後の人口誘導を図るため、必要に応じて行政面での支援策を検討します。
- 宅地開発による居住環境について、周辺景観に調和したゆとりのある居住空間の確保に努めます。

(4) 中心市街地促進エリアの市街化

- 役場周辺の市街化を促進するため、民間宅地開発の誘導により、役場周辺における地区計画を推進します。

(5) 新潟東港工業地帯背後地の機能強化

- 新潟東港工業地帯の背後地である「工業、商業・業務促進エリア」において、新潟東港工業地帯の機能強化に合わせ、その補完・充実を図るための工業、商業・業務施設の立地誘導を図ります。

【主要事業】

主要事業名	事業の説明	担当課
都市計画マスタープランによる推進	本町の都市計画に関する将来の目標を定めている聖籠町都市計画マスタープランを着実に推進します。	ふるさと整備課
聖籠町海浜総合整備事業	本町の海岸などの整備についての方針を定めている聖籠町海浜総合整備計画を指針として国や県、周辺自治体と連携し整備を検討します。	ふるさと整備課
派川加治川水環境保全事業	新発田市などとの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。	産業観光課
地区計画制度による開発の推進	地区計画制度を活用した、住宅や工業、商業・業務施設用地の開発を推進します。	ふるさと整備課
社会資本整備総合交付金事業	国土交通省所管の交付金や補助金を活用して、安心安全な社会資本整備を行います。	ふるさと整備課
保安林保育事業(県)	飛砂防備対策など、新潟県が行う保安林事業の着実な実施に努めます。	産業観光課
育樹祭・植樹祭(町)	保安林事業による緑地の保全・育成とともに緑に対する意識の高揚を図ります。	産業観光課

2 土地利用に係る調査の推進

【現状と課題】

(国土調査事業の実施)

- ・ 新潟東港開発事業や道路などの改修整備により土地の区画形質が著しく変化し、境界や面積及び利用状況が把握されているとはいえない状況であったことを背景に、当該事業が進められてきたが、年々実施面積が減少傾向にあることから、引き続き事業を実施していくことが課題となっています。

(3) 住宅地の充実

- 「中心市街地促進エリア」を除く既存集落の人口維持を図るため、民間事業者による宅地開発の促進や空家の利活用を推進します。
- 民間宅地開発において、造成後の人口誘導を図るため、必要に応じて行政面での支援策を検討します。
- 宅地開発による居住環境について、周辺景観に調和したゆとりのある居住空間の確保に努めます。

(4) 中心市街地促進エリアの市街化

- 役場周辺の市街化を促進するため、民間宅地開発の誘導により、役場周辺における地区計画を推進します。

(5) 新潟東港工業地帯背後地の機能強化

- 新潟東港工業地帯の背後地である「工業、商業・業務促進エリア」において、新潟東港工業地帯の機能強化に合わせ、その補完・充実を図るための工業、商業・業務施設の立地誘導を図ります。

【主要事業】

主要事業名	事業の説明	担当課
都市計画マスタープランによる推進	本町の都市計画に関する将来の目標を定めている聖籠町都市計画マスタープランを着実に推進します。	ふるさと整備課
聖籠町海浜総合整備事業	本町の海岸などの整備についての方針を定めている聖籠町海浜総合整備計画を指針として国や県、周辺自治体と連携し整備を検討します。	ふるさと整備課
派川加治川水環境保全事業	新発田市などとの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。	産業観光課
地区計画制度による開発の推進	地区計画制度を活用した、住宅や工業、商業・業務施設用地の開発を推進します。	ふるさと整備課
社会資本整備総合交付金事業	国土交通省所管の交付金や補助金を活用して、安心安全な社会資本整備を行います。	ふるさと整備課
保安林保育事業(県)	飛砂防備対策など、新潟県が行う保安林事業の着実な実施に努めます。	産業観光課
育樹祭・植樹祭(町)	保安林事業による緑地の保全・育成とともに緑に対する意識の高揚を図ります。	産業観光課

2 土地利用に係る調査の推進

関連するSDGs



【現状と課題】

(国土調査事業の実施)

- ・ 新潟東港開発事業や道路などの改修整備により土地の区画形質が著しく変化し、境界や面積及び利用状況が把握されているとはいえない状況であったことを背景に、当該事業が進められてきたが、年々実施面積が減少傾向にあることから、引き続き事業を実施していくことが課題となっています。

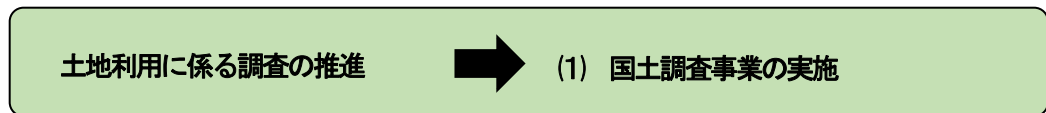
【基本方針】

新潟東港工業地帯を除く本町全域での国土調査を実施します。

＜施策目標（分野別目標）＞

指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課
国土調査の実施 済面積	土地の保全・高度利用が行いやすくなっている状況を示す指標	累計面積(k㎡)	21.9 k㎡ (2020)	22.4 k㎡	ふるさと整備課

【施策の方向】



(1) 国土調査事業の実施

- まちづくり計画を推進していくためには、基盤整備が必要であり、精度の高いデータが要求されることから、1991年度から実施している国土調査事業による一筆ごとの土地の再調査を推進します。

【主要事業】

主要事業名	事業の説明	担当課
地籍調査の実施	一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査するとともに、境界の位置と面積を測量し、土地の境界の適正管理を行います。	ふるさと整備課

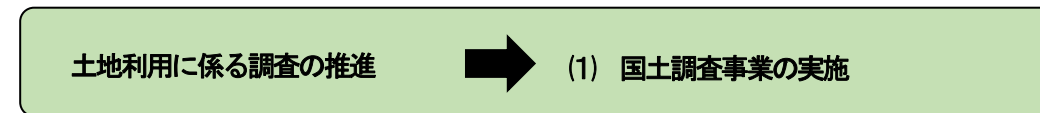
【基本方針】

新潟東港工業地帯を除く本町全域での国土調査を実施します。

＜施策目標（分野別目標）＞

指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課
国土調査の実施 済面積	土地の保全・高度利用が行いやすくなっている状況を示す指標	累計面積(k㎡)	<u>22.4 k㎡</u> (2024)	<u>22.9 k㎡</u>	ふるさと整備課

【施策の方向】




(1) 国土調査事業の実施

- まちづくり計画を推進していくためには、基盤整備が必要であり、精度の高いデータが要求されることから、1991年度から実施している国土調査事業による一筆ごとの土地の再調査を推進します。


【主要事業】

主要事業名	事業の説明	担当課
地籍調査の実施	一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査するとともに、境界の位置と面積を測量し、土地の境界の適正管理を行います。	ふるさと整備課

第5次総合計画(後期基本計画) 第1章 II (自然環境との共生 編)

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026-2030)	備考																																								
II 自然環境との共生	II 自然環境との共生																																									
1 海岸線環境下での共生	1 海岸線環境下での共生																																									
関連するSDGs																																										
【現状と課題】 (砂浜・海岸植生の保全等) ・ 砂浜やそこに自生する植物が、侵食により減少していることから、護岸対策と背後地の整備、植生の保護が課題となっているとともに、癒しを与えてくれる海岸線の自然景観の保全、さらにはレジャー・スポーツなどの振興が求められています。	【現状と課題】 (砂浜・海岸植生の保全等) ・ 砂浜やそこに自生する植物が、侵食により減少していることから、護岸対策と背後地の整備、植生の保護が課題となっているとともに、癒しを与えてくれる海岸線の自然景観の保全、さらにはレジャー・スポーツなどの振興が求められています。																																									
【基本方針】 砂浜・海岸植生保全のための対策と整備を進めます。	【基本方針】 砂浜・海岸植生保全のための対策と整備を進めます。																																									
<施策目標(分野別目標)>	<施策目標(分野別目標)>																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>植樹面積</td> <td>保安林事業による植樹面積</td> <td>植樹した面積(5年間の累計)</td> <td>—</td> <td>1,000 m²</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海のレジャー・スポーツイベント参加者数</td> <td rowspan="2">海洋レクリエーション施設を核としたレジャー・スポーツイベントの参加者数</td> <td>レジャーイベントの年間参加者数</td> <td>181人(2019)</td> <td>280人</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>スポーツイベントの年間参加者数</td> <td>102人(2019)</td> <td>330人</td> <td>産業観光課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	植樹面積	保安林事業による植樹面積	植樹した面積(5年間の累計)	—	1,000 m ²	産業観光課	海のレジャー・スポーツイベント参加者数	海洋レクリエーション施設を核としたレジャー・スポーツイベントの参加者数	レジャーイベントの年間参加者数	181人(2019)	280人	産業観光課	スポーツイベントの年間参加者数	102人(2019)	330人	産業観光課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>植樹面積</td> <td>保安林事業による植樹面積</td> <td>植樹した面積(5年間の累計)</td> <td>150 m²(2024)</td> <td>1,000 m²</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>海のレジャー・スポーツイベント参加者数</td> <td>海洋レクリエーション施設を核としたレジャー・スポーツイベントの参加者数</td> <td>聖籠町長杯サーフィン大会来場者数</td> <td>613人(2024)</td> <td>850人</td> <td>産業観光課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	植樹面積	保安林事業による植樹面積	植樹した面積(5年間の累計)	150 m ² (2024)	1,000 m ²	産業観光課	海のレジャー・スポーツイベント参加者数	海洋レクリエーション施設を核としたレジャー・スポーツイベントの参加者数	聖籠町長杯サーフィン大会来場者数	613人(2024)	850人	産業観光課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																					
植樹面積	保安林事業による植樹面積	植樹した面積(5年間の累計)	—	1,000 m ²	産業観光課																																					
海のレジャー・スポーツイベント参加者数	海洋レクリエーション施設を核としたレジャー・スポーツイベントの参加者数	レジャーイベントの年間参加者数	181人(2019)	280人	産業観光課																																					
		スポーツイベントの年間参加者数	102人(2019)	330人	産業観光課																																					
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																					
植樹面積	保安林事業による植樹面積	植樹した面積(5年間の累計)	150 m ² (2024)	1,000 m ²	産業観光課																																					
海のレジャー・スポーツイベント参加者数	海洋レクリエーション施設を核としたレジャー・スポーツイベントの参加者数	聖籠町長杯サーフィン大会来場者数	613人(2024)	850人	産業観光課																																					
【施策の方向】	【施策の方向】																																									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> 海岸線環境下での共生 ➡ <div style="margin-left: 20px;"> (1) 護岸対策と植生保護 (2) 海洋レジャー・スポーツ等の振興 </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> 海岸線環境下での共生 ➡ <div style="margin-left: 20px;"> (1) 護岸対策と植生保護 (2) 海洋レジャー・スポーツ等の振興 </div> </div>																																									
(1) 護岸対策と植生保護 ● 侵食される海岸線の保護を図るため、国・県・周辺自治体との連携を強化し海岸保全施設の整備促進に努めます。 ● 砂浜の減少による植生の消滅を防ぐための対策を図ります。 ● 国・県などの補助事業を活用し、関係機関と協議しながら海岸線の一体的な整備促進を図ります。 ● 海岸保全施設の整備促進と併せ、背後地の緑地保全と散策道や公園化などの整備促進を図ります。	(1) 護岸対策と植生保護 ● 侵食される海岸線の保護を図るため、国・県・周辺自治体との連携を強化し海岸保全施設の整備促進に努めます。 ● 砂浜の減少による植生の消滅を防ぐための対策を図ります。 ● 国・県などの補助事業を活用し、関係機関と協議しながら海岸線の一体的な整備促進を図ります。 ● 海岸保全施設の整備促進と併せ、背後地の緑地保全と散策道や公園化などの整備促進を図ります。																																									

第5次総合計画(後期基本計画) 第1章 II (自然環境との共生 編)

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																				
<p>(2) 海洋レジャー・スポーツ等の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海洋レジャー・スポーツなど、多くの人々がそれぞれの目的で利用しやすいよう、拠点施設として整備した聖籠町海のにぎわい館を中心にイベントや競技大会等を計画し、サーフィンなどの海洋レジャー・スポーツ等の発展促進を図りながら、年間を通じて広く町内外に聖籠町の海の魅力について情報発信をします。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>聖籠町海浜総合整備事業(再掲)</td> <td>本町の海岸などの整備についての方針を定めている聖籠町海浜総合整備計画を指針として国や県、周辺自治体と連携し整備を検討します。</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>海洋レクリエーション施設周辺活性化事業</td> <td>海のにぎわい館やマリンスポーツ施設などの海洋レクリエーション施設を核としたイベントなどを計画し、町内外に聖籠町の海の魅力をPRするとともに、釣り客、観光客、漁業者及びプレジャーボート利用者などとの交流を促進し、地域の活性化を図ります。</td> <td>産業観光課 東港振興室</td> </tr> <tr> <td>松くい虫防除事業</td> <td>松くい虫被害を防ぐため、マツノマダラカミキリの防除を行うとともに、被害にあった被害木を処理します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>保安林保育事業(県)(再掲)</td> <td>飛砂防備対策など、新潟県が行う保安林事業の着実な実施を促進します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>育樹祭 植樹祭(町)(再掲)</td> <td>保安林事業による緑地の保全・育成とともに、緑に対する意識の浸透を図ります。</td> <td>産業観光課</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 河川環境下での共生</p> <p>【現状と課題】</p> <p>(河川環境下での共生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川並びに水路の多くは、下水道や浄化槽の普及により概ね良好な水質を保っています。しかし、親水性が乏しい状況となっているため、自然や親水性・安全性に配慮した河川などの適正な管理と環境整備が課題となっています。 <p>【基本方針】</p> <p>近自然や親水性・安全性に配慮した河川などの適正な管理と環境整備を推進します。</p>	主要事業名	事業の説明	担当課	聖籠町海浜総合整備事業(再掲)	本町の海岸などの整備についての方針を定めている聖籠町海浜総合整備計画を指針として国や県、周辺自治体と連携し整備を検討します。	ふるさと整備課	海洋レクリエーション施設周辺活性化事業	海のにぎわい館やマリンスポーツ施設などの海洋レクリエーション施設を核としたイベントなどを計画し、町内外に聖籠町の海の魅力をPRするとともに、釣り客、観光客、漁業者及びプレジャーボート利用者などとの交流を促進し、地域の活性化を図ります。	産業観光課 東港振興室	松くい虫防除事業	松くい虫被害を防ぐため、マツノマダラカミキリの防除を行うとともに、被害にあった被害木を処理します。	産業観光課	保安林保育事業(県)(再掲)	飛砂防備対策など、新潟県が行う保安林事業の着実な実施を促進します。	産業観光課	育樹祭 植樹祭(町)(再掲)	保安林事業による緑地の保全・育成とともに、緑に対する意識の浸透を図ります。	産業観光課	<p>(2) 海洋レジャー・スポーツ等の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海洋レジャー・スポーツなど、多くの人々がそれぞれの目的で利用しやすいよう、拠点施設として整備した聖籠町海のにぎわい館を中心にイベントや競技大会等を計画し、サーフィンなどの海洋レジャー・スポーツ等の発展促進を図りながら、年間を通じて広く町内外に聖籠町の海の魅力について情報発信をします。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>聖籠町海浜総合整備事業(再掲)</td> <td>本町の海岸などの整備についての方針を定めている聖籠町海浜総合整備計画を指針として国や県、周辺自治体と連携し整備を検討します。</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>海洋レクリエーション施設周辺活性化事業</td> <td>海のにぎわい館やマリンスポーツ施設などの海洋レクリエーション施設を核としたイベントなどを計画し、町内外に聖籠町の海の魅力をPRするとともに、釣り客、観光客、漁業者及びプレジャーボート利用者などとの交流を促進し、地域の活性化を図ります。</td> <td>産業観光課 東港振興室</td> </tr> <tr> <td>松くい虫防除事業</td> <td>松くい虫被害を防ぐため、マツノマダラカミキリの防除を行うとともに、被害にあった被害木を処理します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>保安林保育事業(県)(再掲)</td> <td>飛砂防備対策など、新潟県が行う保安林事業の着実な実施を促進します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>育樹祭 植樹祭(町)(再掲)</td> <td>保安林事業による緑地の保全・育成とともに、緑に対する意識の浸透を図ります。</td> <td>産業観光課</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 河川環境下での共生</p> <p>関連するSDGs</p>  <p>【現状と課題】</p> <p>(河川環境下での共生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川並びに水路の多くは、下水道や浄化槽の普及により概ね良好な水質を保っています。しかし、親水性が乏しい状況となっているため、自然や親水性・安全性に配慮した河川などの適正な管理と環境整備が課題となっています。 <p>【基本方針】</p> <p>近自然や親水性・安全性に配慮した河川などの適正な管理と環境整備を推進します。</p>	主要事業名	事業の説明	担当課	聖籠町海浜総合整備事業(再掲)	本町の海岸などの整備についての方針を定めている聖籠町海浜総合整備計画を指針として国や県、周辺自治体と連携し整備を検討します。	ふるさと整備課	海洋レクリエーション施設周辺活性化事業	海のにぎわい館やマリンスポーツ施設などの海洋レクリエーション施設を核としたイベントなどを計画し、町内外に聖籠町の海の魅力をPRするとともに、釣り客、観光客、漁業者及びプレジャーボート利用者などとの交流を促進し、地域の活性化を図ります。	産業観光課 東港振興室	松くい虫防除事業	松くい虫被害を防ぐため、マツノマダラカミキリの防除を行うとともに、被害にあった被害木を処理します。	産業観光課	保安林保育事業(県)(再掲)	飛砂防備対策など、新潟県が行う保安林事業の着実な実施を促進します。	産業観光課	育樹祭 植樹祭(町)(再掲)	保安林事業による緑地の保全・育成とともに、緑に対する意識の浸透を図ります。	産業観光課	
主要事業名	事業の説明	担当課																																				
聖籠町海浜総合整備事業(再掲)	本町の海岸などの整備についての方針を定めている聖籠町海浜総合整備計画を指針として国や県、周辺自治体と連携し整備を検討します。	ふるさと整備課																																				
海洋レクリエーション施設周辺活性化事業	海のにぎわい館やマリンスポーツ施設などの海洋レクリエーション施設を核としたイベントなどを計画し、町内外に聖籠町の海の魅力をPRするとともに、釣り客、観光客、漁業者及びプレジャーボート利用者などとの交流を促進し、地域の活性化を図ります。	産業観光課 東港振興室																																				
松くい虫防除事業	松くい虫被害を防ぐため、マツノマダラカミキリの防除を行うとともに、被害にあった被害木を処理します。	産業観光課																																				
保安林保育事業(県)(再掲)	飛砂防備対策など、新潟県が行う保安林事業の着実な実施を促進します。	産業観光課																																				
育樹祭 植樹祭(町)(再掲)	保安林事業による緑地の保全・育成とともに、緑に対する意識の浸透を図ります。	産業観光課																																				
主要事業名	事業の説明	担当課																																				
聖籠町海浜総合整備事業(再掲)	本町の海岸などの整備についての方針を定めている聖籠町海浜総合整備計画を指針として国や県、周辺自治体と連携し整備を検討します。	ふるさと整備課																																				
海洋レクリエーション施設周辺活性化事業	海のにぎわい館やマリンスポーツ施設などの海洋レクリエーション施設を核としたイベントなどを計画し、町内外に聖籠町の海の魅力をPRするとともに、釣り客、観光客、漁業者及びプレジャーボート利用者などとの交流を促進し、地域の活性化を図ります。	産業観光課 東港振興室																																				
松くい虫防除事業	松くい虫被害を防ぐため、マツノマダラカミキリの防除を行うとともに、被害にあった被害木を処理します。	産業観光課																																				
保安林保育事業(県)(再掲)	飛砂防備対策など、新潟県が行う保安林事業の着実な実施を促進します。	産業観光課																																				
育樹祭 植樹祭(町)(再掲)	保安林事業による緑地の保全・育成とともに、緑に対する意識の浸透を図ります。	産業観光課																																				

第5次総合計画(後期基本計画) 第1章 II (自然環境との共生 編)

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)						(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)						備考																																				
<p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川のBOD75%値</td> <td>河川の水質汚濁の状況を示す数値(基準値;新発田川5mg/l)</td> <td>河川水のサンプル採取による分析</td> <td>新発田川 3.0mg/l (2020)</td> <td>新発田川 3.0mg/l</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>水洗化率</td> <td>水洗化の状況を示す指標</td> <td>(接続人口/計画区域人口)×100</td> <td>89% (2020)</td> <td>91%</td> <td>上下水道課</td> </tr> </tbody> </table>						指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	河川のBOD75%値	河川の水質汚濁の状況を示す数値(基準値;新発田川5mg/l)	河川水のサンプル採取による分析	新発田川 3.0mg/l (2020)	新発田川 3.0mg/l	生活環境課	水洗化率	水洗化の状況を示す指標	(接続人口/計画区域人口)×100	89% (2020)	91%	上下水道課	<p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川のBOD75%値¹</td> <td>河川の水質汚濁の状況を示す数値(基準値;新発田川5mg/l)</td> <td>河川水のサンプル採取による分析</td> <td>新発田川 4.4mg/l (2024)</td> <td>新発田川 3.0mg/l</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>水洗化率</td> <td>水洗化の状況を示す指標</td> <td>(接続人口/計画区域人口)×100</td> <td>92.3% (2024)</td> <td>93.0%</td> <td>上下水道課</td> </tr> </tbody> </table>						指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	河川のBOD75%値 ¹	河川の水質汚濁の状況を示す数値(基準値;新発田川5mg/l)	河川水のサンプル採取による分析	新発田川 4.4mg/l (2024)	新発田川 3.0mg/l	生活環境課	水洗化率	水洗化の状況を示す指標	(接続人口/計画区域人口)×100	92.3% (2024)	93.0%	上下水道課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																											
河川のBOD75%値	河川の水質汚濁の状況を示す数値(基準値;新発田川5mg/l)	河川水のサンプル採取による分析	新発田川 3.0mg/l (2020)	新発田川 3.0mg/l	生活環境課																																											
水洗化率	水洗化の状況を示す指標	(接続人口/計画区域人口)×100	89% (2020)	91%	上下水道課																																											
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																											
河川のBOD75%値 ¹	河川の水質汚濁の状況を示す数値(基準値;新発田川5mg/l)	河川水のサンプル採取による分析	新発田川 4.4mg/l (2024)	新発田川 3.0mg/l	生活環境課																																											
水洗化率	水洗化の状況を示す指標	(接続人口/計画区域人口)×100	92.3% (2024)	93.0%	上下水道課																																											
<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 河川環境下での共生 ➡ (1) 河川整備・動植物の保全等 </div>						<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 河川環境下での共生 ➡ (1) 河川整備・動植物の保全等 </div>																																										
<p>(1) 河川整備・動植物の保全等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 下水道の加入促進により、水質の浄化を推進します。 ● 動植物の生態系への影響を考慮し自然浄化作用を活かした護岸整備を促進します。 ● 河川堤防などでの安全対策とともに、管理用道路の有効利用の検討を進め、水と親しめるような空間の整備を促進します。 ● 加治川における堤桜復元に努めるとともに、自然と文明の調和の大切さ、それを支える治水・利水行政の重要性、歴史を後世に引き継いでいきます。 						<p>(1) 河川整備・動植物の保全等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 下水道の加入促進により、水質の浄化を推進します。 ● 動植物の生態系への影響を考慮し自然浄化作用を活かした護岸整備を促進します。 ● 河川堤防などでの安全対策とともに、管理用道路の有効利用の検討を進め、水と親しめるような空間の整備を促進します。 ● 加治川における堤桜復元に努めるとともに、自然と文明の調和の大切さ、それを支える治水・利水行政の重要性、歴史を後世に引き継いでいきます。 																																										
<p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新発田川放水路樹木管理</td> <td>新発田川放水路管理用道路脇の適正な植栽管理を県に要望します。</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>派川加治川水環境保全事業(再掲)</td> <td>新発田市などとの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>小・中学校における環境学習や郷土学習の推進</td> <td>公園や河川など町の自然環境施設を、環境学習や郷土学習の教材として活用します。</td> <td>子ども教育課 ふるさと整備課</td> </tr> </tbody> </table>						主要事業名	事業の説明	担当課	新発田川放水路樹木管理	新発田川放水路管理用道路脇の適正な植栽管理を県に要望します。	ふるさと整備課	派川加治川水環境保全事業(再掲)	新発田市などとの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。	産業観光課	小・中学校における環境学習や郷土学習の推進	公園や河川など町の自然環境施設を、環境学習や郷土学習の教材として活用します。	子ども教育課 ふるさと整備課	<p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新発田川放水路樹木管理</td> <td>新発田川放水路管理用道路脇の適正な植栽管理を県に要望します。</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>派川加治川水環境保全事業(再掲)</td> <td>新発田市などとの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>小・中学校における環境学習や郷土学習の推進</td> <td>公園や河川など町の自然環境施設を、環境学習や郷土学習の教材として活用します。</td> <td>子ども教育課 ふるさと整備課</td> </tr> </tbody> </table>						主要事業名	事業の説明	担当課	新発田川放水路樹木管理	新発田川放水路管理用道路脇の適正な植栽管理を県に要望します。	ふるさと整備課	派川加治川水環境保全事業(再掲)	新発田市などとの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。	産業観光課	小・中学校における環境学習や郷土学習の推進	公園や河川など町の自然環境施設を、環境学習や郷土学習の教材として活用します。	子ども教育課 ふるさと整備課													
主要事業名	事業の説明	担当課																																														
新発田川放水路樹木管理	新発田川放水路管理用道路脇の適正な植栽管理を県に要望します。	ふるさと整備課																																														
派川加治川水環境保全事業(再掲)	新発田市などとの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。	産業観光課																																														
小・中学校における環境学習や郷土学習の推進	公園や河川など町の自然環境施設を、環境学習や郷土学習の教材として活用します。	子ども教育課 ふるさと整備課																																														
主要事業名	事業の説明	担当課																																														
新発田川放水路樹木管理	新発田川放水路管理用道路脇の適正な植栽管理を県に要望します。	ふるさと整備課																																														
派川加治川水環境保全事業(再掲)	新発田市などとの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。	産業観光課																																														
小・中学校における環境学習や郷土学習の推進	公園や河川など町の自然環境施設を、環境学習や郷土学習の教材として活用します。	子ども教育課 ふるさと整備課																																														


¹ 河川のBOD75%値：生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demandの略称)で、溶存酸素の存在下で、水中の有機物質などが生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量で、この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。75%値とは、年間観測データを数値の低い方から並べて75%目の数値を指す。

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																														
<h3>3 緑地保全・緑化推進</h3> <p>【現状と課題】 (緑地保全・緑化推進) ・ 開発による緑地の減少や野生動植物の生息場所の減少を抑制するとともに、植林の推進や既存林などの有効活用、並びに緑化に対する町民の意識高揚を図ることで、自然環境の中で心豊かな生活を送ることが課題となっています。</p> <p>【基本方針】 貴重な緑地の保全、既存林の有効活用、緑化意識の高揚を推進します。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苗木配布件数</td> <td>町民への緑化推進対策の状況を示す指標</td> <td>申請件数(累計)</td> <td>673件(2019)</td> <td>970件</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>聖籠さわやかクリーンサポート登録団体数</td> <td>道路・公園等公共施設での協働による緑化等環境美化の取組状況を示す指標</td> <td>合意書締結団体数</td> <td>27団体(2019)</td> <td>35団体</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> 緑地保全・緑化推進 ➡ <div style="margin-left: 20px;"> <p>(1) 緑地の保全</p> <p>(2) 緑化の推進</p> </div> </div> <p>(1) 緑地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既存緑地を保存するため、管理面の充実を図るとともに、特に保安林については継続して定期的な植樹及び育樹を実施します。 また、松くい虫被害対策として、樹幹注入や伐倒駆除などを実施して、被害の予防や拡大防止に努めます。 <p>(2) 緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活空間に潤いを得るため、住宅団地及び工業団地などにおける緑化の協力を要望します。 ● 快適な生活空間を保持するため、県などの関係機関に対し、新潟東港工業地帯から住宅地までの間の新潟東港 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	苗木配布件数	町民への緑化推進対策の状況を示す指標	申請件数(累計)	673件(2019)	970件	ふるさと整備課	聖籠さわやかクリーンサポート登録団体数	道路・公園等公共施設での協働による緑化等環境美化の取組状況を示す指標	合意書締結団体数	27団体(2019)	35団体	ふるさと整備課	<h3>3 緑地保全・緑化推進</h3> <p>関連するSDGs </p> <p>【現状と課題】 (緑地保全・緑化推進) ・ 開発による緑地の減少や野生動植物の生息場所の減少を抑制するとともに、植林の推進や既存林などの有効活用、並びに緑化に対する町民の意識高揚を図ることで、自然環境の中で心豊かな生活を送ることが課題となっています。</p> <p>【基本方針】 貴重な緑地の保全、既存林の有効活用、緑化意識の高揚を推進します。</p> <p>＜施策目標(分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>聖籠さわやかクリーンサポート登録団体数</td> <td>道路・公園等公共施設での協働による緑化等環境美化の取組状況を示す指標</td> <td>合意書締結団体数</td> <td>42団体(2024)</td> <td>47団体</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> 緑地保全・緑化推進 ➡ <div style="margin-left: 20px;"> <p>(1) 緑地の保全</p> <p>(2) 緑化の推進</p> </div> </div> <p>(1) 緑地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既存緑地を保存するため、管理面の充実を図るとともに、特に保安林については継続して定期的な植樹及び育樹を実施します。 また、松くい虫被害対策として、樹幹注入や伐倒駆除などを実施して、被害の予防や拡大防止に努めます。 <p>(2) 緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活空間に潤いを得るため、住宅団地及び工業団地などにおける緑化の協力を要望します。 ● 快適な生活空間を保持するため、県などの関係機関に対し、新潟東港工業地帯から住宅地までの間の新潟東港 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	聖籠さわやかクリーンサポート登録団体数	道路・公園等公共施設での協働による緑化等環境美化の取組状況を示す指標	合意書締結団体数	42団体(2024)	47団体	ふるさと整備課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																											
苗木配布件数	町民への緑化推進対策の状況を示す指標	申請件数(累計)	673件(2019)	970件	ふるさと整備課																											
聖籠さわやかクリーンサポート登録団体数	道路・公園等公共施設での協働による緑化等環境美化の取組状況を示す指標	合意書締結団体数	27団体(2019)	35団体	ふるさと整備課																											
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																											
聖籠さわやかクリーンサポート登録団体数	道路・公園等公共施設での協働による緑化等環境美化の取組状況を示す指標	合意書締結団体数	42団体(2024)	47団体	ふるさと整備課																											

第5次総合計画(後期基本計画) 第1章 II (自然環境との共生 編)

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																							
<p>緩衝緑地帯の適正な維持管理と整備を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町民への緑化意識誘発のため、緑化など環境美化活動の先導・牽引的組織の育成を図り、町民自ら緑に対する意識を持ち、育んでいくことができるような対策を講ずるとともに町民が緑を愛し、緑化活動に積極的に参画する心を自ら育てていくため、ボランティア組織・団体の育成並びに活動促進を図ります。 ● 公園等公共施設用地の維持管理や緑化の推進事業に対して、行政と町民との役割分担を明確にし、相互に責任を持って緑化推進を図るため、町民自らも労力や経費などを負担する協働による緑化推進に取り組めるような体制づくりを図ります。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松くい虫防除事業(再掲)</td> <td>松くい虫被害を防ぐため、マツノマダラカミキリの防除を行うとともに、被害にあった被害木を処理します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>派川加治川水環境保全事業(再掲)</td> <td>新発田市などの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>苗木配布事業</td> <td>緑化推進の目的で慶事などの際には町民に対して苗木を配布します。</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>草花開花マップ</td> <td>作成した本町内の草花開花マップの活用により、緑化意識の高揚を図ります。</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>小・中学校における環境学習や郷土学習の推進(再掲)</td> <td>公園や河川など町の自然環境施設を、環境学習や郷土学習の教材としての活用を推進します。</td> <td>子ども教育課 ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>環境美化推進事業</td> <td>緑化等の環境美化に対する町民意識の向上を図り、環境美化活動取組団体(ボランティア団体)の育成・支援します。</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	松くい虫防除事業(再掲)	松くい虫被害を防ぐため、マツノマダラカミキリの防除を行うとともに、被害にあった被害木を処理します。	産業観光課	派川加治川水環境保全事業(再掲)	新発田市などの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。	産業観光課	苗木配布事業	緑化推進の目的で慶事などの際には町民に対して苗木を配布します。	ふるさと整備課	草花開花マップ	作成した本町内の草花開花マップの活用により、緑化意識の高揚を図ります。	ふるさと整備課	小・中学校における環境学習や郷土学習の推進(再掲)	公園や河川など町の自然環境施設を、環境学習や郷土学習の教材としての活用を推進します。	子ども教育課 ふるさと整備課	環境美化推進事業	緑化等の環境美化に対する町民意識の向上を図り、環境美化活動取組団体(ボランティア団体)の育成・支援します。	ふるさと整備課	<p>緩衝緑地帯の適正な維持管理と整備を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町民への緑化意識誘発のため、緑化など環境美化活動の先導・牽引的組織の育成を図り、町民自ら緑に対する意識を持ち、育んでいくことができるような対策を講ずるとともに町民が緑を愛し、緑化活動に積極的に参画する心を自ら育てていくため、ボランティア組織・団体の育成並びに活動促進を図ります。 ● 公園等公共施設用地の維持管理や緑化の推進事業に対して、行政と町民との役割分担を明確にし、相互に責任を持って緑化推進を図るため、町民自らも労力や経費などを負担する協働による緑化推進に取り組めるような体制づくりを図ります。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松くい虫防除事業(再掲)</td> <td>松くい虫被害を防ぐため、マツノマダラカミキリの防除を行うとともに、被害にあった被害木を処理します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>派川加治川水環境保全事業(再掲)</td> <td>新発田市などの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>草花開花マップ</td> <td>作成した本町内の草花開花マップの活用により、緑化意識の高揚を図ります。</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>小・中学校における環境学習や郷土学習の推進(再掲)</td> <td>公園や河川など町の自然環境施設を、環境学習や郷土学習の教材としての活用を推進します。</td> <td>子ども教育課 ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>環境美化推進事業</td> <td>緑化等の環境美化に対する町民意識の向上を図り、環境美化活動取組団体(ボランティア団体)の育成・支援します。</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	松くい虫防除事業(再掲)	松くい虫被害を防ぐため、マツノマダラカミキリの防除を行うとともに、被害にあった被害木を処理します。	産業観光課	派川加治川水環境保全事業(再掲)	新発田市などの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。	産業観光課	草花開花マップ	作成した本町内の草花開花マップの活用により、緑化意識の高揚を図ります。	ふるさと整備課	小・中学校における環境学習や郷土学習の推進(再掲)	公園や河川など町の自然環境施設を、環境学習や郷土学習の教材としての活用を推進します。	子ども教育課 ふるさと整備課	環境美化推進事業	緑化等の環境美化に対する町民意識の向上を図り、環境美化活動取組団体(ボランティア団体)の育成・支援します。	ふるさと整備課	
主要事業名	事業の説明	担当課																																							
松くい虫防除事業(再掲)	松くい虫被害を防ぐため、マツノマダラカミキリの防除を行うとともに、被害にあった被害木を処理します。	産業観光課																																							
派川加治川水環境保全事業(再掲)	新発田市などの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。	産業観光課																																							
苗木配布事業	緑化推進の目的で慶事などの際には町民に対して苗木を配布します。	ふるさと整備課																																							
草花開花マップ	作成した本町内の草花開花マップの活用により、緑化意識の高揚を図ります。	ふるさと整備課																																							
小・中学校における環境学習や郷土学習の推進(再掲)	公園や河川など町の自然環境施設を、環境学習や郷土学習の教材としての活用を推進します。	子ども教育課 ふるさと整備課																																							
環境美化推進事業	緑化等の環境美化に対する町民意識の向上を図り、環境美化活動取組団体(ボランティア団体)の育成・支援します。	ふるさと整備課																																							
主要事業名	事業の説明	担当課																																							
松くい虫防除事業(再掲)	松くい虫被害を防ぐため、マツノマダラカミキリの防除を行うとともに、被害にあった被害木を処理します。	産業観光課																																							
派川加治川水環境保全事業(再掲)	新発田市などの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。	産業観光課																																							
草花開花マップ	作成した本町内の草花開花マップの活用により、緑化意識の高揚を図ります。	ふるさと整備課																																							
小・中学校における環境学習や郷土学習の推進(再掲)	公園や河川など町の自然環境施設を、環境学習や郷土学習の教材としての活用を推進します。	子ども教育課 ふるさと整備課																																							
環境美化推進事業	緑化等の環境美化に対する町民意識の向上を図り、環境美化活動取組団体(ボランティア団体)の育成・支援します。	ふるさと整備課																																							

第5次総合計画 (後期基本計画) 第1章 III (生活環境の整備 編)


現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026-2030)	備考																																																
III 生活環境の整備	III 生活環境の整備																																																	
1 道路管理の適正化	1 道路管理の適正化																																																	
関連するSDGs																																																		
【現状と課題】 (道路維持・修繕)	【現状と課題】 (道路維持・修繕)																																																	
<ul style="list-style-type: none"> 道路施設などの機能損失が重大事故に直結することから、沿線も含めた監視体制の強化とともに、安全な維持管理が課題となっています。 高速交通体系化が進む中で、騒音、振動による住環境の悪化など、道路沿線での環境対策が課題となっています。 既存ストックの経年劣化に伴い老朽化が進み、修繕等による施設の更新が課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路施設などの機能損失が重大事故に直結することから、沿線も含めた監視体制の強化とともに、安全な維持管理が課題となっています。 高速交通体系化が進む中で、騒音、振動による住環境の悪化など、道路沿線での環境対策が課題となっています。 既存ストック¹の経年劣化に伴い老朽化が進み、修繕等による施設の更新が課題となっています。 																																																	
(冬期間の交通確保)	(冬期間の交通確保)																																																	
<ul style="list-style-type: none"> 除雪路線数の増加や産業活動の多様化に伴い、迅速な除雪体制の確保が課題となっています。 冬期間における集落内の狭あい道路において、雪が道路脇に堆積することから車の走行及び歩行者の安全性などに配慮した道幅の確保が課題となっています。 近年の気象状況の特徴的な現象であるゲリラ的な降雪による除雪作業の遅延が課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 除雪路線数の増加や産業活動の多様化に伴い、迅速な除雪体制の確保が課題となっています。 冬期間における集落内の狭あい道路において、雪が道路脇に堆積することから車の走行及び歩行者の安全性などに配慮した道幅の確保が課題となっています。 近年の気象状況の特徴的な現象であるゲリラ的な降雪による除雪作業の遅延が課題となっています。 																																																	
【基本方針】	【基本方針】																																																	
<p>安全で快適な道路利用を図るため、道路維持管理の徹底と、冬期間における交通確保に向けた除雪の体制強化に努めます。</p> <p>インフラの新規整備は投資効果の高い事業に集中的に投資し、既存ストックは長寿命化を図りながら効果的な維持管理・更新を行う一方で、老朽化が進み利用者が少ない道路施設は更新せず廃止を検討することも必要です。</p>	<p>安全で快適な道路利用を図るため、道路維持管理の徹底と、冬期間における交通確保に向けた除雪の体制強化に努めます。</p> <p>インフラの新規整備は投資効果の高い事業に集中的に投資し、既存ストックは長寿命化を図りながら効果的な維持管理・更新を行う一方で、老朽化が進み利用者が少ない道路施設は更新せず廃止を検討することも必要です。</p>																																																	
＜施策目標 (分野別目標)＞	＜施策目標 (分野別目標)＞																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁修繕率</td> <td>老朽化した橋を法令に基づき点検修繕する指標</td> <td>修繕対象の修繕数</td> <td>0% (2019)</td> <td>8.9%</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>舗装修繕率</td> <td>傷んだ舗装の修繕を示す指数</td> <td>舗装道路の全延長の内修繕を行った延長</td> <td>16% (2019)</td> <td>36%</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>消雪パイプの整備済延長</td> <td>冬期間の安全な交通確保対策の整備状況を示す指標</td> <td>整備済延長(累計)</td> <td>20.0km (2019)</td> <td>22.8km</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課	橋梁修繕率	老朽化した橋を法令に基づき点検修繕する指標	修繕対象の修繕数	0% (2019)	8.9%	ふるさと整備課	舗装修繕率	傷んだ舗装の修繕を示す指数	舗装道路の全延長の内修繕を行った延長	16% (2019)	36%	ふるさと整備課	消雪パイプの整備済延長	冬期間の安全な交通確保対策の整備状況を示す指標	整備済延長(累計)	20.0km (2019)	22.8km	ふるさと整備課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁修繕率</td> <td>老朽化した橋を法令に基づき点検修繕する指標</td> <td>修繕対象の修繕数</td> <td>9.7% (2024)</td> <td>18.2%</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>舗装修繕率</td> <td>傷んだ舗装の修繕を示す指数</td> <td>舗装道路の全延長の内修繕を行った延長</td> <td>29.8% (2024)</td> <td>47.1%</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>消雪パイプの整備済延長</td> <td>冬期間の安全な交通確保対策の整備状況を示す指標</td> <td>整備済延長(累計)</td> <td>22.9km (2024)</td> <td>25.4km</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課	橋梁修繕率	老朽化した橋を法令に基づき点検修繕する指標	修繕対象の修繕数	9.7% (2024)	18.2%	ふるさと整備課	舗装修繕率	傷んだ舗装の修繕を示す指数	舗装道路の全延長の内修繕を行った延長	29.8% (2024)	47.1%	ふるさと整備課	消雪パイプの整備済延長	冬期間の安全な交通確保対策の整備状況を示す指標	整備済延長(累計)	22.9km (2024)	25.4km	ふるさと整備課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課																																													
橋梁修繕率	老朽化した橋を法令に基づき点検修繕する指標	修繕対象の修繕数	0% (2019)	8.9%	ふるさと整備課																																													
舗装修繕率	傷んだ舗装の修繕を示す指数	舗装道路の全延長の内修繕を行った延長	16% (2019)	36%	ふるさと整備課																																													
消雪パイプの整備済延長	冬期間の安全な交通確保対策の整備状況を示す指標	整備済延長(累計)	20.0km (2019)	22.8km	ふるさと整備課																																													
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課																																													
橋梁修繕率	老朽化した橋を法令に基づき点検修繕する指標	修繕対象の修繕数	9.7% (2024)	18.2%	ふるさと整備課																																													
舗装修繕率	傷んだ舗装の修繕を示す指数	舗装道路の全延長の内修繕を行った延長	29.8% (2024)	47.1%	ふるさと整備課																																													
消雪パイプの整備済延長	冬期間の安全な交通確保対策の整備状況を示す指標	整備済延長(累計)	22.9km (2024)	25.4km	ふるさと整備課																																													

¹ 既存ストック：過去に整備され現在保有している公共施設やインフラ資産のこと。

第5次総合計画 (後期基本計画) 第1章 III (生活環境の整備 編)

現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)	備考																														
<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>道路管理の適正化 → (1) 道路維持・修繕 (2) 冬期間の交通確保</p> </div> <p>(1) 道路維持・修繕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 歩行者及び車の安全で快適な利用を図るため、道路パトロールを強化し、危険箇所の改善を行うなど、適正な維持管理に努めます。 ● 国・県道施設の未整備箇所や道路沿線の環境悪化箇所を改善するため、関係機関に対して整備を要望します。 ● 橋梁の点検については、法令により5年に1度の近接目視点検が義務づけられており、予防保全とし計画的に修繕を行い適正な道路維持に努めます。 <p>(2) 冬期間の交通確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 迅速、安全な除雪を行うため、道路整備状況に応じた除雪車の増強や消雪パイプの整備等を推進し、除雪体制の強化を図ります。 ● 雪が堆積した集落内の狭あい道路において、歩行者及び車の安全性などに配慮した道幅を確保するため、消雪パイプなどの整備に努めます。 ● 地域住民及び企業などとの相互協力のもとで円滑な除雪作業に努めます。 ● 本町内全域の円滑な除・消雪が図られるよう、国・県道と連携した除雪体制の充実に努めます。 ● 除雪オペレータの技術向上策に努めます。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c6e0b4;">主要事業名</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">事業の説明</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁修繕</td> <td>国の補助金を活用しながら、老朽化が進んだ橋の修繕を計画的に行います。</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>舗装修繕</td> <td>舗装の劣化等による騒音・振動など住環境に配慮し舗装の修繕を計画的に行います。</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>消雪パイプの整備推進</td> <td>国の補助金を活用しながら、集落内の狭あい道路など計画的に消雪パイプを整備します。</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>安心で安全な機械除雪</td> <td>管理道路の延長が増えてきている中、ゲリラ的な降雪等による除雪時間の遅延対応から除雪路線の見直しを行い、町民の理解協力を得て冬期の安全な道路管理に努めます。民間業者保有の除雪車を最大限活用するとともに、町有除雪車の整備及び老朽化に伴う費用対効果を考慮した対応を図ります。</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	橋梁修繕	国の補助金を活用しながら、老朽化が進んだ橋の修繕を計画的に行います。	ふるさと整備課	舗装修繕	舗装の劣化等による騒音・振動など住環境に配慮し舗装の修繕を計画的に行います。	ふるさと整備課	消雪パイプの整備推進	国の補助金を活用しながら、集落内の狭あい道路など計画的に消雪パイプを整備します。	ふるさと整備課	安心で安全な機械除雪	管理道路の延長が増えてきている中、ゲリラ的な降雪等による除雪時間の遅延対応から除雪路線の見直しを行い、町民の理解協力を得て冬期の安全な道路管理に努めます。民間業者保有の除雪車を最大限活用するとともに、町有除雪車の整備及び老朽化に伴う費用対効果を考慮した対応を図ります。	ふるさと整備課	<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>道路管理の適正化 → (1) 道路維持・修繕 (2) 冬期間の交通確保</p> </div> <p>(1) 道路維持・修繕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 歩行者及び車の安全で快適な利用を図るため、道路パトロールを強化し、危険箇所の改善を行うなど、適正な維持管理に努めます。 ● 国・県道施設の未整備箇所や道路沿線の環境悪化箇所を改善するため、関係機関に対して整備を要望します。 ● 橋梁の点検については、法令により5年に1度の近接目視点検が義務づけられており、予防保全とし計画的に修繕を行い適正な道路維持に努めます。 <p>(2) 冬期間の交通確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 迅速、安全な除雪を行うため、道路整備状況に応じた除雪車の増強や消雪パイプの整備等を推進し、除雪体制の強化を図ります。 ● 雪が堆積した集落内の狭あい道路において、歩行者及び車の安全性などに配慮した道幅を確保するため、消雪パイプなどの整備に努めます。 ● 地域住民及び企業などとの相互協力のもとで円滑な除雪作業に努めます。 ● 本町内全域の円滑な除・消雪が図られるよう、国・県道と連携した除雪体制の充実に努めます。 ● 除雪オペレータの技術向上策に努めます。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c6e0b4;">主要事業名</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">事業の説明</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁修繕</td> <td>国の補助金を活用しながら、老朽化が進んだ橋の修繕を計画的に行います。</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>舗装修繕</td> <td>舗装の劣化等による騒音・振動など住環境に配慮し舗装の修繕を計画的に行います。</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>消雪パイプの整備推進</td> <td>国の補助金を活用しながら、集落内の狭あい道路など計画的に消雪パイプを整備します。</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>安心で安全な機械除雪</td> <td>管理道路の延長が増えてきている中、ゲリラ的な降雪等による除雪時間の遅延対応から除雪路線の見直しを行い、町民の理解協力を得て冬期の安全な道路管理に努めます。民間業者保有の除雪車を最大限活用するとともに、町有除雪車の整備及び老朽化に伴う費用対効果を考慮した対応を図ります。</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	橋梁修繕	国の補助金を活用しながら、老朽化が進んだ橋の修繕を計画的に行います。	ふるさと整備課	舗装修繕	舗装の劣化等による騒音・振動など住環境に配慮し舗装の修繕を計画的に行います。	ふるさと整備課	消雪パイプの整備推進	国の補助金を活用しながら、集落内の狭あい道路など計画的に消雪パイプを整備します。	ふるさと整備課	安心で安全な機械除雪	管理道路の延長が増えてきている中、ゲリラ的な降雪等による除雪時間の遅延対応から除雪路線の見直しを行い、町民の理解協力を得て冬期の安全な道路管理に努めます。民間業者保有の除雪車を最大限活用するとともに、町有除雪車の整備及び老朽化に伴う費用対効果を考慮した対応を図ります。	ふるさと整備課	
主要事業名	事業の説明	担当課																														
橋梁修繕	国の補助金を活用しながら、老朽化が進んだ橋の修繕を計画的に行います。	ふるさと整備課																														
舗装修繕	舗装の劣化等による騒音・振動など住環境に配慮し舗装の修繕を計画的に行います。	ふるさと整備課																														
消雪パイプの整備推進	国の補助金を活用しながら、集落内の狭あい道路など計画的に消雪パイプを整備します。	ふるさと整備課																														
安心で安全な機械除雪	管理道路の延長が増えてきている中、ゲリラ的な降雪等による除雪時間の遅延対応から除雪路線の見直しを行い、町民の理解協力を得て冬期の安全な道路管理に努めます。民間業者保有の除雪車を最大限活用するとともに、町有除雪車の整備及び老朽化に伴う費用対効果を考慮した対応を図ります。	ふるさと整備課																														
主要事業名	事業の説明	担当課																														
橋梁修繕	国の補助金を活用しながら、老朽化が進んだ橋の修繕を計画的に行います。	ふるさと整備課																														
舗装修繕	舗装の劣化等による騒音・振動など住環境に配慮し舗装の修繕を計画的に行います。	ふるさと整備課																														
消雪パイプの整備推進	国の補助金を活用しながら、集落内の狭あい道路など計画的に消雪パイプを整備します。	ふるさと整備課																														
安心で安全な機械除雪	管理道路の延長が増えてきている中、ゲリラ的な降雪等による除雪時間の遅延対応から除雪路線の見直しを行い、町民の理解協力を得て冬期の安全な道路管理に努めます。民間業者保有の除雪車を最大限活用するとともに、町有除雪車の整備及び老朽化に伴う費用対効果を考慮した対応を図ります。	ふるさと整備課																														

第5次総合計画 (後期基本計画) 第1章 III (生活環境の整備 編)

現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)	備考																																				
<h2>2 体系化された道路網の整備</h2> <p>【現状と課題】</p> <p>(道路ネットワークの形成)</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来的な交通体系を構築するため、ネットワークを形成した道路づくりが課題となっています。 本町の内外を見渡した道路網の体系化を図るとともに、道路の役割を考慮した整備が課題となっています。 <p>(幹線道路の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路幅が狭いなど、交通等に支障がある箇所の対策が課題となっています。 交通量が多く拡幅困難な路線については、バイパスなど路線変更の検討が課題となっています。 自転車や歩行者の安全確保を強化するため、自転車歩行者道、歩道、自転車通行帯の整備の充実を図ることが課題となっています。 <p>(地域間連絡道路の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通状況の変化による整備を推進していますが、住宅団地開発などに対応した迅速な整備が新たな課題となっています。 <p>(集落内道路の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 狭い道路については、生活道路として支障をきたしているとともに、防災空間の確保ができない状況となっていることから、拡幅整備が課題となっています。 <p>(通学路の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車の増加等による交通状況の変化により、歩道の無い道路での子どもたちの安心で安全な歩道整備が課題となっています。 <p>【基本方針】</p> <p>生活空間と防災空間を確保する道路整備を図るとともに、通学時間帯規制による車両の通行規制を関係機関と連携し歩行者の安全確保に努めます。</p> <p><施策目標 (分野別目標) ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町道改良率</td> <td>町道の整備状況を示す指標</td> <td>(規格改良済延長/全体実延長) × 100</td> <td>79.4% (2019)</td> <td>79.9%</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>歩道整備率</td> <td>通学路の歩道整備状況を示す指数</td> <td>通学路歩道整備延長</td> <td>110m (2019)</td> <td>1,466m</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課	町道改良率	町道の整備状況を示す指標	(規格改良済延長/全体実延長) × 100	79.4% (2019)	79.9%	ふるさと整備課	歩道整備率	通学路の歩道整備状況を示す指数	通学路歩道整備延長	110m (2019)	1,466m	ふるさと整備課	<h2>2 体系化された道路網の整備</h2> <p>関連するSDGs </p> <p>【現状と課題】</p> <p>(道路ネットワークの形成)</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来的な交通体系を構築するため、ネットワークを形成した道路づくりが課題となっています。 本町の内外を見渡した道路網の体系化を図るとともに、道路の役割を考慮した整備が課題となっています。 <p>(幹線道路の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路幅が狭いなど、交通等に支障がある箇所の対策が課題となっています。 交通量が多く拡幅困難な路線については、バイパスなど路線変更の検討が課題となっています。 自転車や歩行者の安全確保を強化するため、自転車歩行者道、歩道、自転車通行帯の整備の充実を図ることが課題となっています。 <p>(地域間連絡道路の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通状況の変化による整備を推進していますが、住宅団地開発などに対応した迅速な整備が新たな課題となっています。 <p>(集落内道路の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 狭い道路については、生活道路として支障をきたしているとともに、防災空間の確保ができない状況となっていることから、拡幅整備が課題となっています。 <p>(通学路の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車の増加等による交通状況の変化により、歩道の無い道路での子どもたちの安心で安全な歩道整備が課題となっています。 <p>【基本方針】</p> <p>生活空間と防災空間を確保する道路整備を図るとともに、通学時間帯規制による車両の通行規制を関係機関と連携し歩行者の安全確保に努めます。</p> <p><施策目標 (分野別目標) ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町道改良率</td> <td>町道の整備状況を示す指標</td> <td>(規格改良済延長/全体実延長) × 100</td> <td>79.8% (2024)</td> <td>80.3%</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>歩道整備率</td> <td>通学路の歩道整備状況を示す指数</td> <td>通学路歩道整備延長</td> <td>1863m (2024)</td> <td>2,238m</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課	町道改良率	町道の整備状況を示す指標	(規格改良済延長/全体実延長) × 100	79.8% (2024)	80.3%	ふるさと整備課	歩道整備率	通学路の歩道整備状況を示す指数	通学路歩道整備延長	1863m (2024)	2,238m	ふるさと整備課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課																																	
町道改良率	町道の整備状況を示す指標	(規格改良済延長/全体実延長) × 100	79.4% (2019)	79.9%	ふるさと整備課																																	
歩道整備率	通学路の歩道整備状況を示す指数	通学路歩道整備延長	110m (2019)	1,466m	ふるさと整備課																																	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課																																	
町道改良率	町道の整備状況を示す指標	(規格改良済延長/全体実延長) × 100	79.8% (2024)	80.3%	ふるさと整備課																																	
歩道整備率	通学路の歩道整備状況を示す指数	通学路歩道整備延長	1863m (2024)	2,238m	ふるさと整備課																																	

第5次総合計画 (後期基本計画) 第1章 III (生活環境の整備 編)


<p>現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)</p>	<p>(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)</p>	<p>備考</p>
<p>【施策の方向】</p> <div data-bbox="249 453 1210 684" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>体系化された道路網の整備 →</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 道路ネットワークの形成 (2) 幹線道路の整備 (3) 地域間連絡道路の整備 (4) 集落内道路の整備 (5) 通学路の整備 </div> <p>(1) 道路ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路ネットワークの計画的整備により、隣接市を結ぶ広域間及び集落を結ぶ地域間の連携強化を図ります。 <p>(2) 幹線道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町内を通過し県内外の主要都市を結ぶ広域幹線道路、周辺市へのアクセスのための主要幹線道路、そして、本町内主要道路などそれぞれの位置づけの明確化を図ります。 ● 交通量緩和措置や歩行者の安全性、快適性確保のため、農道も含めて総合的な道路交通網の体系化を推進します。また、必要に応じて道路管理機関に対し防音施設などの環境対策整備を要望します。 ● 自転車歩行者道は、途切れることのない、連絡の良いネットワーク化に努めます。また、身体障がい者、高齢者などが支障なく通行できるよう段差の解消などを行い、特に、福祉関連施設のアクセス道や周辺道の早期整備に努めます。 ● 車両の高速交通化が進む中で、自転車利用者や歩行者安全確保のため、自転車歩行者道及び街路灯設置に向けた整備を推進します。 <p>(3) 地域間連絡道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 集落を結ぶ生活道路及び国・県道を補完する重要な路線を、安全で快適な利用ができるよう、整備を図ります。 ● 市街地の適正な交通空間を創出するため、本町決定の都市計画街路の未整備路線については、現状を踏まえた路線計画の見直しにより、整備を推進します。 ● 自転車利用者や歩行者の安全確保のため、自転車歩行者道、歩道、自転車通行帯の整備を推進します。 <p>(4) 集落内道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 必要な生活道路空間、防災空間を確保するため、現状を踏まえて道路整備の必要性を判断し対応します。 ● 幅幅が困難な狭あい道路については、生活空間を確保するため、消雪パイプなどの整備を検討し対応します。 <p>(5) 通学路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちが安心して安全に通学できる歩道整備を進めます。 	<p>【施策の方向】</p> <div data-bbox="1567 453 2528 684" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>体系化された道路網の整備 →</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 道路ネットワークの形成 (2) 幹線道路の整備 (3) 地域間連絡道路の整備 (4) 集落内道路の整備 (5) 通学路の整備 </div> <p>(1) 道路ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路ネットワークの計画的整備により、隣接市を結ぶ広域間及び集落を結ぶ地域間の連携強化を図ります。 <p>(2) 幹線道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町内を通過し県内外の主要都市を結ぶ広域幹線道路、周辺市へのアクセスのための主要幹線道路、そして、本町内主要道路などそれぞれの位置づけの明確化を図ります。 ● 交通量緩和措置や歩行者の安全性、快適性確保のため、農道も含めて総合的な道路交通網の体系化を推進します。また、必要に応じて道路管理機関に対し防音施設などの環境対策整備を要望します。 ● 自転車歩行者道は、途切れることのない、連絡の良いネットワーク化に努めます。また、身体障がい者、高齢者などが支障なく通行できるよう段差の解消などを行い、特に、福祉関連施設のアクセス道や周辺道の早期整備に努めます。 ● 車両の高速交通化が進む中で、自転車利用者や歩行者安全確保のため、自転車歩行者道及び街路灯設置に向けた整備を推進します。 <p>(3) 地域間連絡道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 集落を結ぶ生活道路及び国・県道を補完する重要な路線を、安全で快適な利用ができるよう、整備を図ります。 ● 市街地の適正な交通空間を創出するため、本町決定の都市計画街路の未整備路線については、現状を踏まえた路線計画の見直しにより、整備を推進します。 ● 自転車利用者や歩行者の安全確保のため、自転車歩行者道、歩道、自転車通行帯の整備を推進します。 <p>(4) 集落内道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 必要な生活道路空間、防災空間を確保するため、現状を踏まえて道路整備の必要性を判断し対応します。 ● 幅幅が困難な狭あい道路については、生活空間を確保するため、消雪パイプなどの整備を検討し対応します。 <p>(5) 通学路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちが安心して安全に通学できる歩道整備を進めます。 	

第5次総合計画 (後期基本計画) 第1章 III (生活環境の整備 編)

現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)			(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)			備考
【主要事業】			【主要事業】			
主要事業名	事業の説明	担当課	主要事業名	事業の説明	担当課	
日本海沿岸東北自動車道建設促進	早期全線4車線化の整備を促進します。	ふるさと整備課	日本海沿岸東北自動車道建設促進	早期全線4車線化の整備を促進します。	ふるさと整備課	
国道113号道路改良促進	拡幅が困難である現状を考慮した対策を促進します。	ふるさと整備課	国道113号道路改良促進	拡幅が困難である現状を考慮した対策を促進します。	ふるさと整備課	
主要地方道新潟新発田村上線整備促進	二本松地内の整備を促進するとともに、未整備区間の歩道整備を県に要望します。	ふるさと整備課	主要地方道新潟新発田村上線整備促進	二本松地内の整備を促進するとともに、未整備区間の歩道整備を県に要望します。	ふるさと整備課	
県道網代浜新発田線整備促進	大夫交差点から高速道路ボックスまでの歩道の拡幅整備を要望します。	ふるさと整備課	県道網代浜新発田線整備促進	大夫交差点から高速道路ボックスまでの歩道の拡幅整備を要望します。	ふるさと整備課	
県道網代浜新発田線消雪パイプ整備促進	大夫交差点からひばりが丘集落間の消雪パイプ未整備区間を整備要望します。	ふるさと整備課				
県道次第浜新発田線整備促進	国道113号との交差点改良を促進します。	ふるさと整備課	県道次第浜新発田線整備促進	国道113号との交差点改良を促進します。	ふるさと整備課	
町道整備	道路のネットワーク形成や幹線及び集落内の道路整備を行います。	ふるさと整備課	町道整備	道路のネットワーク形成や幹線及び集落内の道路整備を行います。	ふるさと整備課	
通学路整備	通学路の歩道整備を推進します。	ふるさと整備課	通学路整備	通学路の歩道整備を推進します。	ふるさと整備課	
3 公共輸送機関の充実			3 公共輸送機関の充実			
【現状と課題】 (公共輸送機関の充実)			【現状と課題】 (公共輸送機関の充実)			
<ul style="list-style-type: none"> 町循環バスにおいて、町民のニーズに即したきめ細かな運行体制の確立や、利用者が快適に利用できる関連施設などの充実が課題となっています。 JR佐々木駅は本町の通勤・通学者の利用が多いことから、関係機関との連携を図りながら、マイカーや町循環バスなどさまざまな交通手段による接続を考慮した駅へのアクセス向上が課題となっています。 鉄道は高速交通体系が整備される中において、周辺地域にもたらす経済効果も多大であることから、関係自治体と協力しながら施設整備の働きかけをすることが課題となっています。 			<div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="background-color: #ff0000; color: white; padding: 2px 5px; margin-right: 10px;">関連するSDGs</div> <div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; font-size: 8px;">3 気候変動 気候変動</div> <div style="background-color: #ff8c00; color: white; padding: 5px; font-size: 8px;">11 持続可能な都市とコミュニティ 持続可能な都市とコミュニティ</div> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> 町循環バスにおいて、町民のニーズに即したきめ細やかな運行体制の確立や<u>運転手不足、利用者の満足度向上</u>が課題となっています。 JR佐々木駅は本町の通勤・通学者の利用が多いことから、関係機関との連携を図りながら、マイカーや町循環バスなどさまざまな交通手段による接続を考慮した駅へのアクセス向上が課題となっています。 鉄道は高速交通体系が整備される中において、周辺地域にもたらす経済効果も多大であることから、関係自治体と協力しながら施設整備の働きかけをすることが課題となっています。 			
【基本方針】			【基本方針】			
町民の利便性向上のための公共交通機関の構築に努めます。			町民の利便性向上のための公共交通機関の構築に努めます。			

第5次総合計画 (後期基本計画) 第1章 III (生活環境の整備 編)

現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)	備考																																																
<p><施策目標 (分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町循環バス利用者数</td> <td>町循環バスの利用状況を示す指標</td> <td>年間延べ乗者数</td> <td>33,530人 (2019)</td> <td>60,000人</td> <td>生活環境課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>公共輸送機関の充実 →</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 町循環バスの適正運行 (2) 公共輸送機関周辺整備 (3) 鉄道の整備 </div> <p>(1) 町循環バスの適正運行</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通勤・通学者及び高齢者の足としての利便性を図るため、適正な運行等について定期的な見直し並びに運行サービスの向上に努めます。 <p>(2) 公共輸送機関周辺整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共輸送機関を快適に利用できるよう、JR佐々木駅へのアクセス向上を図るための道路整備を要望します。 <p>(3) 鉄道の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通勤・通学者の広域化と大量輸送に対応するため、JR白新線の複線化を要望するとともに、新発田駅を經由し、新潟～酒田間を結ぶJR羽越本線における高速化の実現を働きかけます。また、新潟駅と新潟東港地域の都市交通を確保するため、軌道系などの新交通システムの整備を要望します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>循環バス運行事業の充実</td> <td>循環バスの利用状況を検討し町民にとって利便性の高い運行を目指します。</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>JR佐々木駅へのアクセス向上</td> <td>低炭素社会を目指すため鉄道利用需要を喚起する方策としてJR佐々木駅へのアクセス向上を図るための道路整備を関係機関へ要望します。</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>羽越本線高速化の事業促進</td> <td>沿線住民の利便性の向上と上越新幹線の利用者の確保を図るため羽越本線新幹線直通運転を含めた高速化を関係機関とともに促進します。</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課	町循環バス利用者数	町循環バスの利用状況を示す指標	年間延べ乗者数	33,530人 (2019)	60,000人	生活環境課	主要事業名	事業の説明	担当課	循環バス運行事業の充実	循環バスの利用状況を検討し町民にとって利便性の高い運行を目指します。	生活環境課	JR佐々木駅へのアクセス向上	低炭素社会を目指すため鉄道利用需要を喚起する方策としてJR佐々木駅へのアクセス向上を図るための道路整備を関係機関へ要望します。	ふるさと整備課	羽越本線高速化の事業促進	沿線住民の利便性の向上と上越新幹線の利用者の確保を図るため羽越本線新幹線直通運転を含めた高速化を関係機関とともに促進します。	ふるさと整備課	<p><施策目標 (分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町循環バス利用者数</td> <td>町循環バスの利用状況を示す指標</td> <td>年間延べ乗者数</td> <td>66,105人 (2024)</td> <td>68,000人</td> <td>生活環境課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>公共輸送機関の充実 →</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 町循環バスの適正運行 (2) 公共輸送機関周辺整備 (3) 鉄道の整備 </div> <p>(1) 町循環バスの適正運行</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通勤・通学者及び高齢者の足としての利便性を図るため、適正な運行等について定期的な見直し並びに運行サービスの向上に努めます。 <p>(2) 公共輸送機関周辺整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共輸送機関を快適に利用できるよう、JR佐々木駅へのアクセス向上を図るための道路整備を要望します。 <p>(3) 鉄道の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通勤・通学者の広域化と大量輸送に対応するため、JR白新線の複線化を要望するとともに、新発田駅を經由し、新潟～酒田間を結ぶJR羽越本線における高速化の実現を働きかけます。また、新潟駅と新潟東港地域の都市交通を確保するため、軌道系などの新交通システムの整備を要望します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>循環バス運行事業の充実</td> <td>循環バスの利用状況を検討し町民にとって利便性の高い運行を目指します。</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>JR佐々木駅へのアクセス向上</td> <td>低炭素社会を目指すため鉄道利用需要を喚起する方策としてJR佐々木駅へのアクセス向上を図るための道路整備を関係機関へ要望します。</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> <tr> <td>羽越本線高速化の事業促進</td> <td>沿線住民の利便性の向上と上越新幹線の利用者の確保を図るため羽越本線新幹線直通運転を含めた高速化を関係機関とともに促進します。</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課	町循環バス利用者数	町循環バスの利用状況を示す指標	年間延べ乗者数	66,105人 (2024)	68,000人	生活環境課	主要事業名	事業の説明	担当課	循環バス運行事業の充実	循環バスの利用状況を検討し町民にとって利便性の高い運行を目指します。	生活環境課	JR佐々木駅へのアクセス向上	低炭素社会を目指すため鉄道利用需要を喚起する方策としてJR佐々木駅へのアクセス向上を図るための道路整備を関係機関へ要望します。	ふるさと整備課	羽越本線高速化の事業促進	沿線住民の利便性の向上と上越新幹線の利用者の確保を図るため羽越本線新幹線直通運転を含めた高速化を関係機関とともに促進します。	ふるさと整備課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課																																													
町循環バス利用者数	町循環バスの利用状況を示す指標	年間延べ乗者数	33,530人 (2019)	60,000人	生活環境課																																													
主要事業名	事業の説明	担当課																																																
循環バス運行事業の充実	循環バスの利用状況を検討し町民にとって利便性の高い運行を目指します。	生活環境課																																																
JR佐々木駅へのアクセス向上	低炭素社会を目指すため鉄道利用需要を喚起する方策としてJR佐々木駅へのアクセス向上を図るための道路整備を関係機関へ要望します。	ふるさと整備課																																																
羽越本線高速化の事業促進	沿線住民の利便性の向上と上越新幹線の利用者の確保を図るため羽越本線新幹線直通運転を含めた高速化を関係機関とともに促進します。	ふるさと整備課																																																
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課																																													
町循環バス利用者数	町循環バスの利用状況を示す指標	年間延べ乗者数	66,105人 (2024)	68,000人	生活環境課																																													
主要事業名	事業の説明	担当課																																																
循環バス運行事業の充実	循環バスの利用状況を検討し町民にとって利便性の高い運行を目指します。	生活環境課																																																
JR佐々木駅へのアクセス向上	低炭素社会を目指すため鉄道利用需要を喚起する方策としてJR佐々木駅へのアクセス向上を図るための道路整備を関係機関へ要望します。	ふるさと整備課																																																
羽越本線高速化の事業促進	沿線住民の利便性の向上と上越新幹線の利用者の確保を図るため羽越本線新幹線直通運転を含めた高速化を関係機関とともに促進します。	ふるさと整備課																																																

現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)	備考																																				
<h3>4 ごみ処理体制の充実</h3> <p>【現状と課題】 (ごみの減量化・資源化の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃やせるごみについては、ごみ減量策の一環として、一定量以上のごみ処理は有料化する超過従量制による指定袋制度 (可燃ごみ排出指定制度) を導入してごみの減量化を推進しています。併せて、ごみの資源化促進事業への取組により、家庭から排出される可燃ごみは年度ごとに減量化が進んでいます。 ごみの資源化促進事業として、現在 15 分別で収集を行っており、主な資源ごみは、ペットボトル・空き缶・牛乳パック・ガラスびん・プラスチック製容器包装・新聞紙・雑誌・ダンボールであり、回収強化を図っています。 <p>(処理施設等の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物排出抑制及び再生利用などの仕組みや、4R (排出抑制・再利用・再資源化・発生回避) 推進対策の周知を行い、容器包装リサイクル法に基づき分別収集を行っています。資源ごみの回収も順調に推移しており、今後は、リサイクル分別施設の維持管理を適正に行う必要があります。 <p>(不法投棄の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの不法投棄が後を絶たない状況にあることから、定期的な巡回パトロールの実施など監視体制の強化を図る必要があります。 <p>【基本方針】 リサイクルを啓発して循環型社会を構築することによりごみの減量化を図っていきます。不法投棄に関しては、関係機関と連携を図りながら監視体制などを強化します。</p> <p>＜施策目標 (分野別目標) ＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭ごみのリサイクル率</td> <td>ごみの資源化の状況を示す指標</td> <td>町の家庭ごみ収集量全体に占める資源ごみの割合</td> <td>16.9% (2019)</td> <td>20%</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>不法投棄件数</td> <td>不法投棄対策の効果の状況を示す指標</td> <td>不法投棄の通報及び発見件数</td> <td>9 件 (2019)</td> <td>5 件</td> <td>生活環境課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">ごみ処理体制の充実</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (1) ごみの減量化・資源化の促進 (2) 処理施設の維持管理 (3) 不法投棄の防止 </div> </div>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課	家庭ごみのリサイクル率	ごみの資源化の状況を示す指標	町の家庭ごみ収集量全体に占める資源ごみの割合	16.9% (2019)	20%	生活環境課	不法投棄件数	不法投棄対策の効果の状況を示す指標	不法投棄の通報及び発見件数	9 件 (2019)	5 件	生活環境課	<div style="text-align: center;">  <p>関連する SDGs</p> </div> <h3>4 ごみ処理体制の充実</h3> <p>【現状と課題】 (ごみの減量化・資源化の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃やせるごみについては、ごみ減量策の一環として、一定量以上のごみ処理は有料化する超過従量制による指定袋制度 (可燃ごみ排出指定制度) を導入してごみの減量化を推進しています。併せて、ごみの資源化促進事業への取組により、家庭から排出される可燃ごみは年度ごとに減量化が進んでいます。 ごみの資源化促進事業として、現在 9 分別で収集を行っており、___資源ごみは、ペットボトル・空き缶 (アルミ・スチール)・牛乳パック・ガラスびん・プラスチック製容器包装・新聞紙・雑誌・ダンボールであり、回収強化を図っています。 <p>(処理施設等の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物排出抑制及び再生利用などの仕組みや、4R (排出抑制・再利用・再資源化・発生回避) 推進対策の周知を行い、容器包装リサイクル法に基づき分別収集を行っています。資源ごみの回収も順調に推移しており、今後は、リサイクル分別施設の維持管理を適正に行う必要があります。 <p>(不法投棄の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの不法投棄が後を絶たない状況にあることから、<u>関係機関等と連携することにより</u>、監視体制の強化を図る必要があります。 <p>【基本方針】 リサイクルを啓発して循環型社会を構築することによりごみの減量化を図っていきます。不法投棄に関しては、関係機関と連携を図りながら監視体制などを強化します。</p> <p>＜施策目標 (分野別目標) ＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみのリサイクル率</td> <td>ごみの資源化の状況を示す指標</td> <td>町の <u>ごみ総量</u> に占める資源ごみの割合</td> <td>8.6% (2024)</td> <td>11%</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>不法投棄件数</td> <td>不法投棄対策の効果の状況を示す指標</td> <td>不法投棄の通報及び発見件数</td> <td>15 件 (2024)</td> <td>5 件</td> <td>生活環境課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">ごみ処理体制の充実</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (1) ごみの減量化・資源化の促進 (2) 処理施設の維持管理 (3) 不法投棄の防止 </div> </div>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課	ごみのリサイクル率	ごみの資源化の状況を示す指標	町の <u>ごみ総量</u> に占める資源ごみの割合	8.6% (2024)	11%	生活環境課	不法投棄件数	不法投棄対策の効果の状況を示す指標	不法投棄の通報及び発見件数	15 件 (2024)	5 件	生活環境課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課																																	
家庭ごみのリサイクル率	ごみの資源化の状況を示す指標	町の家庭ごみ収集量全体に占める資源ごみの割合	16.9% (2019)	20%	生活環境課																																	
不法投棄件数	不法投棄対策の効果の状況を示す指標	不法投棄の通報及び発見件数	9 件 (2019)	5 件	生活環境課																																	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課																																	
ごみのリサイクル率	ごみの資源化の状況を示す指標	町の <u>ごみ総量</u> に占める資源ごみの割合	8.6% (2024)	11%	生活環境課																																	
不法投棄件数	不法投棄対策の効果の状況を示す指標	不法投棄の通報及び発見件数	15 件 (2024)	5 件	生活環境課																																	

第5次総合計画 (後期基本計画) 第1章 III (生活環境の整備 編)

現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)

(1) ごみの減量化・資源化の促進

- 容器包装リサイクル法に基づき、資源ごみの収集体制を維持するよう努めます。
- 限られた資源の有効利用を推進するため、広報紙などを通じて資源物の分別収集ルールの浸透を図るとともに、ごみステーションの利用マナーの徹底や資源物の適正な回収等により、ごみの減量化に努めます。
- ごみ全体の4R (排出抑制・再利用・再資源化・発生回避) を推進し、資源の有効利用に努めます。
- 小型家電リサイクルを推進し、貴重な金属類の再生に取り組む等新たな資源化を推進します。

(2) 処理施設の維持管理

- 容器包装リサイクル法に基づく分別収集を行い、焼却施設に隣接するペットボトル・プラスチックの分別施設の適正な維持管理を要請します。

(3) 不法投棄の防止

- 住民からの情報提供と職員によるパトロールの実施及び警察署、新発田地域振興局環境センターなどの関係機関との連携により、監視体制の強化を図ります。
- 不法投棄禁止の立て看板の設置や、監視カメラによる監視体制の強化により、不法投棄がされにくい環境の醸成を図ります。

【主要事業】

主要事業名	事業の説明	担当課
ごみの資源化促進事業	可燃・不燃ごみにおける分別化を徹底し、処分ごみの減量化を図るとともに、再資源化を推進し更なる循環型社会の形成を促進します。	生活環境課
不法投棄監視事業	監視カメラ・パトロールなどにより、不法投棄の防止に努めます。	生活環境課



(生活環境課)

(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)

備考

(1) ごみの減量化・資源化の促進

- 容器包装リサイクル法に基づき、資源ごみの収集体制を維持するよう努めます。
- 限られた資源の有効利用を推進するため、広報紙などを通じて資源物の分別収集ルールの浸透を図るとともに、ごみステーションの利用マナーの徹底や資源物の適正な回収等により、ごみの減量化に努めます。
- ごみ全体の4R (排出抑制・再利用・再資源化・発生回避) を推進し、資源の有効利用に努めます。
- _____

(2) 処理施設の維持管理

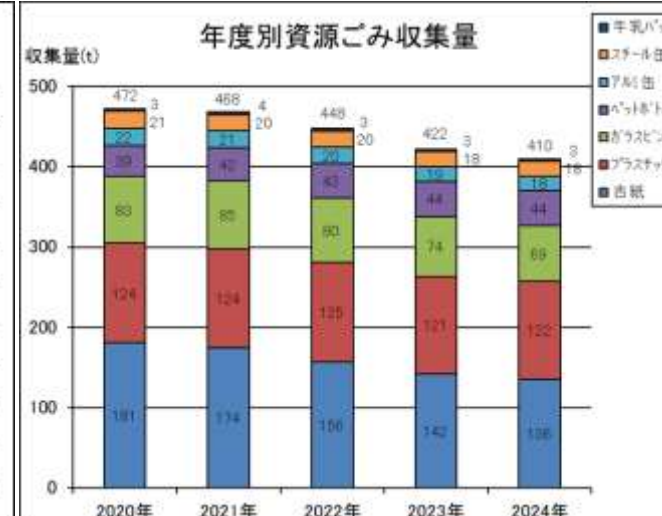
- 容器包装リサイクル法に基づく分別収集を行い、焼却施設に隣接するペットボトル・プラスチックの分別施設の適正な維持管理を要請します。

(3) 不法投棄の防止

- 住民からの情報提供と職員によるパトロールの実施及び警察署、新発田地域振興局環境センターなどの関係機関との連携により、監視体制の強化を図ります。
- 不法投棄禁止の立て看板の設置や、監視カメラによる監視体制の強化により、不法投棄がされにくい環境の醸成を図ります。

【主要事業】

主要事業名	事業の説明	担当課
ごみの資源化促進事業	可燃・不燃ごみにおける分別化を徹底し、処分ごみの減量化を図るとともに、再資源化を推進し更なる循環型社会の形成を促進します。	生活環境課
不法投棄監視事業	監視カメラ・パトロールなどにより、不法投棄の防止に努めます。	生活環境課



(生活環境課)

第5次総合計画 (後期基本計画) 第1章 III (生活環境の整備 編)

<p>現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)</p>	<p>(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)</p>	<p>備考</p>
<p>5 環境保全対策の充実</p> <p>【現状と課題】</p> <p>(大気環境)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大気環境については、町内では野焼きなどの一時的・局地的な問題がありますが、自動車や事業者からの排ガスに関しても、各種機器の環境性能が向上したことにより、おおむね良好な状況が保たれています。しかし、近年は光化学スモッグやPM2.5など、大陸由来の大気汚染物質が飛来することもあり、監視や異常時の情報伝達体制の強化が求められています。 <p>(地球温暖化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化の要因である温室効果ガスは、ほとんどが石油・石炭など化石燃料の使用による二酸化炭素であり、日常生活や事業所活動により、地球温暖化が進行するため、地球温暖化問題はきわめて身近な環境問題となっています。 <p>(水環境)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新潟東港工業地帯の事業所は、本町との公害防止協定の締結により、公害の未然防止に努めており、発生する工場排水の水質は、おおむね良好な状況となっています。公害防止協定では、事業所の協力により法律・県条例で定める規制値より厳しい値を定めており、行政と民間が一体となり、より一層の水環境改善に努めています。 <p>(騒音・振動・悪臭)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路沿線における騒音環境は、2019年度の調査によると、国道113号沿線の3地点で昼・夜ともに環境基準値を超えています。 振動環境についても、騒音と同様に国道113号沿線の3地点で測定しておりますが、道路交通振動の限度値以内となっております。 悪臭環境については、春先の堆肥の施肥時期に局地的な苦情はあるものの、おおむね良好な状況にあります。 <p>【基本方針】</p> <p>一般家庭、事業所に対し、地球温暖化の要因である大気環境及び水環境の保全、騒音・振動・悪臭の防止並びに温室効果ガスの削減についての啓発に努めます。</p>	<p>5 環境保全対策の充実</p> <p>関連するSDGs</p>  <p>【現状と課題】</p> <p>(大気環境)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大気環境については、町内では野焼きなどの一時的・局地的な問題がありますが、自動車や事業者からの排ガスに関しても、各種機器の環境性能が向上したことにより、おおむね良好な状況が保たれています。しかし、近年は光化学スモッグやPM2.5など、大陸由来の大気汚染物質が飛来することもあり、監視や異常時の情報伝達体制の強化が求められています。 <p>(地球温暖化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化の要因である温室効果ガスは、ほとんどが石油・石炭など化石燃料の使用による二酸化炭素であり、日常生活や事業所活動により、地球温暖化が進行するため、地球温暖化問題はきわめて身近な環境問題となっています。 <p>(水環境)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新潟東港工業地帯の事業所は、本町との公害防止協定の締結により、公害の未然防止に努めており、発生する工場排水の水質は、おおむね良好な状況となっています。公害防止協定では、事業所の協力により法律・県条例で定める規制値より厳しい値を定めており、行政と民間が一体となり、より一層の水環境改善に努めています。 <p>(騒音・振動・悪臭)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路沿線における騒音環境は、2024年度の調査によると、国道113号沿線の3地点で昼・夜ともに環境基準値を超えています。 振動環境についても、騒音と同様に国道113号沿線の3地点で測定しておりますが、道路交通振動の限度値以内となっております。 悪臭環境については、春先の堆肥の施肥時期に局地的な苦情はあるものの、おおむね良好な状況にあります。 <p>【基本方針】</p> <p>一般家庭、事業所に対し、地球温暖化の要因である大気環境及び水環境の保全、騒音・振動・悪臭の防止並びにゼロカーボンシティ²宣言に基づく温室効果ガスの削減 _____ に努めます。</p>	


² ゼロカーボンシティ：脱炭素社会の実現を目指して、2050年までに温室効果ガスまたは二酸化炭素の排出量の実質ゼロを目指すことを表明した自治体のこと。

第5次総合計画 (後期基本計画) 第1章 III (生活環境の整備 編)

現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)						(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)						備考																							
<p><施策目標 (分野別目標) ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公害防止協定抵触回数</td> <td>事業所からの排ガス・排水が町との協定値を超過した回数</td> <td>回数</td> <td>0回 (2019)</td> <td>0回</td> <td>生活環境課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">環境保全対策の充実 →</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大気環境 (2) 地球温暖化 (3) 水環境 (4) 騒音・振動・悪臭 </div> <p>(1) 大気環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 立地企業との公害防止協定の締結を行い、環境負荷の少ない設備や燃料の採用を推進します。 ● 光化学スモッグ・PM2.5などの異常時は、県と連携し町民への速やかな情報伝達に努めます。 <p>(2) 地球温暖化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化防止に向け、聖籠町役場として ISO14001 に準じたエコマネジメントシステムの取組を継続します。 <p>(3) 水環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本町内の主要河川・海域の水質状況について、監視測定を継続し、結果を公表します。 ● 地下水汚染や土壌汚染を防止するため、関係機関との連携を図り、有害物質などの使用事業所に管理徹底を要請します。 ● 農地から農薬などの流出を抑制するため、適正な使用を促進します。 ● 排水事業所に対し、水質汚濁防止法及び県条例に基づく排水基準並びに本町との公害防止協定による協定値の遵守を指導します。 ● 浄化槽に起因する水質汚濁・悪臭などを防止するため、設置者に対して、保健所と連携しながら保守点検・清掃の管理を指導し、適正な維持管理を促進します。 <p>(4) 騒音・振動・悪臭</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共事業では低騒音・低振動の機械などの使用を推進します。 ● 本町内の主要幹線で騒音・振動の調査を継続し、調査結果を公表します。 ● 悪臭の発生が確認された場合は、速やかに原因者に対し指導します。 						指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課		公害防止協定抵触回数	事業所からの排ガス・排水が町との協定値を超過した回数	回数	0回 (2019)	0回	生活環境課	<p><施策目標 (分野別目標) ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公害防止協定抵触回数</td> <td>事業所からの排ガス・排水が町との協定値を超過した回数</td> <td>回数</td> <td>0回 (2024)</td> <td>0回</td> <td>生活環境課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">環境保全対策の充実 →</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大気環境 (2) 地球温暖化 (3) 水環境 (4) 騒音・振動・悪臭 </div> <p>(1) 大気環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 立地企業との公害防止協定の締結を行い、環境負荷の少ない設備や燃料の採用を推進します。 ● 光化学スモッグ・PM2.5などの異常時は、県と連携し町民への速やかな情報伝達に努めます。 <p>(2) 地球温暖化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化防止に向け、聖籠町役場として ISO14001³⁾に準じたエコマネジメントシステムの取組を継続します。 <p>(3) 水環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本町内の主要河川・海域の水質状況について、監視測定を継続し、結果を公表します。 ● 地下水汚染や土壌汚染を防止するため、関係機関との連携を図り、有害物質などの使用事業所に管理徹底を要請します。 ● 農地から農薬などの流出を抑制するため、適正な使用を促進します。 ● 排水事業所に対し、水質汚濁防止法及び県条例に基づく排水基準並びに本町との公害防止協定による協定値の遵守を指導します。 ● 浄化槽に起因する水質汚濁・悪臭などを防止するため、設置者に対して、保健所と連携しながら保守点検・清掃の管理を指導し、適正な維持管理を促進します。 <p>(4) 騒音・振動・悪臭</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共事業では低騒音・低振動の機械などの使用を推進します。 ● 本町内の主要幹線で騒音・振動の調査を継続し、調査結果を公表します。 ● 悪臭の発生が確認された場合は、速やかに原因者に対し指導します。 						指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課	公害防止協定抵触回数	事業所からの排ガス・排水が町との協定値を超過した回数	回数	0回 (2024)	0回
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課																														
公害防止協定抵触回数	事業所からの排ガス・排水が町との協定値を超過した回数	回数	0回 (2019)	0回	生活環境課																														
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課																														
公害防止協定抵触回数	事業所からの排ガス・排水が町との協定値を超過した回数	回数	0回 (2024)	0回	生活環境課																														

³ ISO14001：国際標準化機構 (ISO=International Standard Organization) が定めた国際規格のひとつで、環境に関する経営方針や目標の作成、その具体化のための組織の構造、責任、プロセスなどの基準を定める環境マネジメントシステムに関する規格をいう。

第5次総合計画 (後期基本計画) 第1章 III (生活環境の整備 編)

現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)	備考																		
<p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監視測定事業</td> <td>水質・騒音・振動などの監視測定を行い、結果を公表します。</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>環境保全啓発事業</td> <td>エコマネジメントシステムの運用や町の広報紙などにより、地球温暖化防止や省エネについて啓発します。</td> <td>生活環境課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	監視測定事業	水質・騒音・振動などの監視測定を行い、結果を公表します。	生活環境課	環境保全啓発事業	エコマネジメントシステムの運用や町の広報紙などにより、地球温暖化防止や省エネについて啓発します。	生活環境課	<p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監視測定事業</td> <td>水質・騒音・振動などの監視測定を行い、結果を公表します。</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>環境保全啓発事業</td> <td>エコマネジメントシステムの運用や町の広報紙などにより、地球温暖化防止や省エネについて啓発します。</td> <td>生活環境課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	監視測定事業	水質・騒音・振動などの監視測定を行い、結果を公表します。	生活環境課	環境保全啓発事業	エコマネジメントシステムの運用や町の広報紙などにより、地球温暖化防止や省エネについて啓発します。	生活環境課	
主要事業名	事業の説明	担当課																		
監視測定事業	水質・騒音・振動などの監視測定を行い、結果を公表します。	生活環境課																		
環境保全啓発事業	エコマネジメントシステムの運用や町の広報紙などにより、地球温暖化防止や省エネについて啓発します。	生活環境課																		
主要事業名	事業の説明	担当課																		
監視測定事業	水質・騒音・振動などの監視測定を行い、結果を公表します。	生活環境課																		
環境保全啓発事業	エコマネジメントシステムの運用や町の広報紙などにより、地球温暖化防止や省エネについて啓発します。	生活環境課																		
<p>6 上水道の充実</p>	<p>6 上水道の充実</p>																			
	<p>関連する SDGs</p> 																			
<p>【現状と課題】</p> <p>(安全で安心な水の供給)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の水道事業は新潟東港地域水道用水供給企業団 (以下、企業団という) から全量受水しています。このため、供給元の水源及び本町水道事業での水質汚染リスクを想定し、企業団と連携を図りつつ安全な水道水を供給する必要があります。また、良質で安全な給水を実現するため、水道管路内の水質を管理することも重要です。配水区域末端での残留塩素濃度を常時監視し、停滞水の除去のための排水作業を計画的に実施する必要があります。町では水質検査の公表を行っていますが、引き続き水道の情報の公開を継続していくことが必要です。 <p>(災害に強い水道の実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2060年代には、創設期に布設した管路が更新基準年数に基づく更新ピークを迎えることから、水道施設の計画的更新を実施するとともに、水道管路の耐震化を推進する必要があります。また、災害時の復旧体制を強化するために、災害連絡体制を整備し、復旧工事を計画的に実施できるような体制の整備が必要です。さらに、送水管の耐震化を企業団に要望していく必要があります。 <p>(水道事業経営基盤の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町は2018年度にアセットマネジメント計画や「聖籠町水道事業経営戦略」を策定し、2019年度には従来の「聖籠町水道ビジョン」の更新を行い、各計画に基づき経営の健全化に努めておりますが、給水人口の減少に伴う収益の減少、施設の老朽化、耐震化対策などの更新需要を踏まえて、引き続き財政健全化と経営効率化を推進する必要があります。また、将来の町水道事業を担う人材の育成、技術の継承に努める必要があります。あわせて、将来にわたって安定的かつ持続可能な事業運営を確保するため、広域連携による経営基盤の強化や経営効率化、民間ノウハウの活用も含めた官民連携を推進し、サービス水準、需要者の満足度の維持・向上を図っていくことが重要です。 	<p>【現状と課題】</p> <p>(安全で安心な水の供給)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の水道事業は新潟東港地域水道用水供給企業団 (以下、企業団という) から全量受水しています。このため、供給元の水源及び本町水道事業での水質汚染リスクを想定し、企業団と連携を図りつつ安全な水道水を供給する必要があります。また、良質で安全な給水を実現するため、水道管路内の水質を管理することも重要です。配水区域末端での残留塩素濃度を常時監視し、停滞水の除去のための排水作業を計画的に実施する必要があります。町では水質検査の公表を行っていますが、引き続き水道の情報の公開を継続していくことが必要です。 <p>(災害に強い水道の実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2060年代には、創設期に布設した管路が更新基準年数に基づく更新ピークを迎えることから、水道施設の計画的更新を実施するとともに、水道管路の耐震化を推進する必要があります。また、災害時の復旧体制を強化するために、災害連絡体制を整備し、復旧工事を計画的に実施できるような体制の整備が必要です。さらに、送水管の耐震化を企業団に要望していく必要があります。 <p>(水道事業経営基盤の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町は2018年度にアセットマネジメント計画を策定し、<u>2024年度には「聖籠町水道事業経営戦略」の見直しを含む</u>従来の「聖籠町水道事業ビジョン」の更新を行い、各計画に基づき経営の健全化に努めておりますが、給水人口の減少に伴う収益の減少、施設の老朽化、耐震化対策などの更新需要を踏まえて、引き続き財政健全化と経営効率化を推進する必要があります。また、将来の町水道事業を担う人材の育成、技術の継承に努める必要があります。あわせて、将来にわたって安定的かつ持続可能な事業運営を確保するため、広域連携による経営基盤の強化や経営効率化、民間ノウハウの活用も含めた官民連携を推進し、サービス水準、需要者の満足度の維持・向上を図っていくことが重要です。 																			


⁴ アセットマネジメント：日常点検や修繕などにより施設を適正に維持管理する中で、中長期的な視点に立ち、効率的かつ効果的に資産を総合的に管理運営する手法。

第5次総合計画 (後期基本計画) 第1章 III (生活環境の整備 編)

現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)	備考																								
<p>【基本方針】</p> <p>水道事業をとりまく環境は大きく変化しており、人口減少による水需要の減少、拡張期から維持管理時代への転換、施設設備の大規模更新時代の到来、また、災害に強い施設の整備、水質保全への対応及び多様化する利用者のニーズに応えられるような施策・サービスの充実のため、「聖籠町水道事業ビジョン」により安全で安心な水を未来まで供給できるよう効率的かつ健全に経営します。</p> <p>＜施策目標 (分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有収率</td> <td>どれだけ無駄なく飲料水を送っているか、という状況を示す指標</td> <td>(有収水量 (料金を賦課できる水量) / 配水量 (実際に送った水量)) × 100</td> <td>83.3% (2019)</td> <td>90%</td> <td>上下水道課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>上水道の充実</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 安全で安心な水の供給 (2) 災害に強い水道の実現 (3) 水道事業経営基盤の強化</p> </div> </div> <p>(1) 安全で安心な水の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水質監視の継続 安全で安心な水を供給するために、引き続き配水区域末端部での水質検査を行い、これまで同様の水質監視体制を継続して適切な水質管理に努めます。また、水質検査の結果など、引き続き町広報紙やホームページにおいて水道事業におけるさまざまな情報を公表・提供します。 ● 良質な水道水の確保 良質で安全な給水を実現するため、水道管路内の停滞水を除去することも重要です。配水区域末端での残留塩素濃度を常時監視し、停滞水の除去のための排水作業を計画的に実施し、良質な水道水の確保に努めます。 <p>(2) 災害に強い水道の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管路及び設備更新の実施 2018年度に策定したアセットマネジメント計画や「聖籠町水道事業経営戦略」、2019年度に更新した「聖籠町水道事業ビジョン」に基づいて、施設の重要度、緊急性、効果及び財政状況を勘案して計画的な更新に努めます。 ● 管路耐震化の推進 地震等の災害が発生し水道施設が被災した場合でも、断水することなく必要最低限の水道水を供給するために、水道管路の耐震化を推進します。また、送水管の耐震化を企業団に要望します。 ● 危機管理対策の強化 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課	有収率	どれだけ無駄なく飲料水を送っているか、という状況を示す指標	(有収水量 (料金を賦課できる水量) / 配水量 (実際に送った水量)) × 100	83.3% (2019)	90%	上下水道課	<p>【基本方針】</p> <p>水道事業をとりまく環境は大きく変化しており、人口減少による水需要の減少、拡張期から維持管理時代への転換、施設設備の大規模更新時代の到来、また、災害に強い施設の整備、水質保全への対応及び多様化する利用者のニーズに応えられるような施策・サービスの充実のため、「聖籠町水道事業ビジョン」により安全で安心な水を未来まで供給できるよう効率的かつ健全に経営します。</p> <p>＜施策目標 (分野別目標)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有収率</td> <td>どれだけ無駄なく飲料水を送っているか、という状況を示す指標</td> <td>(有収水量 (料金を賦課できる水量) / 配水量 (実際に送った水量)) × 100</td> <td>90.3% (2024)</td> <td>90%</td> <td>上下水道課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>上水道の充実</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 安全で安心な水の供給 (2) 災害に強い水道の実現 (3) 水道事業経営基盤の強化</p> </div> </div> <p>(1) 安全で安心な水の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水質監視の継続 安全で安心な水を供給するために、引き続き配水区域末端部での水質検査を行い、これまで同様の水質監視体制を継続して適切な水質管理に努めます。また、水質検査の結果など、引き続き町広報紙やホームページにおいて水道事業におけるさまざまな情報を公表・提供します。 ● 良質な水道水の確保 良質で安全な給水を実現するため、水道管路内の停滞水を除去することも重要です。配水区域末端での残留塩素濃度を常時監視し、停滞水の除去のための排水作業を計画的に実施し、良質な水道水の確保に努めます。 <p>(2) 災害に強い水道の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管路及び設備更新の実施 アセットマネジメント計画や「聖籠町水道事業ビジョン」、<u>2024年度に策定した「聖籠町上下水道耐震化計画」</u>に基づいて、施設の重要度、緊急性、効果及び財政状況を勘案して計画的な更新に努めます。 ● 管路耐震化の推進 地震等の災害が発生し水道施設が被災した場合でも、断水することなく必要最低限の水道水を供給するために、水道管路の耐震化を推進します。また、送水管の耐震化を企業団に要望します。 ● 危機管理対策の強化 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課	有収率	どれだけ無駄なく飲料水を送っているか、という状況を示す指標	(有収水量 (料金を賦課できる水量) / 配水量 (実際に送った水量)) × 100	90.3% (2024)	90%	上下水道課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課																					
有収率	どれだけ無駄なく飲料水を送っているか、という状況を示す指標	(有収水量 (料金を賦課できる水量) / 配水量 (実際に送った水量)) × 100	83.3% (2019)	90%	上下水道課																					
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課																					
有収率	どれだけ無駄なく飲料水を送っているか、という状況を示す指標	(有収水量 (料金を賦課できる水量) / 配水量 (実際に送った水量)) × 100	90.3% (2024)	90%	上下水道課																					

第5次総合計画 (後期基本計画) 第1章 III (生活環境の整備 編)

現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)	備考												
<p>地震などの自然災害や水質事故等の非常事態においても生命や生活のための水の確保が必要となります。このため、水道危機管理マニュアルにより災害時を想定した危機管理体制の強化を実施し、迅速に復旧できる災害に強い水道の実現を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時応急対応の強化 震災時の応急活動や情報連絡等を的確かつ迅速に行うために、災害連絡体制の整備について、県内の水道事業者などと協議を進めます。 <p>(3) 水道事業経営基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適正な資産管理 経営の効率化を図るため、「聖籠町水道事業ビジョン」により更新投資の平準化を検討するとともに、中長期的な視点により見通しをたてた計画的な更新を行います。また、今後の水需要の減少を踏まえた適正化を検討し、経営の効率化を推進します。 ● 人材の育成と活用 水道事業に必要な知識や技術の向上を目指すため、積極的に研修、講習会へ参加し職員の能力向上、人材の育成に努めます。 ● 官民連携の推進 技術の継承、業務の効率性を向上させる等の観点から、民間的経営手法の有効な活用を図りながら、一層の経営効率化・健全化に努めます。また、本町に最もふさわしい経営形態のあり方について、合理的かつ効果的に行っていく方法を検討します。 ● 水道サービス体制の強化 需要者からの要望等に適切な対応をするため、お客様から頂いた情報の分析・蓄積や検討を行い、改善策を講じることで給水サービスの向上に努めます。 ● 事務事業の効率化 管路管理システムや施設台帳システムなどの活用による業務の効率化を推進し、さらなる事務事業の効率化を進めていくことは、多大なコストと労力を要することから、コストと導入効果を勘案し、事務事業の効率化・高水準化に努めます。 ● 修繕対応の充実 給水の出水不良、濁り及び漏水などのトラブル解消や修繕対応については、本町指定給水装置工事事業者と連携して対応しており、今後も迅速かつ効率的に対応できるよう連携に努めます。 ● 広域連携の推進 水道事業の持続性を確保し、将来にわたって安定的かつ持続可能な事業運営を確保するため、各事業者の実情を踏まえた広域連携による経営基盤の強化や経営効率化等を幅広く検討していきます。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c6e0b4;">主要事業名</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">事業の説明</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老朽管更新 (耐震化) 事業</td> <td>更新基準年数を基に老朽管を耐震管に布設替えます。</td> <td>上下水道課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	老朽管更新 (耐震化) 事業	更新基準年数を基に老朽管を耐震管に布設替えます。	上下水道課	<p>地震などの自然災害や水質事故等の非常事態においても生命や生活のための水の確保が必要となります。このため、水道危機管理マニュアルにより災害時を想定した危機管理体制の強化を実施し、迅速に復旧できる災害に強い水道の実現を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時応急対応の強化 震災時の応急活動や情報連絡等を的確かつ迅速に行うために、災害連絡体制の整備について、県内の水道事業者などと協議を進めます。 <p>(3) 水道事業経営基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適正な資産管理 経営の効率化を図るため、「聖籠町水道事業ビジョン」により更新投資の平準化を検討するとともに、中長期的な視点により見通しをたてた計画的な更新を行います。また、今後の水需要の減少を踏まえた適正化を検討し、経営の効率化を推進します。 ● 人材の育成と活用 水道事業に必要な知識や技術の向上を目指すため、積極的に研修、講習会へ参加し職員の能力向上、人材の育成に努めます。 ● 官民連携の推進 技術の継承、業務の効率性を向上させる等の観点から、民間的経営手法の有効な活用を図りながら、一層の経営効率化・健全化に努めます。また、本町に最もふさわしい経営形態のあり方について、合理的かつ効果的に行っていく方法を検討します。 ● 水道サービス体制の強化 需要者からの要望等に適切な対応をするため、お客様から頂いた情報の分析・蓄積や検討を行い、改善策を講じることで給水サービスの向上に努めます。 ● 事務事業の効率化 管路管理システムや施設台帳システムなどの活用による業務の効率化を推進し、さらなる事務事業の効率化を進めていくことは、多大なコストと労力を要することから、コストと導入効果を勘案し、事務事業の効率化・高水準化に努めます。 ● 修繕対応の充実 給水の出水不良、濁り及び漏水などのトラブル解消や修繕対応については、「<u>聖籠町管工事業者協会</u>」と連携して対応しており、今後も迅速かつ効率的に対応できるよう連携に努めます。 ● 広域連携の推進 水道事業の持続性を確保し、将来にわたって安定的かつ持続可能な事業運営を確保するため、各事業者の実情を踏まえた広域連携による経営基盤の強化や経営効率化等を幅広く検討していきます。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c6e0b4;">主要事業名</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">事業の説明</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老朽管更新 (耐震化) 事業</td> <td>更新基準年数を基に老朽管を耐震管に布設替えます。</td> <td>上下水道課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	老朽管更新 (耐震化) 事業	更新基準年数を基に老朽管を耐震管に布設替えます。	上下水道課	
主要事業名	事業の説明	担当課												
老朽管更新 (耐震化) 事業	更新基準年数を基に老朽管を耐震管に布設替えます。	上下水道課												
主要事業名	事業の説明	担当課												
老朽管更新 (耐震化) 事業	更新基準年数を基に老朽管を耐震管に布設替えます。	上下水道課												

<p>現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)</p>	<p>(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)</p>	<p>備考</p>
<p>7 下水道利用の促進</p> <p>【現状と課題】</p> <p>(水洗化の普及促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年3月末現在、全集落の下水道供用(普及)がなされ、普及率は99.7%となっています。下水道は、個々の家庭、事業所が接続することにより、所期の目的が達成されます。2020年3月末において水洗化率(接続率)は89.6%となり県平均の88.9%を上回ることができました。しかし、未接続世帯を個別訪問等によって意向調査を行った結果、水洗化費用の負担が難しいことや、現状(浄化槽)に不満がない等の理由により下水道接続を考えていない世帯が多く、現状を踏まえた上で更なる啓発を行う必要があります。 <p>(健全な下水道経営の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道事業は経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等の実現に向けて2010年度に地方公営企業法の適用企業となり、2018年3月に「聖籠町下水道経営戦略」を策定し経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等下水道サービスの持続的かつ安定的な提供の実現に努めておりますが、施設の更新需要の増加や災害時の備えとしての内部留保資金の確保が課題となっています。 <p>(下水道施設の適正な維持管理の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年3月末現在、ストック(整備)された下水道施設は総延長153km、マンホール4,246箇所、マンホールポンプ施設65箇所となっています。下水道管渠の法定耐用年数50年を経過した管渠はまだありませんが、マンホールポンプ設備等については耐用年数を迎えたものがあり、2019年12月に策定された「聖籠町下水道ストックマネジメント計画」に基づき財政状況を考慮した上で計画的に更新を行っています。今後も設備等の更新が継続して見込まれることから、更新費について年度間の平準化を図りつつ、適切な維持管理を行っていく必要があります。 <p>(雨水施設管理の徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年3月末現在、ストックされた雨水施設は、管渠総延長3.3km、マンホール55箇所、処理場1箇所となっており、今後はストックされた施設の計画的な維持管理更新が課題となっています。 <p>(流域下水道の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の下水道が接続する流域下水道の幹線管渠整備は、一部地区を残し完了したものの、計画汚水量に対する汚水処理施設の整備は完了しておらず、引き続き汚水処理施設の整備、汚水処理施設及び幹線管渠の耐震化の要望が必要となります。 	<p>7 下水道利用の促進</p> <p>関連するSDGs</p>  <p>【現状と課題】</p> <p>(水洗化の普及促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2025年3月末現在、全集落の下水道供用(普及)がなされ、普及率は99.7%となっています。下水道は、個々の家庭、事業所が接続することにより、所期の目的が達成されます。2025年3月末において水洗化率(接続率)は92.3%となり県平均(2024年3月末現在)の90.4%を上回ることができました。しかし、未接続世帯を個別訪問等によって意向調査を行った結果、水洗化費用の負担が難しいことや、現状(浄化槽)に不満がない等の理由により下水道接続を考えていない世帯が多く、現状を踏まえた上で更なる啓発を行う必要があります。 <p>(健全な下水道経営の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道事業は経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等の実現に向けて2010年度に地方公営企業法の適用企業となり、2023年度に「聖籠町下水道経営戦略」の見直しを行い、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等下水道サービスの持続的かつ安定的な提供の実現に努めておりますが、施設の更新需要の増加や災害時の備えとしての内部留保資金⁵の確保が課題となっています。 <p>(下水道施設の適正な維持管理の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2025年3月末現在、ストック(整備)された下水道施設は総延長155km、マンホール4,313か所、マンホールポンプ施設65か所となっています。下水道管渠の法定耐用年数50年を経過した管渠はまだありませんが、マンホールポンプ設備等については耐用年数を迎えたものがあり、2024年度に策定された「聖籠町下水道ストックマネジメント計画」に基づき財政状況を考慮した上で計画的に更新を行っています。今後も設備等の更新が継続して見込まれることから、更新費について年度間の平準化を図りつつ、適切な維持管理を行っていく必要があります。 <p>(雨水施設管理の徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年3月末現在、ストックされた雨水施設は、管渠総延長3.3km、マンホール55か所、処理場1か所となっており、今後はストックされた施設の計画的な維持管理更新が課題となっています。 <p>(流域下水道の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の下水道が接続する流域下水道の幹線管渠整備は、一部地区を残し完了したものの、計画汚水量に対する汚水処理施設の整備は完了しておらず、引き続き汚水処理施設の整備、汚水処理施設及び幹線管渠の耐震化の要望が必要となります。 	

⁵ 内部留保資金：減価償却費など、実際にお金の支出がない費用計上によって生じた資金。


第5次総合計画 (後期基本計画) 第1章 III (生活環境の整備 編)

現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)	備考																								
<p>【基本方針】 下水道への接続促進に努めるとともに、経営健全化に向けた取組と下水道施設の適正な維持管理に努めます。</p> <p><施策目標 (分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水洗化率</td> <td>水洗化の状況を示す指標</td> <td>(接続人口/計画区域人口) × 100</td> <td>89.6% (2020.3)</td> <td>91.0%</td> <td>上下水道課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; background-color: #e0f0e0;"> <p style="text-align: center;">下水道利用の促進 →</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水洗化の普及促進 (2) 健全な下水道経営の推進 (3) 下水道施設の適正な維持管理の推進 (4) 雨水施設管理の徹底 (5) 流域下水道の整備 </div> <p>(1) 水洗化の普及促進 ● 下水道は、町民一人ひとりにとって必要不可欠な社会資本であり、健康で快適な生活環境の確保に加え、公共用水域の水質保全や地域づくりの観点からも、未接続世帯等への早期接続の促進に努めます。</p> <p>(2) 健全な下水道経営の推進 ● 「聖籠町下水道事業経営戦略」に基づき、将来的な収支見通しを踏まえた中長期的な視点からの計画的な経営や、経営指標の改善目標の実現に努めます。</p> <p>(3) 下水道施設の適正な維持管理の推進 ● 「聖籠町下水道ストックマネジメント計画」に基づく点検・調査を行うことによりライフサイクルコスト (設置、維持管理、更新、長寿命化対策、処分などにかかる費用の総計) の低減を図る等、より効率的で長期的な下水道施設の維持管理に努めます。</p> <p>(4) 雨水施設管理の徹底 ● 施設の管理基準などをもとに、定期点検・調査を行い、その結果を踏まえて診断・修繕などの計画を策定し、管渠、マンホール、処理場の長期的な維持管理に努めます。</p> <p>(5) 流域下水道の整備 ● 汚水処理施設の増設及び汚水処理施設・幹線管渠の耐震化などの整備を阿賀野川流域下水道事務所へ要望します。</p>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課	水洗化率	水洗化の状況を示す指標	(接続人口/計画区域人口) × 100	89.6% (2020.3)	91.0%	上下水道課	<p>【基本方針】 下水道への接続促進に努めるとともに、経営健全化に向けた取組と下水道施設の適正な維持管理に努めます。</p> <p><施策目標 (分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水洗化率</td> <td>水洗化の状況を示す指標</td> <td>(接続人口/計画区域人口) × 100</td> <td>92.3% (2024)</td> <td>93.0%</td> <td>上下水道課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; background-color: #e0f0e0;"> <p style="text-align: center;">下水道利用の促進 →</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水洗化の普及促進 (2) 健全な下水道経営の推進 (3) 下水道施設の適正な維持管理の推進 (4) 雨水施設管理の徹底 (5) 流域下水道の整備 </div> <p>(1) 水洗化の普及促進 ● 下水道は、町民一人ひとりにとって必要不可欠な社会資本であり、健康で快適な生活環境の確保に加え、公共用水域の水質保全や地域づくりの観点からも、未接続世帯等への早期接続の促進に努めます。</p> <p>(2) 健全な下水道経営の推進 ● 「聖籠町下水道事業経営戦略」に基づき、将来的な収支見通しを踏まえた中長期的な視点からの計画的な経営や、経営指標の改善目標の実現に努めます。</p> <p>(3) 下水道施設の適正な維持管理の推進 ● 「聖籠町下水道ストックマネジメント計画」に基づく点検・調査を行うことによりライフサイクルコスト (設置、維持管理、更新、長寿命化対策、処分などにかかる費用の総計) の低減を図る等、より効率的で長期的な下水道施設の維持管理に努めます。</p> <p>(4) 雨水施設管理の徹底 ● 施設の管理基準などをもとに、定期点検・調査を行い、その結果を踏まえて診断・修繕などの計画を策定し、管渠、マンホール、処理場の長期的な維持管理に努めます。</p> <p>(5) 流域下水道の整備 ● 汚水処理施設の増設及び汚水処理施設・幹線管渠の耐震化などの整備を阿賀野川流域下水道事務所へ要望します。</p>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課	水洗化率	水洗化の状況を示す指標	(接続人口/計画区域人口) × 100	92.3% (2024)	93.0%	上下水道課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課																					
水洗化率	水洗化の状況を示す指標	(接続人口/計画区域人口) × 100	89.6% (2020.3)	91.0%	上下水道課																					
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課																					
水洗化率	水洗化の状況を示す指標	(接続人口/計画区域人口) × 100	92.3% (2024)	93.0%	上下水道課																					

第5次総合計画 (後期基本計画) 第1章 III (生活環境の整備 編)

現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)			(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)			備考																		
<p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9ead3;">主要事業名</th> <th style="background-color: #d9ead3;">事業の説明</th> <th style="background-color: #d9ead3;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水洗化の普及事業</td> <td>未接続世帯等への啓発を行い早期接続の促進に努めます。</td> <td>上下水道課</td> </tr> <tr> <td>下水道施設ストックマネジメント事業</td> <td>持続可能な下水道事業の実現を目的に長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に維持管理を図ります。</td> <td>上下水道課</td> </tr> </tbody> </table>			主要事業名	事業の説明	担当課		水洗化の普及事業	未接続世帯等への啓発を行い早期接続の促進に努めます。	上下水道課	下水道施設ストックマネジメント事業	持続可能な下水道事業の実現を目的に長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に維持管理を図ります。	上下水道課	<p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9ead3;">主要事業名</th> <th style="background-color: #d9ead3;">事業の説明</th> <th style="background-color: #d9ead3;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水洗化の普及事業</td> <td>未接続世帯等への啓発を行い早期接続の促進に努めます。</td> <td>上下水道課</td> </tr> <tr> <td>下水道施設ストックマネジメント事業</td> <td>持続可能な下水道事業の実現を目的に長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に維持管理を図ります。</td> <td>上下水道課</td> </tr> </tbody> </table>			主要事業名	事業の説明	担当課	水洗化の普及事業	未接続世帯等への啓発を行い早期接続の促進に努めます。	上下水道課	下水道施設ストックマネジメント事業	持続可能な下水道事業の実現を目的に長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に維持管理を図ります。	上下水道課
主要事業名	事業の説明	担当課																						
水洗化の普及事業	未接続世帯等への啓発を行い早期接続の促進に努めます。	上下水道課																						
下水道施設ストックマネジメント事業	持続可能な下水道事業の実現を目的に長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に維持管理を図ります。	上下水道課																						
主要事業名	事業の説明	担当課																						
水洗化の普及事業	未接続世帯等への啓発を行い早期接続の促進に努めます。	上下水道課																						
下水道施設ストックマネジメント事業	持続可能な下水道事業の実現を目的に長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に維持管理を図ります。	上下水道課																						

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 I (安心して暮らせる環境づくり 編)

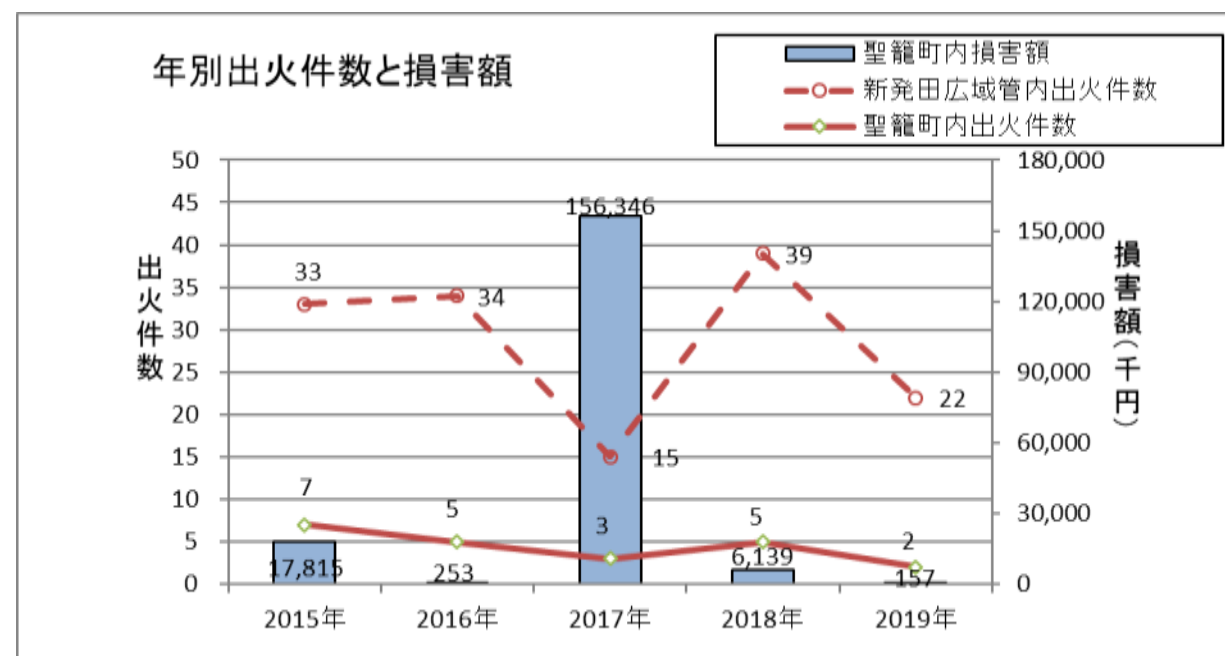
現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																														
I 安心して暮らせる環境づくり	I 安心して暮らせる環境づくり																															
1 消防・救急体制の整備	1 消防・救急体制の整備																															
<p>【現状と課題】</p> <p>(消防力の整備・充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 消火能力の向上と機動性の強化を図るため、各分団に消防ポンプ自動車と小型ポンプ積載車が配備されていますが、経年により老朽化が進む現状にあることから、今後の計画的な更新が課題となっています。 消防水利施設として、消防法に基づき消火栓や防火水槽の設置を行っていますが、消火栓未整備地区も存在することから、今後、老朽施設の更新を含めた整備が課題となっています。 非常勤の消防団員の昼間不在率は年々高くなる傾向にあり、消防力の維持・強化を図るためにも、新発田地域広域消防聖籠分署とのさらなる連携強化が課題となっています。 <p>(火災予防意識の高揚)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民の火災予防意識の高揚を図るため、消防団が火災予防の啓発や地域住民への消火訓練の指導などに努めていますが、町と一体となった、より効果的な施策の実施が課題となっています。 <p>(救急・救助体制の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急活動は広域体制によって、患者を医療機関に搬送していますが、救急活動の一層の充実を図るため、医療機関との連携強化が求められます。 <p>【基本方針】</p> <p>消防力の整備・充実を図るため、消防設備の更新及び整備を進めるとともに、消防機関との連携を強化し、あわせて、町民の火災予防意識の高揚と生命・財産を守る施策を展開します。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災による死亡数</td> <td>火災を早期発見し初期消火を迅速に行うことにより被害拡大防止を示す指標</td> <td>町内における火災による死者数</td> <td>0人(2019)</td> <td>0人</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>火災発生件数</td> <td>町民の火災意識状況を示す指標</td> <td>町内における火災発生件数</td> <td>2件(2019)</td> <td>0件</td> <td>生活環境課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	火災による死亡数	火災を早期発見し初期消火を迅速に行うことにより被害拡大防止を示す指標	町内における火災による死者数	0人(2019)	0人	生活環境課	火災発生件数	町民の火災意識状況を示す指標	町内における火災発生件数	2件(2019)	0件	生活環境課	<p>関連するSDGs </p> <p>【現状と課題】</p> <p>(消防力の整備・充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 消火能力の向上と機動性の強化を図るため、各分団に消防ポンプ自動車と小型ポンプ積載車が配備されていますが、経年により老朽化が進む現状にあることから、今後の計画的な更新が課題となっています。 消防水利施設として、消防法に基づき消火栓や防火水槽の設置を行っていますが、消火栓未整備地区も存在することから、今後、老朽施設の更新を含めた整備が課題となっています。 非常勤の消防団員の昼間不在率は年々高くなる傾向にあり、消防力の維持・強化を図るためにも、新発田地域広域消防聖籠分署とのさらなる連携強化が課題となっています。 <p>(火災予防意識の高揚)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民の火災予防意識の高揚を図るため、消防団が火災予防の啓発や地域住民への消火訓練の指導などに努めていますが、町と一体となった、より効果的な施策の実施が課題となっています。 <p>(救急・救助体制の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急活動は広域体制によって、患者を医療機関に搬送していますが、救急活動の一層の充実を図るため、医療機関との連携強化が求められます。 <p>【基本方針】</p> <p>消防力の整備・充実を図るため、消防設備の更新及び整備を進めるとともに、消防機関との連携を強化し、あわせて、町民の火災予防意識の高揚と生命・財産を守る施策を展開します。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災発生件数</td> <td>町民の火災意識状況を示す指標</td> <td>町内における火災発生件数</td> <td>2件(2024)</td> <td>0件</td> <td>生活環境課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	火災発生件数	町民の火災意識状況を示す指標	町内における火災発生件数	2件(2024)	0件	生活環境課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																											
火災による死亡数	火災を早期発見し初期消火を迅速に行うことにより被害拡大防止を示す指標	町内における火災による死者数	0人(2019)	0人	生活環境課																											
火災発生件数	町民の火災意識状況を示す指標	町内における火災発生件数	2件(2019)	0件	生活環境課																											
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																											
火災発生件数	町民の火災意識状況を示す指標	町内における火災発生件数	2件(2024)	0件	生活環境課																											

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 I (安心して暮らせる環境づくり 編)

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																		
<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">消防・救急体制の整備 (1) 消防力の整備・充実 (2) 火災予防意識の高揚 (3) 救急・救助体制の充実</p> </div> <p>(1) 消防力の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消防車両、水利など(消火栓・防火水槽)の消防設備を計画的に整備します。 ● 新発田地域広域消防聖籠分署の応援体制の強化を促進します。 <p>(2) 火災予防意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消防団、集落と連携し、火災警報器の設置状況の確認やまちなか防災訓練を利用した消火訓練などへの町民参加の拡大に努めます。 <p>(3) 救急・救助体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消防団や各種団体を含め、広く町民に対し救急法の指導、講習会(AED等)などを実施し、普及啓発に努めます。 ● 医療機関との連携を強化し、広域的救急医療体制の充実を要請します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #add8e6;">主要事業名</th> <th style="background-color: #add8e6;">事業の説明</th> <th style="background-color: #add8e6;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #add8e6;">消防力整備・充実事業</td> <td>消防車両、水利など(消火栓・防火水槽)の消防設備を計画的に整備するとともに聖籠分署の応援体制を強化します。</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #add8e6;">火災予防意識高揚事業</td> <td>消防団、集落と連携し、火災警報器の設置やまちなか防災訓練を利用した消火訓練などを実施します。</td> <td>生活環境課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	消防力整備・充実事業	消防車両、水利など(消火栓・防火水槽)の消防設備を計画的に整備するとともに聖籠分署の応援体制を強化します。	生活環境課	火災予防意識高揚事業	消防団、集落と連携し、火災警報器の設置やまちなか防災訓練を利用した消火訓練などを実施します。	生活環境課	<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">消防・救急体制の整備 (1) 消防力の整備・充実 (2) 火災予防意識の高揚 (3) 救急・救助体制の充実</p> </div> <p>(1) 消防力の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消防車両、水利など(消火栓・防火水槽)の消防設備を計画的に整備します。 ● 新発田地域広域消防聖籠分署の応援体制の強化を促進します。 <p>(2) 火災予防意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消防団、集落と連携し、火災警報器の設置状況の確認やまちなか防災訓練を利用した消火訓練などへの町民参加の拡大に努めます。 <p>(3) 救急・救助体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消防団や各種団体を含め、広く町民に対し救急法の指導、講習会(AED¹等)などを実施し、普及啓発に努めます。 ● 医療機関との連携を強化し、広域的救急医療体制の充実を要請します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #add8e6;">主要事業名</th> <th style="background-color: #add8e6;">事業の説明</th> <th style="background-color: #add8e6;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #add8e6;">消防力整備・充実事業</td> <td>消防車両、水利など(消火栓・防火水槽)の消防設備を計画的に整備するとともに聖籠分署の応援体制を強化します。</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #add8e6;">火災予防意識高揚事業</td> <td>消防団、集落と連携し、火災警報器の設置やまちなか防災訓練を利用した消火訓練などを実施します。</td> <td>生活環境課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	消防力整備・充実事業	消防車両、水利など(消火栓・防火水槽)の消防設備を計画的に整備するとともに聖籠分署の応援体制を強化します。	生活環境課	火災予防意識高揚事業	消防団、集落と連携し、火災警報器の設置やまちなか防災訓練を利用した消火訓練などを実施します。	生活環境課	
主要事業名	事業の説明	担当課																		
消防力整備・充実事業	消防車両、水利など(消火栓・防火水槽)の消防設備を計画的に整備するとともに聖籠分署の応援体制を強化します。	生活環境課																		
火災予防意識高揚事業	消防団、集落と連携し、火災警報器の設置やまちなか防災訓練を利用した消火訓練などを実施します。	生活環境課																		
主要事業名	事業の説明	担当課																		
消防力整備・充実事業	消防車両、水利など(消火栓・防火水槽)の消防設備を計画的に整備するとともに聖籠分署の応援体制を強化します。	生活環境課																		
火災予防意識高揚事業	消防団、集落と連携し、火災警報器の設置やまちなか防災訓練を利用した消火訓練などを実施します。	生活環境課																		

¹ AED：自動体外式除細動器の略称。心停止の際に危機が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)



(新発田地域広域消防本部「火災の実態」)

2 防災対策の充実

【現状と課題】

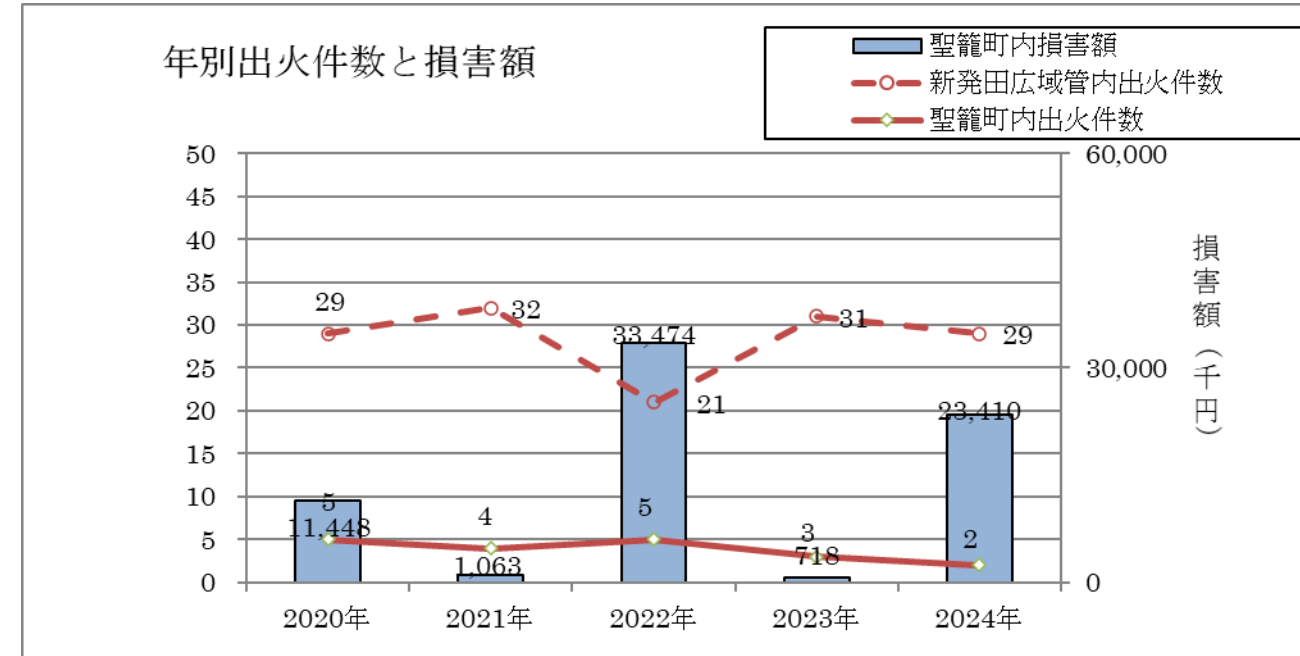
(防災拠点等の整備及び強化)

- 近年、国内では地震や豪雨・台風などの自然災害が多発しています。大規模災害への危機管理の必要性から防災拠点となる本町の施設を整備するとともに、道路や河川、海岸などの災害に備えた施設の強化が課題となっています。
- 災害時における避難所の設置・運営を想定して、必要最低限の防災資機材・生活物資の備蓄を図る必要があります。

(防災体制等の推進・整備)

- 近年、激甚化している地震や豪雨・台風などの自然災害に対応するため、「聖籠町地域防災計画」等の有事に備えた各種計画等の定期見直しを進める必要があります。
- 「自助」「共助」による災害対処力の強化を図るため、地域における災害資機材の整備や防災訓練の実施を促進する必要があります。
- 災害時などの情報伝達手段として、防災行政無線を活用していますが、現状はアナログ方式で運用していることから、デジタル方式への転換や携帯電話・スマートフォンが普及しているなど、社会情勢等の変化に対応するため、情報伝達手段の多重化を図る必要があります。

(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)



(新発田地域広域消防本部「火災の実態」)

2 防災対策の充実

関連するSDGs



【現状と課題】

(防災拠点等の整備及び強化)

- 近年、国内では地震や豪雨・台風などの自然災害が多発しています。大規模災害への危機管理の必要性から防災拠点となる本町の施設を整備するとともに、道路や河川、海岸などの災害に備えた施設の強化が課題となっています。
- 災害時における避難所の設置・運営を想定して、必要最低限の防災資機材・生活物資の備蓄を図る必要があります。

(防災体制等の推進・整備)

- 近年、激甚化している地震や豪雨・台風などの自然災害に対応するため、「聖籠町地域防災計画」等の有事に備えた各種計画等の定期見直しを進める必要があります。
- 「自助」「共助」による災害対処力の強化を図るため、地域における災害資機材の整備や防災リーダーの育成、防災訓練の実施を促進する必要があります。
- 災害時などの情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、町 SNS や防災アプリなどを活用し、情報伝達手段の多重化を図る必要があります。

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 I (安心して暮らせる環境づくり 編)

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																																
<p>(災害による被害の未然防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害による被害の未然防止を図るため、平時から町民に対して災害ハザードマップの重要性、存在を意識する取組が必要となります。 地震による被害を軽減するには、住宅等建築物の耐震化が重要となりますが、1981年に導入された現行の耐震基準を満たさない住宅等が多くあると推計されることから、耐震改修を誘導する必要があります。 <p>(事前防災及び迅速な復旧・復興)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害による被害は、平時からどう備えているかによって大きく変わることから、「聖籠町国土強靱化地域計画」に基づき、事前防災と迅速な復旧・復興への取組を推進する必要があります。 <p>(広域連携等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時は、単独自治体だけの対応が難しいことから、「災害時における相互応援協定」を関係自治体と締結するとともに、民間事業所とも物資面などで協定の締結を進めています。今後は、災害協定の拡大を進める必要があります。 <p>(国民保護体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 他国からの武力攻撃やテロに対処するため、国民保護法に基づく「聖籠町国民保護計画」を策定しています。しかし、現状では、有事において即応体制がとれるかどうか懸念されることから、今後は、計画に基づく体制の検討をはじめ、国民保護訓練の実施など、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に行動できる体制整備が課題となっています。 <p>【基本方針】</p> <p>防災拠点等の整備・強化や「自助」「共助」による地域の災害対処力の強化を図るなど、大規模災害に備えて、ソフト面とハード面の双方からの対策を合わせた効果的な取組を推進します。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備蓄倉庫の設置数</td> <td>防災拠点整備の進捗状況を示す指標</td> <td>設置数</td> <td>1箇所(2019)</td> <td>3箇所(小学校区毎)</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>防災物資等の備蓄率</td> <td>防災拠点の機能強化の進捗状況を示す指標</td> <td>備蓄計画による防災物資の備蓄率</td> <td>50.0%(2019)</td> <td>100%</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>地域における防災訓練の参加人数</td> <td>地域による災害対処力の強化を示す指標</td> <td>防災訓練の参加者数</td> <td>1,881人(2019)</td> <td>2,000人</td> <td>生活環境課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	備蓄倉庫の設置数	防災拠点整備の進捗状況を示す指標	設置数	1箇所(2019)	3箇所(小学校区毎)	生活環境課	防災物資等の備蓄率	防災拠点の機能強化の進捗状況を示す指標	備蓄計画による防災物資の備蓄率	50.0%(2019)	100%	生活環境課	地域における防災訓練の参加人数	地域による災害対処力の強化を示す指標	防災訓練の参加者数	1,881人(2019)	2,000人	生活環境課	<p>(災害による被害の未然防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害による被害の未然防止を図るため、平時から町民に対して災害ハザードマップ²の重要性、存在を意識する取組が必要となります。 地震による被害を軽減するには、住宅等建築物の耐震化が重要となりますが、1981年に導入された現行の耐震基準を満たさない住宅等が多くあると推計されることから、耐震改修を誘導する必要があります。 <p>(事前防災及び迅速な復旧・復興)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害による被害は、平時からどう備えているかによって大きく変わることから、「聖籠町国土強靱化地域計画」に基づき、事前防災と迅速な復旧・復興への取組を推進する必要があります。 <p>(広域連携等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時は、単独自治体だけの対応が難しいことから、「災害時における相互応援協定」を関係自治体と締結するとともに、民間事業所とも物資面などで協定の締結を進めています。今後は、災害協定の拡大を進める必要があります。 <p>(国民保護体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 他国からの武力攻撃やテロに対処するため、国民保護法⁴に基づく「聖籠町国民保護計画」を策定しています。しかし、現状では、有事において即応体制がとれるかどうか懸念されることから、今後は、計画に基づく体制の検討をはじめ、国民保護訓練の実施など、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に行動できる体制整備が課題となっています。 <p>【基本方針】</p> <p>防災拠点等の整備・強化や「自助」「共助」による地域の災害対処力の強化を図るなど、大規模災害に備えて、ソフト面とハード面の双方からの対策を合わせた効果的な取組を推進します。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災倉庫としての機能を持たせた避難所数</td> <td>防災拠点整備の進捗状況を示す指標</td> <td>避難所数</td> <td>9箇所(2024)</td> <td>10箇所</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>防災物資等の備蓄率</td> <td>防災拠点の機能強化の進捗状況を示す指標</td> <td>備蓄計画による防災物資の備蓄率</td> <td>95.0%(2024)</td> <td>100%</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>地域における防災訓練の参加人数</td> <td>地域による災害対処力の強化を示す指標</td> <td>防災訓練の参加者数</td> <td>1,872人(2024)</td> <td>2,000人</td> <td>生活環境課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	防災倉庫としての機能を持たせた避難所数	防災拠点整備の進捗状況を示す指標	避難所数	9箇所(2024)	10箇所	生活環境課	防災物資等の備蓄率	防災拠点の機能強化の進捗状況を示す指標	備蓄計画による防災物資の備蓄率	95.0%(2024)	100%	生活環境課	地域における防災訓練の参加人数	地域による災害対処力の強化を示す指標	防災訓練の参加者数	1,872人(2024)	2,000人	生活環境課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																													
備蓄倉庫の設置数	防災拠点整備の進捗状況を示す指標	設置数	1箇所(2019)	3箇所(小学校区毎)	生活環境課																																													
防災物資等の備蓄率	防災拠点の機能強化の進捗状況を示す指標	備蓄計画による防災物資の備蓄率	50.0%(2019)	100%	生活環境課																																													
地域における防災訓練の参加人数	地域による災害対処力の強化を示す指標	防災訓練の参加者数	1,881人(2019)	2,000人	生活環境課																																													
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																													
防災倉庫としての機能を持たせた避難所数	防災拠点整備の進捗状況を示す指標	避難所数	9箇所(2024)	10箇所	生活環境課																																													
防災物資等の備蓄率	防災拠点の機能強化の進捗状況を示す指標	備蓄計画による防災物資の備蓄率	95.0%(2024)	100%	生活環境課																																													
地域における防災訓練の参加人数	地域による災害対処力の強化を示す指標	防災訓練の参加者数	1,872人(2024)	2,000人	生活環境課																																													


² 災害ハザードマップ：災害予測図。自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

³ 国土強靱化地域計画：大規模災害等を想定し最悪の事態に陥らないために、事前に取り組むべき施策を定めた計画。

⁴ 国民保護法・国民保護計画：「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の略。武力攻撃事態等から国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活などに及ぼす影響を最小にするための国・地方公共団体などの責務並びに救援及び武力攻撃災害への対処などの措置が規定されている。これに基づき、いざというときに迅速に国民保護措置ができるよう、「国民保護計画」の策定が義務づけられている。

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考
<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">防災対策の充実 →</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災拠点等の整備・強化 (2) 防災体制等の推進・整備 (3) 災害による被害の未然防止 (4) 事前防災及び迅速な復旧・復興 (5) 広域連携等の推進 (6) 国民保護体制の整備 </div> <p>(1) 防災拠点等の整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に防災拠点となる庁舎や指定避難所の耐震化については既に対応できていることから、現状を維持することを基本とし、今後の状況の変化に柔軟に対応します。また、災害時に地域の拠点となる避難所の防災機能を強化します。 ● 道路、河川、海岸施設は災害に強い構造とするよう調査・補強・改修を推進します。 ● 災害時の備蓄品については、アレルギー対策や感染症対策を踏まえ、品目や備蓄量を見直すなど備蓄計画を更新し、飲食料や資器材の備蓄を拡充します。 <p>(2) 防災体制等の推進・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 近年、激甚化している地震や豪雨・台風などの自然災害に対応するため、「聖籠町地域防災計画」等の有事に備えた各種計画等の定期見直しを進めます。 ● 地域における災害資機材の整備や防災訓練の実施を促進し、「自助」「共助」による災害対処力を強化します。 ● 防災行政無線のデジタル化を進めます。 ● 災害時における情報伝達手段の多重化を進めます。 <p>(3) 災害による被害の未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害ハザードマップを活用して、町民が災害時に的確かつ迅速な避難行動をとれるよう、地震や津波、洪水などそれぞれの災害時における危険箇所や避難場所などを周知します。 ● 地震に強い安全で安心なまちづくりに向けて、既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進します。 <p>(4) 事前防災及び迅速な復旧・復興</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「聖籠町国土強靱化地域計画」に基づき、災害時における被害の軽減を図るため、事前防災及び迅速な復旧・復興に向けたまちづくりを推進します。 <p>(5) 広域連携等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相互応援協定を締結している自治体との広域連携の強化に努めます。 ● 災害時において、防災物資等の優先的な供給を受けるため、民間事業者等との協定締結を推進します。 	<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">防災対策の充実 →</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災拠点等の整備・強化 (2) 防災体制等の推進・整備 (3) 災害による被害の未然防止 (4) 事前防災及び迅速な復旧・復興 (5) 広域連携等の推進 (6) 国民保護体制の整備 </div> <p>(1) 防災拠点等の整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に防災拠点となる庁舎や指定避難所の耐震化については既に対応できていることから、現状を維持することを基本とし、今後の状況の変化に柔軟に対応します。また、災害時に地域の拠点となる避難所の防災機能を強化します。 ● 道路、河川、海岸施設は災害に強い構造とするよう調査・補強・改修を推進します。 ● 災害時の備蓄品については、アレルギー対策や感染症対策を踏まえ、品目や備蓄量を見直すなど備蓄計画を更新し、飲食料や資機材の備蓄を拡充します。 <p>(2) 防災体制等の推進・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 近年、激甚化している地震や豪雨・台風などの自然災害に対応するため、「聖籠町地域防災計画」等の有事に備えた各種計画等の定期見直しを進めます。 ● 地域における災害資機材の整備や防災リーダーの育成、防災訓練の実施を促進し、「自助」「共助」による災害対処力を強化します。 ● 災害時における情報伝達手段の多重化を進めます。 <p>(3) 災害による被害の未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害ハザードマップを活用して、町民が災害時に的確かつ迅速な避難行動をとれるよう、地震や津波、洪水などそれぞれの災害時における危険箇所や避難場所などを周知します。 ● 地震に強い安全で安心なまちづくりに向けて、既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進します。 <p>(4) 事前防災及び迅速な復旧・復興</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「聖籠町国土強靱化地域計画」に基づき、災害時における被害の軽減を図るため、事前防災及び迅速な復旧・復興に向けたまちづくりを推進します。 <p>(5) 広域連携等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相互応援協定を締結している自治体との広域連携の強化に努めます。 ● 災害時において、防災物資等の優先的な供給を受けるため、民間事業者等との協定締結を推進します。 	

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 I (安心して暮らせる環境づくり 編)

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																															
<p>(6) 国民保護体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 武力攻撃事態を想定し、迅速な情報伝達体制を整備します。 ● 武力攻撃事態の特殊性を考慮し、聖籠町国民保護計画に基づく避難実施要領の策定を検討します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災拠点等の整備・強化事業</td> <td>備蓄倉庫としての防災機能を持たせるなど、災害時に地域の拠点となる避難所の防災機能を強化します。</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織育成事業</td> <td>地域による自主的な防災活動に助成を行うなど、地域における災害資機材の整備し、防災訓練の実施・参加を促進し、「自助」「共助」による災害対処力を強化します。</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線通信整備事業</td> <td>災害時における緊急情報伝達手段を確保するため、防災行政無線のデジタル化を推進します。</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>防災体制等推進整備事業</td> <td>災害時における緊急情報の伝達漏れを最大限防ぐため、災害時の情報伝達手段を多重化します。</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>聖籠町国民保護計画に基づく避難実施要領の策定事業</td> <td>武力攻撃事態対処の特殊性を考慮し、聖籠町国民保護計画に基づく避難実施要領の策定を検討します。</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>住宅耐震診断・改修等支援事業</td> <td>1981年5月末以前に建築された木造住宅に対する支援を行い、耐震診断とともにその結果に基づき、耐震改修の促進を図ります。</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害時における相互応援協定締結市町村一覧表</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>新潟県内</td> <td>新潟市・長岡市・上越市・三条市・新発田市・加茂市・燕市・五泉市・阿賀野市・胎内市・佐渡市・田上町・弥彦村</td> </tr> <tr> <td>新潟県外</td> <td>七ヶ浜町(宮城県)・神栖市(茨城県)・今治市(愛媛県)・新上五島町(長崎県)・東串良町(鹿児島県)・川越町(三重県)・坂出市(香川県)・中城村(沖縄県)・富津市、袖ヶ浦市(千葉県)・知多市(愛知県)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 交通安全対策の充実</p> <p>【現状と課題】 (交通安全思想の普及)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本町では、交通安全指導員が主となり、警察署、交通安全協会、交通安全母の会などと連携をとりながら、幼児、児童・生徒、保護者、高齢者など、各世代や生活環境に合わせた交通安全教室等を実施しています。 	主要事業名	事業の説明	担当課	防災拠点等の整備・強化事業	備蓄倉庫としての防災機能を持たせるなど、災害時に地域の拠点となる避難所の防災機能を強化します。	生活環境課	自主防災組織育成事業	地域による自主的な防災活動に助成を行うなど、地域における災害資機材の整備し、防災訓練の実施・参加を促進し、「自助」「共助」による災害対処力を強化します。	生活環境課	防災行政無線通信整備事業	災害時における緊急情報伝達手段を確保するため、防災行政無線のデジタル化を推進します。	生活環境課	防災体制等推進整備事業	災害時における緊急情報の伝達漏れを最大限防ぐため、災害時の情報伝達手段を多重化します。	生活環境課	聖籠町国民保護計画に基づく避難実施要領の策定事業	武力攻撃事態対処の特殊性を考慮し、聖籠町国民保護計画に基づく避難実施要領の策定を検討します。	生活環境課	住宅耐震診断・改修等支援事業	1981年5月末以前に建築された木造住宅に対する支援を行い、耐震診断とともにその結果に基づき、耐震改修の促進を図ります。	ふるさと整備課	新潟県内	新潟市・長岡市・上越市・三条市・新発田市・加茂市・燕市・五泉市・阿賀野市・胎内市・佐渡市・田上町・弥彦村	新潟県外	七ヶ浜町(宮城県)・神栖市(茨城県)・今治市(愛媛県)・新上五島町(長崎県)・東串良町(鹿児島県)・川越町(三重県)・坂出市(香川県)・中城村(沖縄県)・富津市、袖ヶ浦市(千葉県)・知多市(愛知県)	<p>(6) 国民保護体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 武力攻撃事態を想定し、迅速な情報伝達体制を整備します。 ● 武力攻撃事態の特殊性を考慮し、聖籠町国民保護計画に基づく避難実施要領の策定を検討します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災拠点等の整備・強化事業</td> <td>備蓄倉庫としての防災機能を持たせるなど、災害時に地域の拠点となる避難所の防災機能を強化します。</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織育成事業</td> <td>地域による自主的な防災活動に助成を行うなど、地域における災害資機材の整備や、<u>防災リーダーの育成</u>、防災訓練の実施・参加を促進し、「自助」「共助」による災害対処力を強化します。</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>防災体制等推進整備事業</td> <td>災害時における緊急情報の伝達漏れを最大限防ぐため、災害時の情報伝達手段を多重化します。</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>聖籠町国民保護計画に基づく避難実施要領の策定事業</td> <td>武力攻撃事態対処の特殊性を考慮し、聖籠町国民保護計画に基づく避難実施要領の策定を検討します。</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>住宅耐震診断・改修等支援事業</td> <td>1981年5月末以前に建築された木造住宅に対する支援を行い、耐震診断とともにその結果に基づき、耐震改修の促進を図ります。</td> <td>ふるさと整備課</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害時における相互応援協定締結市町村一覧表</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>新潟県内</td> <td>新潟市・長岡市・上越市・三条市・新発田市・加茂市・燕市・五泉市・阿賀野市・胎内市・佐渡市・田上町・弥彦村</td> </tr> <tr> <td>新潟県外</td> <td>七ヶ浜町(宮城県)・神栖市(茨城県)・今治市(愛媛県)・新上五島町(長崎県)・東串良町(鹿児島県)・川越町(三重県)・坂出市(香川県)・中城村(沖縄県)・富津市、袖ヶ浦市(千葉県)・知多市(愛知県)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 交通安全対策の充実</p> <p>関連するSDGs </p> <p>【現状と課題】 (交通安全思想の普及)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本町では、交通安全指導員が主となり、警察署、交通安全協会、交通安全母の会などと連携をとりながら、幼児、児童・生徒、保護者、高齢者など、各世代や生活環境に合わせた交通安全教室等を実施しています。 	主要事業名	事業の説明	担当課	防災拠点等の整備・強化事業	備蓄倉庫としての防災機能を持たせるなど、災害時に地域の拠点となる避難所の防災機能を強化します。	生活環境課	自主防災組織育成事業	地域による自主的な防災活動に助成を行うなど、地域における災害資機材の整備や、 <u>防災リーダーの育成</u> 、防災訓練の実施・参加を促進し、「自助」「共助」による災害対処力を強化します。	生活環境課	防災体制等推進整備事業	災害時における緊急情報の伝達漏れを最大限防ぐため、災害時の情報伝達手段を多重化します。	生活環境課	聖籠町国民保護計画に基づく避難実施要領の策定事業	武力攻撃事態対処の特殊性を考慮し、聖籠町国民保護計画に基づく避難実施要領の策定を検討します。	生活環境課	住宅耐震診断・改修等支援事業	1981年5月末以前に建築された木造住宅に対する支援を行い、耐震診断とともにその結果に基づき、耐震改修の促進を図ります。	ふるさと整備課	新潟県内	新潟市・長岡市・上越市・三条市・新発田市・加茂市・燕市・五泉市・阿賀野市・胎内市・佐渡市・田上町・弥彦村	新潟県外	七ヶ浜町(宮城県)・神栖市(茨城県)・今治市(愛媛県)・新上五島町(長崎県)・東串良町(鹿児島県)・川越町(三重県)・坂出市(香川県)・中城村(沖縄県)・富津市、袖ヶ浦市(千葉県)・知多市(愛知県)	
主要事業名	事業の説明	担当課																																															
防災拠点等の整備・強化事業	備蓄倉庫としての防災機能を持たせるなど、災害時に地域の拠点となる避難所の防災機能を強化します。	生活環境課																																															
自主防災組織育成事業	地域による自主的な防災活動に助成を行うなど、地域における災害資機材の整備し、防災訓練の実施・参加を促進し、「自助」「共助」による災害対処力を強化します。	生活環境課																																															
防災行政無線通信整備事業	災害時における緊急情報伝達手段を確保するため、防災行政無線のデジタル化を推進します。	生活環境課																																															
防災体制等推進整備事業	災害時における緊急情報の伝達漏れを最大限防ぐため、災害時の情報伝達手段を多重化します。	生活環境課																																															
聖籠町国民保護計画に基づく避難実施要領の策定事業	武力攻撃事態対処の特殊性を考慮し、聖籠町国民保護計画に基づく避難実施要領の策定を検討します。	生活環境課																																															
住宅耐震診断・改修等支援事業	1981年5月末以前に建築された木造住宅に対する支援を行い、耐震診断とともにその結果に基づき、耐震改修の促進を図ります。	ふるさと整備課																																															
新潟県内	新潟市・長岡市・上越市・三条市・新発田市・加茂市・燕市・五泉市・阿賀野市・胎内市・佐渡市・田上町・弥彦村																																																
新潟県外	七ヶ浜町(宮城県)・神栖市(茨城県)・今治市(愛媛県)・新上五島町(長崎県)・東串良町(鹿児島県)・川越町(三重県)・坂出市(香川県)・中城村(沖縄県)・富津市、袖ヶ浦市(千葉県)・知多市(愛知県)																																																
主要事業名	事業の説明	担当課																																															
防災拠点等の整備・強化事業	備蓄倉庫としての防災機能を持たせるなど、災害時に地域の拠点となる避難所の防災機能を強化します。	生活環境課																																															
自主防災組織育成事業	地域による自主的な防災活動に助成を行うなど、地域における災害資機材の整備や、 <u>防災リーダーの育成</u> 、防災訓練の実施・参加を促進し、「自助」「共助」による災害対処力を強化します。	生活環境課																																															
防災体制等推進整備事業	災害時における緊急情報の伝達漏れを最大限防ぐため、災害時の情報伝達手段を多重化します。	生活環境課																																															
聖籠町国民保護計画に基づく避難実施要領の策定事業	武力攻撃事態対処の特殊性を考慮し、聖籠町国民保護計画に基づく避難実施要領の策定を検討します。	生活環境課																																															
住宅耐震診断・改修等支援事業	1981年5月末以前に建築された木造住宅に対する支援を行い、耐震診断とともにその結果に基づき、耐震改修の促進を図ります。	ふるさと整備課																																															
新潟県内	新潟市・長岡市・上越市・三条市・新発田市・加茂市・燕市・五泉市・阿賀野市・胎内市・佐渡市・田上町・弥彦村																																																
新潟県外	七ヶ浜町(宮城県)・神栖市(茨城県)・今治市(愛媛県)・新上五島町(長崎県)・東串良町(鹿児島県)・川越町(三重県)・坂出市(香川県)・中城村(沖縄県)・富津市、袖ヶ浦市(千葉県)・知多市(愛知県)																																																

第5次総合計画 (後期基本計画) 第2章 I (安心して暮らせる環境づくり 編)

現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)	備考																																				
<p>交通安全に対する意識は、長年の積み重ねにより徐々に定着していくものであることから、町民の交通事故ゼロを目指し、継続して交通安全思想の普及に取り組む必要があります。</p> <p>(道路交通環境の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の交通体系は、新潟東港工業地帯、隣接市への通勤者が多いことや駅がないことなどから、車両交通量が多い状況となっており、町内における交通事故の増加が懸念されることから、交通事故の発生を防ぐため、安全対策を進める必要があります。 <p>【基本方針】</p> <p>幼児、児童・生徒、保護者、高齢者など、各世代や生活環境に合わせた交通安全教室等を実施していくことで、交通安全に対する町民の意識を高め、交通安全施設の計画的な整備を促進します。</p> <p><施策目標 (分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通死亡事故数</td> <td>町民の交通安全意識普及状況を示す指標</td> <td>町民の交通死亡事故件数</td> <td>2件 (2019)</td> <td>0件</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>交通事故件数</td> <td>交通安全に対する施策の効果の状況を示す指標</td> <td>町内における交通事故の件数</td> <td>30件 (2019)</td> <td>30件以下</td> <td>生活環境課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">交通安全対策の充実</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (1) 交通安全思想の普及徹底 (2) 道路交通環境の整備 </div> </div> <p>(1) 交通安全思想の普及徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼児、児童・生徒、保護者、高齢者など、各世代や生活環境に合わせた交通安全教室等をより一層充実させ、交通安全意識の向上に努めます。 「交通安全家庭の日」や「全国交通安全運動期間」、「交通事故防止運動期間」に合わせ、児童・生徒の登校時に交通安全街頭指導を実施するなど、町民一人ひとりの交通安全に対する関心と認識を高め、正しい交通ルールと交通マナーを習慣づけるための取組を推進します。 全国的に高齢者の交通事故件数が増加傾向にあることから、加齢による身体機能の低下の自覚や、道路交通状況の変化に適切な対応ができる安全運転意識を身につけるため、安全運転講習会を実施します。また、関係団体と連携して、巡回広報を実施するとともに、高齢者等世帯を訪問し、高齢者の交通安全の意識の向上を図ります。 近隣市と連携した研修を実施し、交通安全指導員の育成強化に努めます。 交通事故被害者の生活救済のため、交通災害共済制度などの普及や積極的な加入促進に努めます。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課	交通死亡事故数	町民の交通安全意識普及状況を示す指標	町民の交通死亡事故件数	2件 (2019)	0件	生活環境課	交通事故件数	交通安全に対する施策の効果の状況を示す指標	町内における交通事故の件数	30件 (2019)	30件以下	生活環境課	<p>交通安全に対する意識は、長年の積み重ねにより徐々に定着していくものであることから、町民の交通事故ゼロを目指し、継続して交通安全思想の普及に取り組む必要があります。</p> <p>(道路交通環境の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本町の交通体系は、新潟東港工業地帯、隣接市への通勤者が多いことや駅がないことなどから、車両交通量が多い状況となっており、町内における交通事故の増加が懸念されることから、交通事故の発生を防ぐため、安全対策を進める必要があります。 <p>【基本方針】</p> <p>幼児、児童・生徒、保護者、高齢者など、各世代や生活環境に合わせた交通安全教室等を実施していくことで、交通安全に対する町民の意識を高め、交通安全施設の計画的な整備を促進します。</p> <p><施策目標 (分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通死亡事故数</td> <td>町民の交通安全意識普及状況を示す指標</td> <td>町民の交通死亡事故件数</td> <td>0件 (2024)</td> <td>0件</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>交通事故件数</td> <td>交通安全に対する施策の効果の状況を示す指標</td> <td>町内における交通事故の件数</td> <td>19件 (2024)</td> <td>30件以下</td> <td>生活環境課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">交通安全対策の充実</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (1) 交通安全思想の普及徹底 (2) 道路交通環境の整備 </div> </div> <p>(1) 交通安全思想の普及徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼児、児童・生徒、保護者、高齢者など、各世代や生活環境に合わせた交通安全教室等をより一層充実させ、交通安全意識の向上に努めます。 「交通安全家庭の日」や「全国交通安全運動期間」、「交通事故防止運動期間」に合わせ、児童・生徒の登校時に交通安全街頭指導を実施するなど、町民一人ひとりの交通安全に対する関心と認識を高め、正しい交通ルールと交通マナーを習慣づけるための取組を推進します。 全国的に高齢者の交通事故件数が増加傾向にあることから、加齢による身体機能の低下の自覚や、道路交通状況の変化に適切な対応ができる安全運転意識を身につけるため、安全運転講習会を実施します。また、関係団体と連携して、巡回広報を実施するとともに、高齢者等世帯を訪問し、高齢者の交通安全の意識の向上を図ります。 近隣市と連携した研修を実施し、交通安全指導員の育成強化に努めます。 交通事故被害者の生活救済のため、交通災害共済制度などの普及や積極的な加入促進に努めます。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課	交通死亡事故数	町民の交通安全意識普及状況を示す指標	町民の交通死亡事故件数	0件 (2024)	0件	生活環境課	交通事故件数	交通安全に対する施策の効果の状況を示す指標	町内における交通事故の件数	19件 (2024)	30件以下	生活環境課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課																																	
交通死亡事故数	町民の交通安全意識普及状況を示す指標	町民の交通死亡事故件数	2件 (2019)	0件	生活環境課																																	
交通事故件数	交通安全に対する施策の効果の状況を示す指標	町内における交通事故の件数	30件 (2019)	30件以下	生活環境課																																	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課																																	
交通死亡事故数	町民の交通安全意識普及状況を示す指標	町民の交通死亡事故件数	0件 (2024)	0件	生活環境課																																	
交通事故件数	交通安全に対する施策の効果の状況を示す指標	町内における交通事故の件数	19件 (2024)	30件以下	生活環境課																																	

⁵ 交通安全家庭の日：「交通安全は家庭から」をテーマに、家庭における交通安全意識の高揚を図るため、1982年に新潟県が毎月10日を「交通安全家庭の日」と定めたもの。

⁶ 全国交通安全運動：広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるなど、交通事故防止の徹底を図ることを目的として、春と秋の2回実施されるもの。

⁷ 交通事故防止運動：県民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるなど、交通事故防止を図ることを目的として、夏と冬の2回実施されるもの。

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 I (安心して暮らせる環境づくり 編)

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)

(2) 道路交通環境の整備

- 安全な道路交通の確保を図るため、危険箇所の啓発看板、カーブミラーや歩道など、交通安全施設の整備を推進するとともに、老朽化した施設については、計画的に修繕を行います。
- 安全な道路交通の確保を図るため、警察及び関係機関に対し、必要に応じて規制標識や信号機などの設置による効果的な交通規制を要望します。

【主要事業】

主要事業名	事業の説明	担当課
交通安全思想普及事業	各世代や生活環境に合わせた交通安全教室等を実施するなど、町民の交通安全思想の普及を図ります。	生活環境課
道路交通環境整備事業	交通安全施設を計画的に整備し、警察などに規制標識や効果的な交通規制を要望します。	生活環境課



(県警交通年鑑)

4 防犯対策の充実

【現状と課題】

(防犯活動の推進)

- ・ 現在、防犯対策については、集落区長・隣組長を構成員とする聖籠町防犯組合、新潟東港聖籠地区防犯連絡協議会、安全で安心なまちづくり推進協議会などで連携し実践しています。
- ・ 犯罪対策は、警察、行政だけで進めていくには限界があり、町民、事業者、ボランティア団体などがそ

(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)

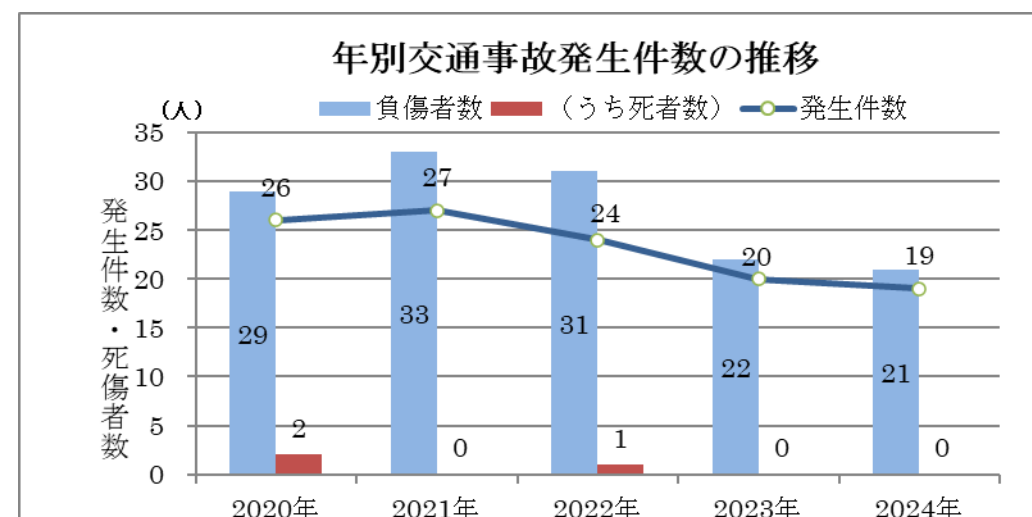
備考

(2) 道路交通環境の整備

- 安全な道路交通の確保を図るため、危険箇所の啓発看板、カーブミラーや歩道など、交通安全施設の整備を推進するとともに、老朽化した施設については、計画的に修繕を行います。
- 安全な道路交通の確保を図るため、警察及び関係機関に対し、必要に応じて規制標識や信号機などの設置による効果的な交通規制を要望します。

【主要事業】

主要事業名	事業の説明	担当課
交通安全思想普及事業	各世代や生活環境に合わせた交通安全教室等を実施するなど、町民の交通安全思想の普及を図ります。	生活環境課
道路交通環境整備事業	交通安全施設を計画的に整備し、警察などに規制標識や効果的な交通規制を要望します。	生活環境課



(県警交通年鑑)

4 防犯対策の充実

関連するSDGs



【現状と課題】

(防犯活動の推進)

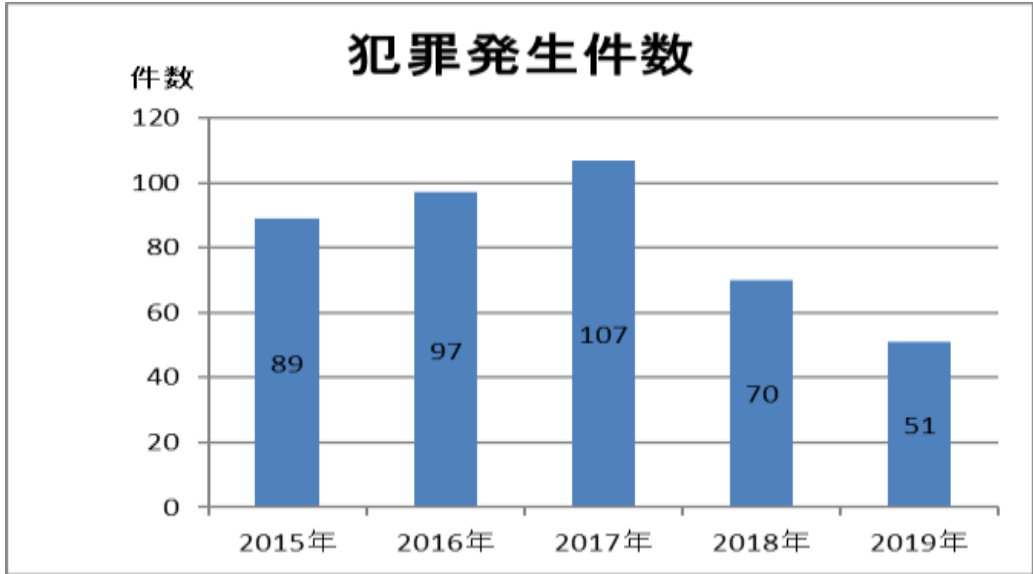
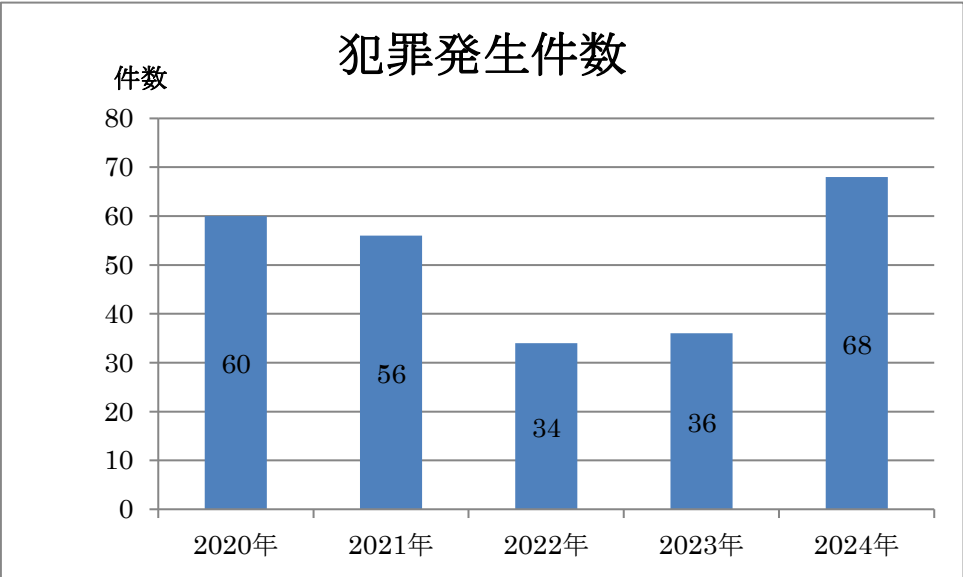
- ・ 現在、防犯対策については、集落区長・隣組長を構成員とする聖籠町防犯組合、新潟東港聖籠地区防犯連絡協議会、安全で安心なまちづくり推進協議会などで連携し実践しています。
- ・ 犯罪対策は、警察、行政だけで進めていくには限界があり、町民、事業者、ボランティア団体などがそ

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 I (安心して暮らせる環境づくり 編)

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																				
<p>それぞれの役割を認識することで、安全・安心なまちづくりができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、「聖籠町安全で安心なまちづくり条例」に基づき、警察や地域団体などと協議しながら防犯活動を推進する必要があります。 <p>(新潟東港の防犯対策の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新潟東港区域の防犯対策として、「新潟東港聖籠地区防犯連絡協議会」で情報の交換や意識の啓発に努めています。また、新潟東港西地区との連携を密にするため、2005年3月から新潟東港地区は新潟北警察署管内に編入され、防犯・交通の取り締りを行っています。 <p>(防犯施設の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、全国的に、防犯カメラの設置が犯罪の抑止につながっていることなどから、本町においても「安全で安心なまちづくり推進協議会」を活用し、警察や関係団体などと協議し、防犯灯や防犯カメラなどの防犯施設の計画的な整備について、検討を行う必要があります。 防犯灯については、犯罪防止の観点から定期的に見回りを行い、維持管理を徹底して行っていくことが求められています。 <p>【基本方針】</p> <p>防犯対策については、警察、行政だけで進めていくには限界があることから、町民、事業者、ボランティア団体などと連携して取り組んでいきます。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犯罪発生件数</td> <td>防犯対策の効果の状況を示す指標</td> <td>町内における犯罪(刑法犯)の発生件数</td> <td>51件(2019)</td> <td>50件以下</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>防犯カメラ設置箇所</td> <td>登下校の安全確保を示す指標</td> <td>設置箇所</td> <td>4箇所(2019)</td> <td>27箇所</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">防犯対策の充実 ➡</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防犯活動の推進 (2) 新潟東港の防犯対策の強化 (3) 防犯施設の整備 </div> <p>(1) 防犯活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防犯組合などの組織を強化し、通学児童・生徒に対するパトロールの推進や地域ぐるみで犯罪のない社会環境づくりに取り組みます。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	犯罪発生件数	防犯対策の効果の状況を示す指標	町内における犯罪(刑法犯)の発生件数	51件(2019)	50件以下	生活環境課	防犯カメラ設置箇所	登下校の安全確保を示す指標	設置箇所	4箇所(2019)	27箇所	子ども教育課	<p>それぞれの役割を認識することで、安全・安心なまちづくりができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、「聖籠町安全で安心なまちづくり条例」に基づき、警察や地域団体などと協議しながら防犯活動を推進する必要があります。 <p>(新潟東港の防犯対策の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新潟東港区域の防犯対策として、「新潟東港聖籠地区防犯連絡協議会」で情報の交換や意識の啓発に努めています。また、新潟東港西地区との連携を密にするため、2005年3月から新潟東港地区は新潟北警察署管内に編入され、防犯・交通の取り締りを行っています。 <p>(防犯施設の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、全国的に、防犯カメラの設置が犯罪の抑止につながっていることなどから、本町においても「安全で安心なまちづくり推進協議会」を活用し、警察や関係団体などと協議し、防犯灯や防犯カメラなどの防犯施設の計画的な整備について、検討を行う必要があります。 防犯灯については、犯罪防止の観点から定期的に見回りを行い、維持管理を徹底して行っていくことが求められています。 <p>【基本方針】</p> <p>防犯対策については、警察、行政だけで進めていくには限界があることから、町民、事業者、ボランティア団体などと連携して取り組んでいきます。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犯罪発生件数</td> <td>防犯対策の効果の状況を示す指標</td> <td>町内における犯罪(刑法犯)の発生件数</td> <td>68件(2024)</td> <td>50件以下</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>防犯カメラ稼働日数</td> <td>登下校の安全確保を示す指標</td> <td>稼働日数/年間日数</td> <td>100%(2024)</td> <td>100%</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">防犯対策の充実 ➡</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防犯活動の推進 (2) 新潟東港の防犯対策の強化 (3) 防犯施設の整備 </div> <p>(1) 防犯活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防犯組合などの組織を強化し、通学児童・生徒に対するパトロールの推進や地域ぐるみで犯罪のない社会環境づくりに取り組みます。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	犯罪発生件数	防犯対策の効果の状況を示す指標	町内における犯罪(刑法犯)の発生件数	68件(2024)	50件以下	生活環境課	防犯カメラ稼働日数	登下校の安全確保を示す指標	稼働日数/年間日数	100%(2024)	100%	子ども教育課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																	
犯罪発生件数	防犯対策の効果の状況を示す指標	町内における犯罪(刑法犯)の発生件数	51件(2019)	50件以下	生活環境課																																	
防犯カメラ設置箇所	登下校の安全確保を示す指標	設置箇所	4箇所(2019)	27箇所	子ども教育課																																	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																	
犯罪発生件数	防犯対策の効果の状況を示す指標	町内における犯罪(刑法犯)の発生件数	68件(2024)	50件以下	生活環境課																																	
防犯カメラ稼働日数	登下校の安全確保を示す指標	稼働日数/年間日数	100%(2024)	100%	子ども教育課																																	

⁸ 聖籠町安全で安心なまちづくり条例：生活の安全に関し、町、町民、事業者及び土地建物所有者などの責務を明らかにすることにより、安全意識の高揚と自主的な生活安全活動の推進を図り、安全で安心なまちづくりの実現に寄与することを定めた条例。

第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 I (安心して暮らせる環境づくり 編)

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																								
<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪の発生を未然に防止するため、防災行政無線等による広報活動を行い、町民へ防犯意識の啓発を図ります。 ● 犯罪の発生防止や再犯防止の対策について、民間事業所、警察、関係機関との連携を図り取り組んでいきます。 <p>(2) 新潟東港の防犯対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新潟東港地域は、社会環境の変化が著しく、犯罪発生の危険性が高いことから、地区の防犯協議会や新潟市及び警察署と連携を図り防犯対策に努めます。 <p>(3) 防犯施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「安全で安心なまちづくり推進協議会」を活用し、警察や関係団体などと協議し、防犯灯や防犯カメラなどの防犯施設の計画的な整備について、検討を行います。 ● 夜間の犯罪や事故防止のため、通学路や集落間の防犯灯の維持管理を行います。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #add8e6;">主要事業名</th> <th style="background-color: #add8e6;">事業の説明</th> <th style="background-color: #add8e6;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防犯対策強化事業</td> <td>町防犯組合をはじめとした各協議会と連携を図り、防犯パトロールや広報活動などを実施して防犯の対策強化に努めます。</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>防犯灯整備事業</td> <td>夜間の犯罪や事故防止のため、通学路や集落間の防犯灯の維持管理を行います。</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>防犯施設整備事業</td> <td>危険個所と考えられる通学路への防犯カメラ、学校玄関オートロックなどにより必要に応じて防犯施設の整備を図ります。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center;">  <p>新潟県警 HP「市町村別犯罪発生状況」</p> </div>	主要事業名	事業の説明	担当課	防犯対策強化事業	町防犯組合をはじめとした各協議会と連携を図り、防犯パトロールや広報活動などを実施して防犯の対策強化に努めます。	生活環境課	防犯灯整備事業	夜間の犯罪や事故防止のため、通学路や集落間の防犯灯の維持管理を行います。	生活環境課	防犯施設整備事業	危険個所と考えられる通学路への防犯カメラ、学校玄関オートロックなどにより必要に応じて防犯施設の整備を図ります。	子ども教育課	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪の発生を未然に防止するため、防災行政無線等による広報活動を行い、町民へ防犯意識の啓発を図ります。 ● 犯罪の発生防止や再犯防止の対策について、民間事業所、警察、関係機関との連携を図り取り組んでいきます。 <p>(2) 新潟東港の防犯対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新潟東港地域は、社会環境の変化が著しく、犯罪発生の危険性が高いことから、地区の防犯協議会や新潟市及び警察署と連携を図り防犯対策に努めます。 <p>(3) 防犯施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「安全で安心なまちづくり推進協議会」を活用し、警察や関係団体などと協議し、防犯灯や防犯カメラなどの防犯施設の計画的な整備について、検討を行います。 ● 夜間の犯罪や事故防止のため、通学路や集落間の防犯灯の維持管理を行います。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #add8e6;">主要事業名</th> <th style="background-color: #add8e6;">事業の説明</th> <th style="background-color: #add8e6;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防犯対策強化事業</td> <td>町防犯組合をはじめとした各協議会と連携を図り、防犯パトロールや広報活動などを実施して防犯の対策強化に努めます。</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>防犯灯整備事業</td> <td>夜間の犯罪や事故防止のため、通学路や集落間の防犯灯の維持管理を行います。</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>防犯施設整備事業</td> <td>危険個所と考えられる通学路への防犯カメラ、学校玄関オートロックなどにより必要に応じて防犯施設の整備を図ります。</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center;">  <p>(新潟県警 HP「市町村別犯罪発生状況」)</p> </div>	主要事業名	事業の説明	担当課	防犯対策強化事業	町防犯組合をはじめとした各協議会と連携を図り、防犯パトロールや広報活動などを実施して防犯の対策強化に努めます。	生活環境課	防犯灯整備事業	夜間の犯罪や事故防止のため、通学路や集落間の防犯灯の維持管理を行います。	生活環境課	防犯施設整備事業	危険個所と考えられる通学路への防犯カメラ、学校玄関オートロックなどにより必要に応じて防犯施設の整備を図ります。	子ども教育課	
主要事業名	事業の説明	担当課																								
防犯対策強化事業	町防犯組合をはじめとした各協議会と連携を図り、防犯パトロールや広報活動などを実施して防犯の対策強化に努めます。	生活環境課																								
防犯灯整備事業	夜間の犯罪や事故防止のため、通学路や集落間の防犯灯の維持管理を行います。	生活環境課																								
防犯施設整備事業	危険個所と考えられる通学路への防犯カメラ、学校玄関オートロックなどにより必要に応じて防犯施設の整備を図ります。	子ども教育課																								
主要事業名	事業の説明	担当課																								
防犯対策強化事業	町防犯組合をはじめとした各協議会と連携を図り、防犯パトロールや広報活動などを実施して防犯の対策強化に努めます。	生活環境課																								
防犯灯整備事業	夜間の犯罪や事故防止のため、通学路や集落間の防犯灯の維持管理を行います。	生活環境課																								
防犯施設整備事業	危険個所と考えられる通学路への防犯カメラ、学校玄関オートロックなどにより必要に応じて防犯施設の整備を図ります。	子ども教育課																								

現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)	備考																																				
<h2 style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px;">5 空家対策の推進</h2> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【現状と課題】</p> <p>(空家等の適切な管理の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国的に適切な管理が行われていない空家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼしていることなどから、地域住民の生活環境の保全を図り、空家等の活用を促進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が2015年5月に全面施行されました。 本町においても、空家等の件数は増加傾向にありますが、適切な管理が行われていない空家等が町民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理を促進する必要があります。 <p>(空家等の利活用の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の活力の維持・向上を図るためには、空家等を資源として捉え、空家や除却後の跡地の活用を進める必要があります。空家等の所有者への働きかけをはじめ、空家等の利用希望者が必要な情報を取得できる体制整備が求められています。 <p>【基本方針】</p> <p>本町において、空家等の件数が増加傾向にあることから、「聖籠町空家等対策計画」に基づく空家等の総合的かつ計画的な取組を推進します。</p> <p><施策目標 (分野別目標) ></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定空家等解消件数</td> <td>特定空家等対策の効果を示す指標</td> <td>特定空家等解消件数 (累計)</td> <td>8件 (2015～2019)</td> <td>10件 (2020～2024)</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>空家等の活用件数</td> <td>空家等の活用に関する取組の効果を示す指標</td> <td>空家や除却後の跡地を利用し定住した件数 (累計)</td> <td>11件 (2015～2019)</td> <td>15件 (2020～2024)</td> <td>総合政策課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0; display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px;">空家対策の推進</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px;"> (1) 空家等の適切な管理の促進 (2) 空家等の利活用の促進 </div> </div> <p>(1) 空家等の適切な管理の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現地調査や空家等の所有者等に意向調査を行うなど、町内の空家等の実態把握に努めます。 ● 空家等の所有者等に対する相談体制を整備します。 </div>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課	特定空家等解消件数	特定空家等対策の効果を示す指標	特定空家等解消件数 (累計)	8件 (2015～2019)	10件 (2020～2024)	生活環境課	空家等の活用件数	空家等の活用に関する取組の効果を示す指標	空家や除却後の跡地を利用し定住した件数 (累計)	11件 (2015～2019)	15件 (2020～2024)	総合政策課	<h2 style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px;">5 空家対策の推進</h2> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>関連するSDGs</p> <p>【現状と課題】</p> <p>(空家等の適切な管理の促進)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____空家等の件数は増加傾向にあり_____、適切な管理が行われていない空家等が町民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理を促進する必要があります。</p> <p>(空家等の利活用の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の活力の維持・向上を図るためには、空家等を資源として捉え、空家や除却後の跡地の活用を進める必要があります。空家等の所有者への働きかけをはじめ、空家等の利用希望者が必要な情報を取得できる体制整備が求められています。 <p>【基本方針】</p> <p>本町において、空家等の件数が増加傾向にあることから、「聖籠町空家等対策計画」に基づく空家等の総合的かつ計画的な取組を推進します。</p> <p><施策目標 (分野別目標) ></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理不全空家等及び特定空家等解消件数</td> <td>管理不全空家等及び特定空家等対策の効果を示す指標</td> <td>管理不全空家等及び特定空家等解消件数 (累計)</td> <td>17件 (2020～2024)</td> <td>20件 (2025～2029)</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>空家等の活用件数</td> <td>空家等の活用に関する取組の効果を示す指標</td> <td>空家や除却後の跡地を利用し定住した件数 (累計)</td> <td>20件 (2020～2024)</td> <td>22件 (2025～2029)</td> <td>総合政策課 生活環境課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0; display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px;">空家対策の推進</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px;"> (1) 空家等の適切な管理の促進 (2) 空家等の利活用の促進 </div> </div> <p>(1) 空家等の適切な管理の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現地調査や空家等の所有者等に意向調査を行うなど、町内の空家等の実態把握に努めます。 ● 空家等の所有者等に対する相談体制を整備します。 </div>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課	管理不全空家等及び特定空家等解消件数	管理不全空家等及び特定空家等対策の効果を示す指標	管理不全空家等及び特定空家等解消件数 (累計)	17件 (2020～2024)	20件 (2025～2029)	生活環境課	空家等の活用件数	空家等の活用に関する取組の効果を示す指標	空家や除却後の跡地を利用し定住した件数 (累計)	20件 (2020～2024)	22件 (2025～2029)	総合政策課 生活環境課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課																																	
特定空家等解消件数	特定空家等対策の効果を示す指標	特定空家等解消件数 (累計)	8件 (2015～2019)	10件 (2020～2024)	生活環境課																																	
空家等の活用件数	空家等の活用に関する取組の効果を示す指標	空家や除却後の跡地を利用し定住した件数 (累計)	11件 (2015～2019)	15件 (2020～2024)	総合政策課																																	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課																																	
管理不全空家等及び特定空家等解消件数	管理不全空家等及び特定空家等対策の効果を示す指標	管理不全空家等及び特定空家等解消件数 (累計)	17件 (2020～2024)	20件 (2025～2029)	生活環境課																																	
空家等の活用件数	空家等の活用に関する取組の効果を示す指標	空家や除却後の跡地を利用し定住した件数 (累計)	20件 (2020～2024)	22件 (2025～2029)	総合政策課 生活環境課																																	


第5次総合計画(後期基本計画) 第2章 I (安心して暮らせる環境づくり 編)

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																		
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民との協働による監視体制を構築し、適切な管理が行われていない所有者等に対しては「空家等の適正管理に関する条例」に基づき、適切な対応を図ります。 <p>(2) 空家等の利活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 空家等の所有者に働きかけ、「空家再生支援センター(空家バンク)」への登録を促し、空家等の利用希望者が必要な情報を取得できる体制を整備します。 ● 空家等を活用した町内への定住者等に対し助成を行うなど、空家等の有効活用を推進します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空家再生支援センター事業</td> <td>町内の空家等の売買、賃貸希望情報を空家バンクとして登録し、情報提供を行うことにより、空家等の有効活用を促し、定住促進による地域の活性化を図ります。</td> <td>総合政策課</td> </tr> <tr> <td>管理不全空家除却補助事業</td> <td>管理不全な状態と認められた空家について、防災・防犯の観点から危険を取り除き、被害の発生を未然に防止するため、除却に要する経費の一部を助成します。</td> <td>生活環境課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	空家再生支援センター事業	町内の空家等の売買、賃貸希望情報を空家バンクとして登録し、情報提供を行うことにより、空家等の有効活用を促し、定住促進による地域の活性化を図ります。	総合政策課	管理不全空家除却補助事業	管理不全な状態と認められた空家について、防災・防犯の観点から危険を取り除き、被害の発生を未然に防止するため、除却に要する経費の一部を助成します。	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民との協働による監視体制を構築し、適切な管理が行われていない所有者等に対しては「空家等の適正管理に関する条例」に基づき、適切な対応を図ります。 <p>(2) 空家等の利活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 空家等の所有者に働きかけ、「空家再生支援センター(空家バンク)¹⁰⁾」への登録を促し、空家等の利用希望者が必要な情報を取得できる体制を整備します。 ● 空家等を活用した町内への定住者等に対し助成を行うなど、空家等の有効活用を推進します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空家再生支援センター事業</td> <td>町内の空家等の売買、賃貸希望情報を空家バンクとして登録し、情報提供を行うことにより、空家等の有効活用を促し、定住促進による地域の活性化を図ります。</td> <td>総合政策課</td> </tr> <tr> <td>管理不全空家除却補助事業</td> <td>管理不全な状態と認められた空家について、防災・防犯の観点から危険を取り除き、被害の発生を未然に防止するため、除却に要する経費の一部を助成します。</td> <td>生活環境課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	空家再生支援センター事業	町内の空家等の売買、賃貸希望情報を空家バンクとして登録し、情報提供を行うことにより、空家等の有効活用を促し、定住促進による地域の活性化を図ります。	総合政策課	管理不全空家除却補助事業	管理不全な状態と認められた空家について、防災・防犯の観点から危険を取り除き、被害の発生を未然に防止するため、除却に要する経費の一部を助成します。	生活環境課	
主要事業名	事業の説明	担当課																		
空家再生支援センター事業	町内の空家等の売買、賃貸希望情報を空家バンクとして登録し、情報提供を行うことにより、空家等の有効活用を促し、定住促進による地域の活性化を図ります。	総合政策課																		
管理不全空家除却補助事業	管理不全な状態と認められた空家について、防災・防犯の観点から危険を取り除き、被害の発生を未然に防止するため、除却に要する経費の一部を助成します。	生活環境課																		
主要事業名	事業の説明	担当課																		
空家再生支援センター事業	町内の空家等の売買、賃貸希望情報を空家バンクとして登録し、情報提供を行うことにより、空家等の有効活用を促し、定住促進による地域の活性化を図ります。	総合政策課																		
管理不全空家除却補助事業	管理不全な状態と認められた空家について、防災・防犯の観点から危険を取り除き、被害の発生を未然に防止するため、除却に要する経費の一部を助成します。	生活環境課																		

⁹ 空家等の適正管理に関する条例：空家等が放置され管理不全な状態となることを防ぎ、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めた町の条例。

¹⁰ 空家再生支援センター(空家バンク)：取り壊し後の更地や良好な空家物件の登録を促し、購入・賃貸希望者へ情報提供を行う機関。

第5次総合計画(後期基本計画) 第4章 I (農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強化編)

<p>現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)</p>	<p>(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026-2030)</p>	<p>備考</p>
<p>I 農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強化</p> <p>1 担い手の確保・育成と生産基盤の整備</p> <p>【現状と課題】</p> <p>(新規就農者対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齡化や後継者不足により農業従事者の減少が進む中、これまで継承されてきた農地や経験豊かな農業従事者の持つ知識・技術を残していくため、新たな農業参入希望者を確保する対策が必要となっています。 <p>(多様な担い手の確保・育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業従事者の減少にともない、中心的担い手へ経営資源の集中が加速すると考えられることから、さまざまな課題に対応できる広い視野と経営感覚を持つ多様な担い手の育成が必要となっています。 担い手への農地等の集積に伴い、経営の大規模化・効率化を進展するための組織化が必要となっています。 <p>(生産基盤の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体的な経営耕地面積が減少している中、農地を保全するとともに、化学肥料の多用による水田地力の衰退により、生産物の品質低下が懸念されます。 必要なほ場整備とともに、法人化や組織営農における農業機械の支援策及び有機質利用による早急な土壌改良に取り組む必要があります。 <p>(遊休農地対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 遊休農地対策は、発生防止と解消に向けて、組織的な対応と全町的な取組が重要となっています。 <p>(農地集積対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 5年、10年先を見据えた人・農地プランや基盤整備事業の推進に係る話し合いの中で、農業経営の縮小やリタイアを考える高齡の農業従事者が増えていることから、その農地を担い手に集積するとともに、農地の集約を図る取組が必要となっています。 <p>【基本方針】</p> <p>農地などの農業資源のかん養とその保全に向けた取組を強化するとともに、それを支える担い手の確保及び育成並びに担い手への農地の集積を推進します。</p>	<p>I 農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強化</p> <p>1 担い手の確保・育成と生産基盤の整備</p> <p>関連するSDGs</p>  <p>【現状と課題】</p> <p>(新規就農者対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齡化や後継者不足により農業従事者の減少が進む中、これまで継承されてきた農地や経験豊かな農業従事者の持つ知識・技術を残していくため、新たな農業参入希望者を確保する対策が必要となっています。 <p>(多様な担い手の確保・育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業従事者の減少に伴い、中心的な担い手へ経営資源の集中が加速すると考えられることから、さまざまな課題に対応できる広い視野と経営感覚を持つ多様な担い手の育成が必要となっています。 担い手への農地等の集積に伴い、経営の大規模化・効率化を進展するための組織化が必要となっています。 <p>(生産基盤の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体的な経営耕地面積が減少している中、<u>農地の保全を図る必要があります。また、</u>化学肥料の多用によって水田地力が衰退し、生産物の品質低下が懸念されます。 必要なほ場整備とともに、<u>法人や組織営農等における農業機械の導入支援</u>及び有機質利用による早急な土壌改良に取り組む必要があります。 <p>(遊休農地対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 遊休農地対策は、発生防止と解消に向けて、組織的な対応と全町的な取組が重要となっています。 <p>(農地集積対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>概ね</u>10年先を見据えた<u>地域計画</u>¹や基盤整備事業の推進に係る話し合いの中で、農業経営の縮小やリタイアを考える高齡の農業従事者が増えていることから、その農地を担い手に集積するとともに、農地の集約を図る取組が必要となっています。 <p>【基本方針】</p> <p>農地などの農業資源のかん養とその保全に向けた取組を強化するとともに、それを支える担い手の確保及び育成並びに担い手への農地の集積を推進します。</p>	

¹ 地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)：地域の話し合いにより策定される将来の農地利用の姿を明確化した設計図であり、概ね10年後を見据え、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地域の話し合いに基づきまとめた計画。

第5次総合計画 (後期基本計画) 第4章 I (農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強化編)

現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)	備考																																																
<p><施策目標 (分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規就農者の確保</td> <td>新規就農者の状況を示す指標</td> <td>認定新規就農者となった人数</td> <td>—</td> <td>6人</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>遊休農地面積</td> <td>遊休農地の改善状況を示す指標</td> <td>遊休農地の総面積</td> <td>6.9ha (2019)</td> <td>5.0ha</td> <td>産業観光課 農業委員会</td> </tr> <tr> <td>農地集積率</td> <td>担い手への農地の集積状況を示す指標</td> <td>全ての担い手の経営農地/全農地×100</td> <td>60.1% (2019)</td> <td>70%</td> <td>産業観光課 農業委員会</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #e6e6fa;"> <p>担い手の確保・育成と生産基盤の整備 →</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新規就農者対策 (2) 多様な担い手の確保・育成 (3) 生産基盤の整備 (4) 遊休農地対策 (5) 農地集積対策 </div> <p>(1) 新規就農者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農業従事者の高齢化や後継者問題が進んでいることを踏まえ、新規就農者などの多様な担い手の確保と育成対策を推進します。 ● 担い手の不足は、遊休農地 (耕作放棄地) の発生といった問題とも深く関わっています。そのため、新規就農者等の新たな担い手の確保・育成を推進するとともに、担い手のいなくなった農地をこうした新たな担い手に結び付ける取組も検討します。 <p>(2) 多様な担い手の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専業・兼業農家、高齢農家など多様な構成員からなる地域農業を持続的な地場産業として推進するため、中心的な担い手として集中していく経営資源の受け皿となる認定農業者や認定新規就農者、法人など、多様な担い手の確保・育成を図るとともに、その経営の安定に向け支援に努めます。 ● 担い手の減少に伴い、限られた担い手への農地集積が加速していきます。これにより経営の大規模化、生産コストの削減、作業の効率化の観点から法人化等の組織化やスマート農業の導入が重要な取組となることから、その動きを支援します。 <p>(3) 生産基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水田農業におけるほ場は、大型化と稲作以外の作物に対応できる汎用化が求められている現状から、基盤整備事業が継続して推進されるよう県等へ働きかけます。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課	新規就農者の確保	新規就農者の状況を示す指標	認定新規就農者となった人数	—	6人	産業観光課	遊休農地面積	遊休農地の改善状況を示す指標	遊休農地の総面積	6.9ha (2019)	5.0ha	産業観光課 農業委員会	農地集積率	担い手への農地の集積状況を示す指標	全ての担い手の経営農地/全農地×100	60.1% (2019)	70%	産業観光課 農業委員会	<p><施策目標 (分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規就農者の確保</td> <td>新規就農者の状況を示す指標</td> <td>認定新規就農者となった人数</td> <td>延べ7人 (2024)</td> <td>延べ10人</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>遊休農地面積</td> <td>遊休農地の改善状況を示す指標</td> <td>遊休農地の総面積</td> <td>6.4ha (2024)</td> <td>4.5ha</td> <td>産業観光課 農業委員会</td> </tr> <tr> <td>農地集積率</td> <td>担い手への農地の集積状況を示す指標</td> <td>全ての担い手の経営農地/全農地×100</td> <td>73.5% (2024)</td> <td>90%</td> <td>産業観光課 農業委員会</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #e6e6fa;"> <p>担い手の確保・育成と生産基盤の整備 →</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新規就農者対策 (2) 多様な担い手の確保・育成 (3) 生産基盤の整備 (4) 遊休農地対策 (5) 農地集積対策 </div> <p>(1) 新規就農者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農業従事者の高齢化や後継者問題が進んでいることを踏まえ、新規就農者などの多様な担い手の確保と育成対策を推進します。 ● 担い手の不足は、遊休農地 (耕作放棄地) の発生といった問題とも深く関わっています。そのため、新規就農者等の新たな担い手の確保・育成を推進するとともに、担い手のいなくなった農地をこうした新たな担い手に結び付ける取組も検討します。 <p>(2) 多様な担い手の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専業・兼業農家、高齢農家など多様な構成員からなる地域農業を持続的な地場産業として推進するため、中心的な担い手として集中していく経営資源の受け皿となる認定農業者²や認定新規就農者、法人など、多様な担い手の確保・育成を図るとともに、その経営の安定に向け支援に努めます。 ● 担い手の減少に伴い、限られた担い手への農地集積が加速していきます。これにより経営の大規模化や生産コストの削減、作業の効率化の観点から、法人化等の組織化やスマート農業³の導入が重要な取組となるため、その動きを支援します。 <p>(3) 生産基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水田農業におけるほ場は、大型化と稲作以外の作物に対応できる汎用化が求められている現状から、基盤整備事業が継続して推進されるよう県等へ働きかけます。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課	新規就農者の確保	新規就農者の状況を示す指標	認定新規就農者となった人数	延べ7人 (2024)	延べ10人	産業観光課	遊休農地面積	遊休農地の改善状況を示す指標	遊休農地の総面積	6.4ha (2024)	4.5ha	産業観光課 農業委員会	農地集積率	担い手への農地の集積状況を示す指標	全ての担い手の経営農地/全農地×100	73.5% (2024)	90%	産業観光課 農業委員会	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課																																													
新規就農者の確保	新規就農者の状況を示す指標	認定新規就農者となった人数	—	6人	産業観光課																																													
遊休農地面積	遊休農地の改善状況を示す指標	遊休農地の総面積	6.9ha (2019)	5.0ha	産業観光課 農業委員会																																													
農地集積率	担い手への農地の集積状況を示す指標	全ての担い手の経営農地/全農地×100	60.1% (2019)	70%	産業観光課 農業委員会																																													
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課																																													
新規就農者の確保	新規就農者の状況を示す指標	認定新規就農者となった人数	延べ7人 (2024)	延べ10人	産業観光課																																													
遊休農地面積	遊休農地の改善状況を示す指標	遊休農地の総面積	6.4ha (2024)	4.5ha	産業観光課 農業委員会																																													
農地集積率	担い手への農地の集積状況を示す指標	全ての担い手の経営農地/全農地×100	73.5% (2024)	90%	産業観光課 農業委員会																																													

² 認定農業者：農業経営基盤強化法に基づく農業経営改善計画が、聖籠町農業経営改善協議会の審査に付され、その計画が認定された農業者

³ スマート農業：ロボット技術や情報通信技術 (ICT) を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。(農林水産省ホームページより)

第5次総合計画(後期基本計画) 第4章 I (農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強化編)

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																										
<p>また、農地や農業用水、農業用排水施設等は、農業生産活動にとって重要な生産資源であり、国土・環境保全、水源のかん養、水田が持つ保水による防災機能、やすらぎなど、広く町民の暮らしを支える多面的機能を発揮してきました。そして、長い歴史・文化の中で、地域に住む人々の協働により、維持保全が図られてきており、こうした農地等の公的側面の観点から保全します。</p> <p>さらに、有機質資源を活用した土づくりの促進に努め、自然循環型機能の維持増進を図るため、補助制度も取り入れた有機質資源利活用対策を推進します。</p> <p>(4) 遊休農地対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 遊休農地は、農産物のみならず生活環境への影響も懸念されるため、農地が有効活用されるよう所有者には是正を促します。また、社会的な問題として認識し、関係機関との連携を図り、組織的な施策を講じて解消に努めるとともに活動の支援を推進します。 ● 農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地の巡回や、農地の適正な管理が行われるよう指導を行う等、遊休農地の解消に努めます。 <p>(5) 農地集積対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農地中間管理事業を活用して、認定農業者等への農地集積を促進します。また、人・農地プランや基盤整備事業を推進する過程で、地域の担い手に農地を集積するとともに農地の集約を図り、併せて遊休農地の解消や耕作放棄地発生の防止に努めます。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地のマッチング事業</td> <td>主に果樹経営における新規就農者や規模拡大を目指す担い手が、必要な農地を確保できるよう、離農等で担い手のいなくなる農地とのマッチングを支援します。</td> <td>産業観光課 農業委員会</td> </tr> <tr> <td>担い手育成事業</td> <td>生産法人・女性認定農業者・新規就農者等の育成を支援するとともに、経営の組織化に向けた取組を支援します。また、販路拡大や担い手確保の取組を支援します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>有機堆肥利用助成事業</td> <td>有機農法や減化学肥料栽培に取り組む農業者に対して助成します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>生産基盤の整備</td> <td>圃場整備や有機質利用による土壌改良などへの取組に対して助成します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>遊休農地(耕作放棄地)対策事業</td> <td>遊休農地の管理・保全の指導及び農地と周辺農地環境保全の活動に対して助成します。</td> <td>産業観光課 農業委員会</td> </tr> <tr> <td>農地中間管理事業</td> <td>農地中間管理機構を通して、担い手へ農地を貸し付けた方などを対象に助成します。</td> <td>産業観光課 農業委員会</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	農地のマッチング事業	主に果樹経営における新規就農者や規模拡大を目指す担い手が、必要な農地を確保できるよう、離農等で担い手のいなくなる農地とのマッチングを支援します。	産業観光課 農業委員会	担い手育成事業	生産法人・女性認定農業者・新規就農者等の育成を支援するとともに、経営の組織化に向けた取組を支援します。また、販路拡大や担い手確保の取組を支援します。	産業観光課	有機堆肥利用助成事業	有機農法や減化学肥料栽培に取り組む農業者に対して助成します。	産業観光課	生産基盤の整備	圃場整備や有機質利用による土壌改良などへの取組に対して助成します。	産業観光課	遊休農地(耕作放棄地)対策事業	遊休農地の管理・保全の指導及び農地と周辺農地環境保全の活動に対して助成します。	産業観光課 農業委員会	農地中間管理事業	農地中間管理機構を通して、担い手へ農地を貸し付けた方などを対象に助成します。	産業観光課 農業委員会	<p>また、農地や農業用水、農業用排水施設等は、農業生産活動にとって重要な生産資源であり、国土・環境保全、水源のかん養、水田が持つ保水による防災機能、やすらぎなど、広く町民の暮らしを支える多面的機能を発揮してきました。そして、長い歴史・文化の中で、地域に住む人々の協働により、維持保全が図られてきており、こうした農地等を公的な観点から保全します。</p> <p>さらに、有機質資源を活用した土づくりの促進に努め、自然循環型機能の維持増進を図るため、補助制度も取り入れた有機質資源利活用対策を推進します。</p> <p>(4) 遊休農地対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 遊休農地は、農産物のみならず生活環境への影響も懸念されるため、農地が有効活用されるよう所有者には是正を促します。また、社会的な問題として認識し、関係機関との連携を図り、組織的な施策を講じて解消に努めるとともに活動の支援を推進します。 ● 農業委員による農地の巡回や、農地の適正な管理へ向けた指導を行う等、遊休農地の解消に努めます。 <p>(5) 農地集積対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農地中間管理事業を活用して、認定農業者等への農地集積を促進します。また、地域計画や基盤整備事業を推進する過程で、地域の担い手に農地を集積するとともに農地の集約を図り、併せて遊休農地の解消や耕作放棄地発生の防止に努めます。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地のマッチング事業</td> <td>主に果樹経営における新規就農者や規模拡大を目指す担い手が、必要な農地を確保できるよう、離農等で担い手のいなくなる農地とのマッチングを支援します。</td> <td>産業観光課 農業委員会</td> </tr> <tr> <td>担い手育成事業</td> <td>生産法人・女性認定農業者・新規就農者等の育成を推進するとともに、経営の組織化に向けた取組を支援します。また、販路拡大や担い手確保の取組を支援します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>有機堆肥利用助成事業</td> <td>有機農法や減化学肥料栽培に取り組む農業者に対して助成します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>生産基盤の整備</td> <td>ほ場整備や有機質利用による土壌改良などへの取組に対して助成します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>遊休農地(耕作放棄地)対策事業</td> <td>遊休農地の管理・保全の指導及び農地と周辺農地環境保全の活動に対して助成します。</td> <td>産業観光課 農業委員会</td> </tr> <tr> <td>農地中間管理事業</td> <td>農地中間管理機構を通して、担い手へ農地を貸し付けた方などを対象に助成します。</td> <td>産業観光課 農業委員会</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	農地のマッチング事業	主に果樹経営における新規就農者や規模拡大を目指す担い手が、必要な農地を確保できるよう、離農等で担い手のいなくなる農地とのマッチングを支援します。	産業観光課 農業委員会	担い手育成事業	生産法人・女性認定農業者・新規就農者等の育成を 推進 するとともに、経営の組織化に向けた取組を支援します。また、販路拡大や担い手確保の取組を支援します。	産業観光課	有機堆肥利用助成事業	有機農法や減化学肥料栽培に取り組む農業者に対して助成します。	産業観光課	生産基盤の整備	ほ場 整備や有機質利用による土壌改良などへの取組に対して助成します。	産業観光課	遊休農地(耕作放棄地)対策事業	遊休農地の管理・保全の指導及び農地と周辺農地環境保全の活動に対して助成します。	産業観光課 農業委員会	農地中間管理事業	農地中間管理機構を通して、担い手へ農地を貸し付けた方などを対象に助成します。	産業観光課 農業委員会	
主要事業名	事業の説明	担当課																																										
農地のマッチング事業	主に果樹経営における新規就農者や規模拡大を目指す担い手が、必要な農地を確保できるよう、離農等で担い手のいなくなる農地とのマッチングを支援します。	産業観光課 農業委員会																																										
担い手育成事業	生産法人・女性認定農業者・新規就農者等の育成を支援するとともに、経営の組織化に向けた取組を支援します。また、販路拡大や担い手確保の取組を支援します。	産業観光課																																										
有機堆肥利用助成事業	有機農法や減化学肥料栽培に取り組む農業者に対して助成します。	産業観光課																																										
生産基盤の整備	圃場整備や有機質利用による土壌改良などへの取組に対して助成します。	産業観光課																																										
遊休農地(耕作放棄地)対策事業	遊休農地の管理・保全の指導及び農地と周辺農地環境保全の活動に対して助成します。	産業観光課 農業委員会																																										
農地中間管理事業	農地中間管理機構を通して、担い手へ農地を貸し付けた方などを対象に助成します。	産業観光課 農業委員会																																										
主要事業名	事業の説明	担当課																																										
農地のマッチング事業	主に果樹経営における新規就農者や規模拡大を目指す担い手が、必要な農地を確保できるよう、離農等で担い手のいなくなる農地とのマッチングを支援します。	産業観光課 農業委員会																																										
担い手育成事業	生産法人・女性認定農業者・新規就農者等の育成を 推進 するとともに、経営の組織化に向けた取組を支援します。また、販路拡大や担い手確保の取組を支援します。	産業観光課																																										
有機堆肥利用助成事業	有機農法や減化学肥料栽培に取り組む農業者に対して助成します。	産業観光課																																										
生産基盤の整備	ほ場 整備や有機質利用による土壌改良などへの取組に対して助成します。	産業観光課																																										
遊休農地(耕作放棄地)対策事業	遊休農地の管理・保全の指導及び農地と周辺農地環境保全の活動に対して助成します。	産業観光課 農業委員会																																										
農地中間管理事業	農地中間管理機構を通して、担い手へ農地を貸し付けた方などを対象に助成します。	産業観光課 農業委員会																																										

第5次総合計画(後期基本計画) 第4章 I (農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強化編)


<p>現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)</p>	<p>(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)</p>	<p>備考</p>																																																																				
<p style="text-align: center;">【農家数の推移】</p> <table border="1"> <caption>【農家数の推移】(農林業センサス)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>専業農家</th> <th>第1種兼業</th> <th>第2種兼業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1970</td><td>192</td><td>753</td><td>641</td></tr> <tr><td>1975</td><td>108</td><td>583</td><td>775</td></tr> <tr><td>1980</td><td>86</td><td>533</td><td>648</td></tr> <tr><td>1985</td><td>105</td><td>396</td><td>623</td></tr> <tr><td>1990</td><td>83</td><td>304</td><td>650</td></tr> <tr><td>1995</td><td>75</td><td>278</td><td>506</td></tr> <tr><td>2000</td><td>59</td><td>151</td><td>403</td></tr> <tr><td>2005</td><td>52</td><td>172</td><td>295</td></tr> <tr><td>2010</td><td>61</td><td>101</td><td>264</td></tr> <tr><td>2015</td><td>53</td><td>108</td><td>209</td></tr> </tbody> </table>	年次	専業農家	第1種兼業	第2種兼業	1970	192	753	641	1975	108	583	775	1980	86	533	648	1985	105	396	623	1990	83	304	650	1995	75	278	506	2000	59	151	403	2005	52	172	295	2010	61	101	264	2015	53	108	209	<p style="text-align: center;">【販売農家数の推移】</p> <table border="1"> <caption>【販売農家数の推移】(農林業センサス)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>販売農家数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1970</td><td>1,586</td></tr> <tr><td>1975</td><td>1,466</td></tr> <tr><td>1980</td><td>1,267</td></tr> <tr><td>1985</td><td>1,124</td></tr> <tr><td>1990</td><td>1,037</td></tr> <tr><td>1995</td><td>859</td></tr> <tr><td>2000</td><td>613</td></tr> <tr><td>2005</td><td>519</td></tr> <tr><td>2010</td><td>426</td></tr> <tr><td>2015</td><td>370</td></tr> <tr><td>2020</td><td>281</td></tr> </tbody> </table>	年次	販売農家数	1970	1,586	1975	1,466	1980	1,267	1985	1,124	1990	1,037	1995	859	2000	613	2005	519	2010	426	2015	370	2020	281	
年次	専業農家	第1種兼業	第2種兼業																																																																			
1970	192	753	641																																																																			
1975	108	583	775																																																																			
1980	86	533	648																																																																			
1985	105	396	623																																																																			
1990	83	304	650																																																																			
1995	75	278	506																																																																			
2000	59	151	403																																																																			
2005	52	172	295																																																																			
2010	61	101	264																																																																			
2015	53	108	209																																																																			
年次	販売農家数																																																																					
1970	1,586																																																																					
1975	1,466																																																																					
1980	1,267																																																																					
1985	1,124																																																																					
1990	1,037																																																																					
1995	859																																																																					
2000	613																																																																					
2005	519																																																																					
2010	426																																																																					
2015	370																																																																					
2020	281																																																																					
<p style="text-align: center;">2 良質な農産物の安定生産と経営安定化の支援</p>																																																																						
<p style="text-align: center;">関連するSDGs </p>																																																																						
<p>【現状と課題】</p> <p>(担い手の経営安定対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2018年産米から行政による主食用米の生産数量目標の配分を行わないこと、及びTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)により米価等の下落が懸念されることから、その対策が必要となっています。 <p>(高付加価値品の生産・販売促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 食の安全・安心志向がますます強まる中、減農薬減化学肥料栽培が求められ、有機質資源を活用した栽培も注目されています。また、農産物加工センターを有効活用した聖籠産農産物を原料とする加工商品の開発などの6次産業化や農産物のブランド化など、付加価値を高めるための取組が必要とされています。 ふるさと納税制度などを通じ、農産物のPRや販路の拡大に積極的に取り組む農業者への支援が必要とされています。 <p>(観光農業の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営の安定と活力のある農業経営を図るため、果樹園を主体とした観光農業を促進する必要があります。 <p>(稲作を中心とした複合周年経営の振興)</p> <ul style="list-style-type: none"> 米の消費が減少傾向にあることから、周年的に安定した農業経営の実現が課題となっています。 <p>【基本方針】</p> <p>農産物直売所の拡充及び水稻を基幹作物としつつ、地域の特性を生かした砂丘地農業や果樹を中心とした</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>(担い手の経営安定対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>近年、肥料や飼料などの生産資材の価格は上昇し、高い水準が継続しているほか、国際情勢の変化などに伴う農産物価格の急激な変動が懸念される</u>ことから、その対策が必要となっています。 <p>(高付加価値品の生産・販売促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 食の安全・安心志向がますます強まる中、減農薬減化学肥料栽培が求められ、有機質資源を活用した栽培も注目されています。また、農産物加工センターを有効活用した聖籠産農産物を原料とする加工商品の開発などの6次産業化や農産物のブランド化など、付加価値を高めるための取組が必要とされています。 ふるさと納税制度などを通じ、農産物のPRや販路の拡大に積極的に取り組む農業者への支援が必要とされています。 <p>(観光農業の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営の安定と活力のある農業経営を図るため、果樹園を主体とした観光農業を促進する必要があります。 <p>(稲作を中心とした複合周年経営の振興)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>周年的に安定した農業経営を実現するため、稲作を中心とした複合経営を振興する必要があります。</u> <p>【基本方針】</p> <p>農産物直売所の拡充を図ります。また、水稻を基幹作物としつつ、地域の特性を生かした砂丘地農業や果</p>																																																																					

⁴ ふるさと納税制度：自らが選んだ都道府県、市区町村へ寄附することにより、その寄附金額の一部が自身の所得税及び住民税から控除される制度。生まれ育ったふるさにと貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設された。

第5次総合計画(後期基本計画) 第4章 I (農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強化編)

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																				
<p>観光農業等の複合経営への転換を促進し、農業経営の安定を図るための加工品の開発や農産物の高付加価値化に関する取組を推進します。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担い手の経営安定化</td> <td>担い手の状況を示す指標</td> <td>基本構想水準を達成する経営体数</td> <td>44 経営体(2019)</td> <td>145 経営体</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>観光農園入客数</td> <td>観光農園への観光入込客数の状況を示す指標</td> <td>観光農園入客数</td> <td>74,300 人(2019)</td> <td>83,000 人</td> <td>産業観光課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e6e6ff;"> <p>良質な農産物の安定生産と経営安定化の支援 →</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 担い手の経営安定対策 (2) 高付加価値品の生産・販売促進 (3) ふるさと納税制度を活用した農産物の販路拡大 (4) 観光農業の推進 (5) 稲作を中心とした複合周年経営の振興 </div> <ol style="list-style-type: none"> (1) 担い手の経営安定対策 <ul style="list-style-type: none"> ● 担い手の農業経営の安定を図るため、必要に応じた各種対策を関係機関等と協力・連携しながら講ずるよう努めます。 (2) 高付加価値品の生産・販売促進 <ul style="list-style-type: none"> ● 消費者ニーズに応じた売れる農産物の生産や有機栽培、個人でのブランド展開など、高付加価値品の生産に積極的に取り組む農業者を支援するとともに、農産物加工センターを有効活用した特産品の開発を積極的に推進します。 ● 本町農産物の安全・高品質を生産者等が自ら消費者にアピールし、顧客の確保や販路の拡大を図る取組への支援を進めます。 (3) ふるさと納税制度を活用した農産物の販路拡大 <ul style="list-style-type: none"> ● ふるさと納税制度を活用し、町の果樹・米・野菜等の農産物を返礼品として送付することで、町農産物のPRと販路拡大を推進します。 (4) 観光農業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 果樹を主体とした従来の観光農業を一層促進するため、それぞれの観光農園で行っている新品種や新たな栽培技術の導入、個人でのブランド化など、独自の取組を支援するとともに、農産物加工センターと連携した、聖籠産農産物を原材料とした新商品の開発を推進します。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	担い手の経営安定化	担い手の状況を示す指標	基本構想水準を達成する経営体数	44 経営体(2019)	145 経営体	産業観光課	観光農園入客数	観光農園への観光入込客数の状況を示す指標	観光農園入客数	74,300 人(2019)	83,000 人	産業観光課	<p>樹を中心とした観光農業等の複合経営への転換を促進し、農業経営の安定を図るための加工品の開発や農産物の高付加価値化に関する取組を推進します。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担い手の経営安定化</td> <td>担い手の状況を示す指標</td> <td>基本構想水準を達成する経営体数</td> <td>36 経営体(2024)</td> <td>57 経営体</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>観光農園入込客数</td> <td>観光農園への観光入込客数の状況を示す指標</td> <td>観光農園入込客数</td> <td>61,800 人(2024)</td> <td>73,000 人</td> <td>産業観光課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e6e6ff;"> <p>良質な農産物の安定生産と経営安定化の支援 →</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 担い手の経営安定対策 (2) 高付加価値品の生産・販売促進 (3) ふるさと納税制度を活用した農産物の販路拡大 (4) 観光農業の推進 (5) 稲作を中心とした複合周年経営の振興 </div> <ol style="list-style-type: none"> (1) 担い手の経営安定対策 <ul style="list-style-type: none"> ● 担い手の農業経営の安定を図るため、必要に応じた各種対策を関係機関等と協力・連携しながら講ずるよう努めます。 (2) 高付加価値品の生産・販売促進 <ul style="list-style-type: none"> ● 消費者ニーズに応じた売れる農産物の生産や有機栽培、個人でのブランド展開など、高付加価値品の生産に積極的に取り組む農業者を支援するとともに、農産物加工センターを有効活用した特産品の開発を積極的に推進します。 ● 本町農産物の安全・高品質を生産者等が自ら消費者にアピールし、顧客の確保や販路の拡大を図る取組への支援を進めます。 (3) ふるさと納税制度を活用した農産物の販路拡大 <ul style="list-style-type: none"> ● ふるさと納税制度を活用し、町の果樹・米・野菜等の農産物を返礼品として活用することで、町農産物のPRと販路拡大を推進します。 (4) 観光農業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 果樹を主体とした従来の観光農業を一層促進するため、それぞれの観光農園で行っている新品種や新たな栽培技術の導入、個人でのブランド化など、独自の取組を支援するとともに、農産物加工センターと連携した、聖籠産農産物を原材料とした新商品の開発を推進します。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	担い手の経営安定化	担い手の状況を示す指標	基本構想水準を達成する経営体数	36 経営体(2024)	57 経営体	産業観光課	観光農園入込客数	観光農園への観光入込客数の状況を示す指標	観光農園入込客数	61,800 人(2024)	73,000 人	産業観光課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																	
担い手の経営安定化	担い手の状況を示す指標	基本構想水準を達成する経営体数	44 経営体(2019)	145 経営体	産業観光課																																	
観光農園入客数	観光農園への観光入込客数の状況を示す指標	観光農園入客数	74,300 人(2019)	83,000 人	産業観光課																																	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																	
担い手の経営安定化	担い手の状況を示す指標	基本構想水準を達成する経営体数	36 経営体(2024)	57 経営体	産業観光課																																	
観光農園入込客数	観光農園への観光入込客数の状況を示す指標	観光農園入込客数	61,800 人(2024)	73,000 人	産業観光課																																	

第5次総合計画(後期基本計画) 第4章 I (農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強化編)

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																				
<p>(5) 稲作を中心とした複合周年経営の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水稻を基幹作物としつつも農業経営の安定を図ることから、果樹栽培、園芸栽培などの拡大を促進するとともに、集団化・団地化を進め、質・量の向上を図ります。また、技術指導、経営指導など、さらには流通販売路の確立を農業者団体と連携し推進します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産業総合振興事業</td> <td>農業機械設備の購入及びリースに対して助成し、経営安定を図ります。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>スマート農業支援事業</td> <td>スマート農業導入に向けた取組を支援します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>農産物加工センターの活用支援</td> <td>農産物加工センターのマネジメント強化を目的として、経営資源を見直すなど改善を図り、多くの方から活用されるよう支援します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>農産物販売拡大支援事業</td> <td>ふるさと納税制度(返礼品)や物販イベントなどを活用して、町農産物(果樹・米・野菜等)のPRを推進するとともに顧客や販路の拡大等を進める農業者の支援を推進します。</td> <td>産業観光課 総合政策課</td> </tr> <tr> <td>複合経営の振興支援事業</td> <td>米の消費が減少している中で、今後は果樹、園芸栽培などの拡大を促進するため、質、量の向上と販売体制などの経営指導が受けられる振興策について支援します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 安定して続けられる漁業の促進</p> <p>【現状と課題】 (豊かな漁場づくりの継承)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業資源の減少は、漁業離れの大きな要因となっているため、継続的な漁業資源づくりが必要とされています。 <p>(漁業施設の周辺整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船や漁具などの保管及び保全のため、船だまりはもとより、周辺の野積場や網干場などの整備は必要不可欠であり、その維持が課題となっています。 <p>【基本方針】 豊かな漁場づくりや漁業関連施設の整備を進め、安定して続けられる漁業の促進を図ります。</p>	主要事業名	事業の説明	担当課	農林水産業総合振興事業	農業機械設備の購入及びリースに対して助成し、経営安定を図ります。	産業観光課	スマート農業支援事業	スマート農業導入に向けた取組を支援します。	産業観光課	農産物加工センターの活用支援	農産物加工センターのマネジメント強化を目的として、経営資源を見直すなど改善を図り、多くの方から活用されるよう支援します。	産業観光課	農産物販売拡大支援事業	ふるさと納税制度(返礼品)や物販イベントなどを活用して、町農産物(果樹・米・野菜等)のPRを推進するとともに顧客や販路の拡大等を進める農業者の支援を推進します。	産業観光課 総合政策課	複合経営の振興支援事業	米の消費が減少している中で、今後は果樹、園芸栽培などの拡大を促進するため、質、量の向上と販売体制などの経営指導が受けられる振興策について支援します。	産業観光課	<p>(5) 稲作を中心とした複合周年経営の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水稻を基幹作物としつつ農業経営を安定させるため、果樹栽培、園芸栽培などの拡大を促進するとともに、集団化・団地化を進め、質・量の向上を図ります。また、<u>農業団体との連携により、技術指導や経営指導の実施を、さらには、流通販売経路の開拓を</u>推進します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産業総合振興事業</td> <td>農業機械設備の購入及びリースに対して助成し、経営安定を図ります。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>スマート農業支援事業</td> <td>スマート農業導入に向けた取組を支援します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>農産物加工センターの活用支援</td> <td>農産物加工センターのマネジメント強化を目的として、経営資源を見直すなど改善を図り、多くの方から活用されるよう支援します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>農産物販売拡大支援事業</td> <td>ふるさと納税制度(返礼品)や物販イベントなどを活用して、町農産物(果樹・米・野菜等)のPRを<u>行う</u>とともに顧客や販路の拡大等を進める農業者への支援を推進します。</td> <td>産業観光課 総合政策課</td> </tr> <tr> <td>複合経営の振興支援事業</td> <td><u>水稻を基幹作物としつつ</u>、今後は果樹、園芸栽培などの拡大を促進するため、質、量の向上と販売体制などの経営指導が受けられる振興策について支援します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 安定して続けられる漁業の促進</p> <p>関連するSDGs </p> <p>【現状と課題】 (豊かな漁場づくりの継承)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業資源の減少は、漁業離れの大きな要因となっているため、継続的な漁業資源づくりが必要とされています。 <p>(漁業施設の周辺整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船や漁具などの保管及び保全のため、船だまりはもとより、周辺の野積場や網干場などの整備は必要不可欠であり、その維持が課題となっています。 <p>【基本方針】 豊かな漁場づくりや漁業関連施設の整備を進め、安定して続けられる漁業の促進を図ります。</p>	主要事業名	事業の説明	担当課	農林水産業総合振興事業	農業機械設備の購入及びリースに対して助成し、経営安定を図ります。	産業観光課	スマート農業支援事業	スマート農業導入に向けた取組を支援します。	産業観光課	農産物加工センターの活用支援	農産物加工センターのマネジメント強化を目的として、経営資源を見直すなど改善を図り、多くの方から活用されるよう支援します。	産業観光課	農産物販売拡大支援事業	ふるさと納税制度(返礼品)や物販イベントなどを活用して、町農産物(果樹・米・野菜等)のPRを <u>行う</u> とともに顧客や販路の拡大等を進める農業者への支援を推進します。	産業観光課 総合政策課	複合経営の振興支援事業	<u>水稻を基幹作物としつつ</u> 、今後は果樹、園芸栽培などの拡大を促進するため、質、量の向上と販売体制などの経営指導が受けられる振興策について支援します。	産業観光課	
主要事業名	事業の説明	担当課																																				
農林水産業総合振興事業	農業機械設備の購入及びリースに対して助成し、経営安定を図ります。	産業観光課																																				
スマート農業支援事業	スマート農業導入に向けた取組を支援します。	産業観光課																																				
農産物加工センターの活用支援	農産物加工センターのマネジメント強化を目的として、経営資源を見直すなど改善を図り、多くの方から活用されるよう支援します。	産業観光課																																				
農産物販売拡大支援事業	ふるさと納税制度(返礼品)や物販イベントなどを活用して、町農産物(果樹・米・野菜等)のPRを推進するとともに顧客や販路の拡大等を進める農業者の支援を推進します。	産業観光課 総合政策課																																				
複合経営の振興支援事業	米の消費が減少している中で、今後は果樹、園芸栽培などの拡大を促進するため、質、量の向上と販売体制などの経営指導が受けられる振興策について支援します。	産業観光課																																				
主要事業名	事業の説明	担当課																																				
農林水産業総合振興事業	農業機械設備の購入及びリースに対して助成し、経営安定を図ります。	産業観光課																																				
スマート農業支援事業	スマート農業導入に向けた取組を支援します。	産業観光課																																				
農産物加工センターの活用支援	農産物加工センターのマネジメント強化を目的として、経営資源を見直すなど改善を図り、多くの方から活用されるよう支援します。	産業観光課																																				
農産物販売拡大支援事業	ふるさと納税制度(返礼品)や物販イベントなどを活用して、町農産物(果樹・米・野菜等)のPRを <u>行う</u> とともに顧客や販路の拡大等を進める農業者への支援を推進します。	産業観光課 総合政策課																																				
複合経営の振興支援事業	<u>水稻を基幹作物としつつ</u> 、今後は果樹、園芸栽培などの拡大を促進するため、質、量の向上と販売体制などの経営指導が受けられる振興策について支援します。	産業観光課																																				

⁵ マネジメント：経営などの管理をすること。

第5次総合計画(後期基本計画) 第4章 I (農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強化編)

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																													
<p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">種苗放流量</td> <td rowspan="2">種苗放流による水産資源の確保状況を示す指標</td> <td>ヒラメなどの放流種苗の種類</td> <td>1種類(2019)</td> <td>2種類</td> <td rowspan="2">産業観光課</td> </tr> <tr> <td>ヒラメなどの放流種苗の数量</td> <td>14,500尾(2019)</td> <td>17,500尾</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> 安定して続けられる漁業の促進 ➡ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> (1) 豊かな漁場づくりの継承 (2) 漁業施設の周辺整備 </div> </div> <p>(1) 豊かな漁場づくりの継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 増養殖事業・移植漁場造成事業・沿岸漁業資源調査の促進など資源管理型漁業を促進するとともに、漁礁や産卵礁の整備を関係機関と連携を図りながら推進し、漁業資源を守る漁場づくりを支援します。 <p>(2) 漁業施設の周辺整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 網代浜、次第浜の船だまり及び周辺の漁業施設の整備を関係機関と連携して促進します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヒラメなど種苗購入・放流事業</td> <td>ヒラメなどの稚魚を購入し、漁業協同組合と連携して放流事業を実施します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>加治川河口及び次第浜船だまり浚渫事業</td> <td>漁船の航行に支障をきたす、堆積した土砂を浚渫します。(加治川河口及び船だまり)</td> <td>産業観光課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	種苗放流量	種苗放流による水産資源の確保状況を示す指標	ヒラメなどの放流種苗の種類	1種類(2019)	2種類	産業観光課	ヒラメなどの放流種苗の数量	14,500尾(2019)	17,500尾	主要事業名	事業の説明	担当課	ヒラメなど種苗購入・放流事業	ヒラメなどの稚魚を購入し、漁業協同組合と連携して放流事業を実施します。	産業観光課	加治川河口及び次第浜船だまり浚渫事業	漁船の航行に支障をきたす、堆積した土砂を浚渫します。(加治川河口及び船だまり)	産業観光課	<p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種苗放流量</td> <td>種苗放流による水産資源の確保状況を示す指標</td> <td>ヒラメなどの放流種苗の数量</td> <td>14,500尾(2024)</td> <td>14,500尾</td> <td>産業観光課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> 安定して続けられる漁業の促進 ➡ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> (1) 豊かな漁場づくりの継承 (2) 漁業施設の周辺整備 </div> </div> <p>(1) 豊かな漁場づくりの継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 増養殖事業・移植漁場造成事業・沿岸漁業資源調査の促進など資源管理型漁業を促進するとともに、漁礁や産卵礁の整備を関係機関と連携を図りながら推進し、漁業資源を守る漁場づくりを支援します。 <p>(2) 漁業施設の周辺整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 網代浜、次第浜の船だまり及び周辺の漁業施設の整備を関係機関と連携して促進します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヒラメなど種苗購入・放流事業</td> <td>ヒラメなどの稚魚を購入し、漁業協同組合と連携して放流事業を実施します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>加治川河口及び次第浜船だまり浚渫事業</td> <td>漁船の航行に支障をきたす、堆積した土砂を浚渫します。(加治川河口及び船だまり)</td> <td>産業観光課</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	種苗放流量	種苗放流による水産資源の確保状況を示す指標	ヒラメなどの放流種苗の数量	14,500尾(2024)	14,500尾	産業観光課	主要事業名	事業の説明	担当課	ヒラメなど種苗購入・放流事業	ヒラメなどの稚魚を購入し、漁業協同組合と連携して放流事業を実施します。	産業観光課	加治川河口及び次第浜船だまり浚渫事業	漁船の航行に支障をきたす、堆積した土砂を浚渫します。(加治川河口及び船だまり)	産業観光課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																										
種苗放流量	種苗放流による水産資源の確保状況を示す指標	ヒラメなどの放流種苗の種類	1種類(2019)	2種類	産業観光課																																										
		ヒラメなどの放流種苗の数量	14,500尾(2019)	17,500尾																																											
主要事業名	事業の説明	担当課																																													
ヒラメなど種苗購入・放流事業	ヒラメなどの稚魚を購入し、漁業協同組合と連携して放流事業を実施します。	産業観光課																																													
加治川河口及び次第浜船だまり浚渫事業	漁船の航行に支障をきたす、堆積した土砂を浚渫します。(加治川河口及び船だまり)	産業観光課																																													
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																										
種苗放流量	種苗放流による水産資源の確保状況を示す指標	ヒラメなどの放流種苗の数量	14,500尾(2024)	14,500尾	産業観光課																																										
主要事業名	事業の説明	担当課																																													
ヒラメなど種苗購入・放流事業	ヒラメなどの稚魚を購入し、漁業協同組合と連携して放流事業を実施します。	産業観光課																																													
加治川河口及び次第浜船だまり浚渫事業	漁船の航行に支障をきたす、堆積した土砂を浚渫します。(加治川河口及び船だまり)	産業観光課																																													
<p>4 町内資源の有効活用及び他産業との協働</p> <p>【現状と課題】</p> <p>(食品産業・観光産業との連携による価値創造)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町農産物の素晴らしさを知っていただくためには、観光産業など他産業との協働が欠かせません。そのため、「食」という大きな吸引力を地元の新鮮な農産物を使って大いに発揮し、町外への情報発信をいかに有効に実施するかが課題となっています。 	<p>4 町内資源の有効活用及び他産業との協働</p> <p>関連するSDGs  </p> <p>【現状と課題】</p> <p>(食品産業・観光産業との連携による価値創造)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 聖籠産農産物の素晴らしさを知っていただくためには、観光産業など他産業との協働が欠かせません。そのため、「食」という大きな吸引力を地元の新鮮な農産物を使って大いに発揮し、町外への情報発信をいかに有効に実施するかが課題となっています。 																																														

⁶ 浚渫(しゅんせつ)：河川や港などの水底の土砂をさらうこと。

第5次総合計画(後期基本計画) 第4章 I (農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強化編)

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																				
<p>(通年にわたる食育の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者や子どもたちに安全・安心で、美味しい農産物の栽培過程をはじめ総合的な食育を行うことにより、町の資源の大切さを伝えていくことが必要となっています。 <p>(農業・農村の多面的機能の維持及び発揮・継承)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業は、元来自然環境の中に存在し生産するものであることから、自然環境の保全はもとより田園の持つ景観の美しさや、災害から地域を守るなどの国土保全機能も図っていく必要があります。 <p>【基本方針】</p> <p>消費者や子どもたちに総合的な食育を行うことにより、自然環境の大切さや町内農産物の素晴らしさを知っていただくとともに、観光産業との協働を推進します。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校給食等への地産地消率(再掲)</td> <td>地産地消の推進状況を示す指標</td> <td>聖籠町共同調理場で使用する本町産の野菜、果物及び米の割合</td> <td>49%(2019)</td> <td>55%</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>食育を通じた交流事業実施数(農産物)(再掲)</td> <td>食育振興の状況を示す指標</td> <td>生産者と子ども園(幼稚園)・小学校・中学校との会食年間実施回数(各園・学校1回)</td> <td>4回(2019) ※6カ所</td> <td>7回</td> <td>子ども教育課 産業観光課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>町内資源の有効活用及び他産業との協働 → (1) 食品産業・観光産業との連携による価値創造 (2) 通年にわたる食育の推進 (3) 農業・農村の多面的機能の維持及び発揮・継承</p> </div> <p>(1) 食品産業・観光産業との連携による価値創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 聖籠産農産物を利用した特産加工品の開発を推進するとともに、観光施設などを通じて良質な聖籠産農産物を使用したメニューを提供することによってリピーターやロコミなどによる拡販が進むよう、食品産業と観光産業との連携による新たな価値をつくりあげるよう努めます。 <p>(2) 通年にわたる食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 四季折々の野菜・果物などの栽培や収穫祭、子どもの夏休みを利用した自由研究題材の提供など、一年を通じた食育を推進するとともに、町内学校給食への食材提供をさらに推進し、子どもたちへ地場農産物のすばらしさを伝えていくよう努めます。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	学校給食等への地産地消率(再掲)	地産地消の推進状況を示す指標	聖籠町共同調理場で使用する本町産の野菜、果物及び米の割合	49%(2019)	55%	子ども教育課	食育を通じた交流事業実施数(農産物)(再掲)	食育振興の状況を示す指標	生産者と子ども園(幼稚園)・小学校・中学校との会食年間実施回数(各園・学校1回)	4回(2019) ※6カ所	7回	子ども教育課 産業観光課	<p>(通年にわたる食育の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者や子どもたちに安全・安心で、美味しい農産物の栽培過程をはじめ総合的な食育を行うことにより、町の資源の大切さを伝えていくことが必要となっています。 <p>(農業・農村の多面的機能の維持及び発揮・継承)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業は、元来自然環境の中で<u>生まれる</u>ものであることから、自然環境の保全はもとより田園の持つ景観の美しさや、災害から地域を守る<u>といった</u>国土保全機能<u>なども維持及び発揮・継承していく</u>必要があります。 <p>【基本方針】</p> <p>消費者や子どもたちに総合的な食育を行うことにより、自然環境の大切さや町内農産物の素晴らしさを知っていただくとともに、観光産業との協働を推進します。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校給食等への地産地消率(再掲)</td> <td>地産地消の推進状況を示す指標</td> <td>聖籠町共同調理場で使用する本町産の野菜、果物及び米の割合</td> <td>43.5%(2024)</td> <td>45%</td> <td>子ども教育課</td> </tr> <tr> <td>食育を通じた交流事業実施数(農産物)(再掲)</td> <td>食育振興の状況を示す指標</td> <td>生産者等と幼稚園・小学校・中学校との会食年間実施回数(各園・学校1回)</td> <td>3回(2024)</td> <td>5回</td> <td>子ども教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>町内資源の有効活用及び他産業との協働 → (1) 食品産業・観光産業との連携による価値創造 (2) 通年にわたる食育の推進 (3) 農業・農村の多面的機能の維持及び発揮・継承</p> </div> <p>(1) 食品産業・観光産業との連携による価値創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 聖籠産農産物を利用した特産加工品の開発を推進するとともに、観光施設などを通じて良質な聖籠産農産物を使用したメニューを提供することによってリピーター⁷やロコミ⁸などによる<u>拡大販売</u>が進むよう、食品産業と観光産業との連携による新たな価値をつくりあげる<u>こと</u>に努めます。 <p>(2) 通年にわたる食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 四季折々の野菜・果物などの栽培や収穫祭、子どもの夏休みを利用した自由研究題材の提供など、一年を通じた食育を推進するとともに、町内学校給食への食材提供をさらに推進し、子どもたちへ地場農産物のすばらしさを伝えていくよう努めます。 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	学校給食等への地産地消率(再掲)	地産地消の推進状況を示す指標	聖籠町共同調理場で使用する本町産の野菜、果物及び米の割合	43.5%(2024)	45%	子ども教育課	食育を通じた交流事業実施数(農産物)(再掲)	食育振興の状況を示す指標	生産者等と幼稚園・小学校・中学校との会食年間実施回数(各園・学校1回)	3回(2024)	5回	子ども教育課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																	
学校給食等への地産地消率(再掲)	地産地消の推進状況を示す指標	聖籠町共同調理場で使用する本町産の野菜、果物及び米の割合	49%(2019)	55%	子ども教育課																																	
食育を通じた交流事業実施数(農産物)(再掲)	食育振興の状況を示す指標	生産者と子ども園(幼稚園)・小学校・中学校との会食年間実施回数(各園・学校1回)	4回(2019) ※6カ所	7回	子ども教育課 産業観光課																																	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																	
学校給食等への地産地消率(再掲)	地産地消の推進状況を示す指標	聖籠町共同調理場で使用する本町産の野菜、果物及び米の割合	43.5%(2024)	45%	子ども教育課																																	
食育を通じた交流事業実施数(農産物)(再掲)	食育振興の状況を示す指標	生産者等と幼稚園・小学校・中学校との会食年間実施回数(各園・学校1回)	3回(2024)	5回	子ども教育課																																	

⁷ リピーター：同じ場所を再び訪れる人、また、同じ商品を気に入って再度購入する人など。
⁸ ロコミ：「口頭でのコミュニケーション」の略。うわさ・評判などを口伝えに広めること。




第5次総合計画(後期基本計画) 第4章 I (農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強化編)

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																								
<p>(3) 農業・農村の多面的機能の維持及び発揮・継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農地が農業生産の場というだけでなく、地域住民や都市住民が景観の美しさなどを体感できる環境を保全した農業施設(農業用排水路施設、農業用道路など)の整備に努めるとともに、農地・農村の有する多面的機能の維持及び発揮・継承を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食育の支援事業(再掲)</td> <td>家庭のみでなく、地域・学校・職場の中でも豊かな食の体験を積み重ね、「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるように、個々の場での取組を充実させていきます。子どもたちが農業体験を通じ、食に対する理解を深め、食文化を継承する取組を行い、地場農産物の消費拡大につながるよう支援します。</td> <td>保健福祉課 子ども教育課 産業観光課</td> </tr> <tr> <td>派川加治川水環境保全事業(再掲)</td> <td>新発田市などの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>多面的機能支払交付金事業</td> <td>農業、農村の有する多面的機能の維持及び発揮・継承を図るため、地域の共同活動を支援します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	食育の支援事業(再掲)	家庭のみでなく、地域・学校・職場の中でも豊かな食の体験を積み重ね、「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるように、個々の場での取組を充実させていきます。子どもたちが農業体験を通じ、食に対する理解を深め、食文化を継承する取組を行い、地場農産物の消費拡大につながるよう支援します。	保健福祉課 子ども教育課 産業観光課	派川加治川水環境保全事業(再掲)	新発田市などの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。	産業観光課	多面的機能支払交付金事業	農業、農村の有する多面的機能の維持及び発揮・継承を図るため、地域の共同活動を支援します。	産業観光課	<p>(3) 農業・農村の多面的機能の維持及び発揮・継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農地を農業生産の場としてだけでなく、地域住民や都市住民が景観の美しさなどを体感できる環境として保全するため、農業施設(農業用排水路施設、農業用道路など)の整備に努めるとともに、農業・農村の有する多面的機能の維持及び発揮・継承を図るための地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食育の支援事業(再掲)</td> <td><u>「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活が実践できるよう、家庭・地域・学校園・職場での取組を支援します。また、地域の食文化が継承されるよう、地場農産物を給食に取り入れます。</u></td> <td>保健福祉課 教育未来課</td> </tr> <tr> <td>派川加治川水環境保全事業(再掲)</td> <td>新発田市などの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>多面的機能支払交付金事業</td> <td>農業、農村の有する多面的機能の維持及び発揮・継承を図るため、地域の共同活動を支援します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	食育の支援事業(再掲)	<u>「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活が実践できるよう、家庭・地域・学校園・職場での取組を支援します。また、地域の食文化が継承されるよう、地場農産物を給食に取り入れます。</u>	保健福祉課 教育未来課	派川加治川水環境保全事業(再掲)	新発田市などの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。	産業観光課	多面的機能支払交付金事業	農業、農村の有する多面的機能の維持及び発揮・継承を図るため、地域の共同活動を支援します。	産業観光課	
主要事業名	事業の説明	担当課																								
食育の支援事業(再掲)	家庭のみでなく、地域・学校・職場の中でも豊かな食の体験を積み重ね、「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるように、個々の場での取組を充実させていきます。子どもたちが農業体験を通じ、食に対する理解を深め、食文化を継承する取組を行い、地場農産物の消費拡大につながるよう支援します。	保健福祉課 子ども教育課 産業観光課																								
派川加治川水環境保全事業(再掲)	新発田市などの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。	産業観光課																								
多面的機能支払交付金事業	農業、農村の有する多面的機能の維持及び発揮・継承を図るため、地域の共同活動を支援します。	産業観光課																								
主要事業名	事業の説明	担当課																								
食育の支援事業(再掲)	<u>「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活が実践できるよう、家庭・地域・学校園・職場での取組を支援します。また、地域の食文化が継承されるよう、地場農産物を給食に取り入れます。</u>	保健福祉課 教育未来課																								
派川加治川水環境保全事業(再掲)	新発田市などの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。	産業観光課																								
多面的機能支払交付金事業	農業、農村の有する多面的機能の維持及び発揮・継承を図るため、地域の共同活動を支援します。	産業観光課																								

第5次総合計画 (後期基本計画) 第4章 II (地域資源を活かした魅力あふれる観光編)

現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)	備考																																				
II 地域資源を活かした魅力あふれる観光	II 地域資源を活かした魅力あふれる観光																																					
1 観光資源の保全と魅力向上	1 観光資源の保全と魅力向上																																					
<p>【現状と課題】</p> <p>(観光客を迎える環境づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水浴場、公園、神社仏閣などの観光資源の周辺整備を推進します。 <p>(観光イベントの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民参加型のイベントをはじめとして、町外からの観光客も楽しめるイベントの充実が望まれています。 <p>【基本方針】</p> <p>観光資源を活かした事業を推進するとともに、その周辺整備を行い、魅力向上に努めます。</p> <p><施策目標 (分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光客数</td> <td>観光振興対策の状況を示す指標</td> <td>観光統計資料 (年間)</td> <td>32 万人 (2019)</td> <td>34 万人</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>海のにぎわい館の来館者数</td> <td>交流の状況を示す指標</td> <td>海のにぎわい館を利用した人数(来館、会議室利用など含む)</td> <td>14,422 人 (2019)</td> <td>17,500 人</td> <td>産業観光課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #ccccff; padding: 5px; margin-right: 10px;">観光資源の保全と魅力向上</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">➡</div> <div style="background-color: #ccccff; padding: 5px;"> (1) 観光客を迎える環境づくり (2) 観光イベントの充実 </div> </div> <p>(1) 観光客を迎える環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 公衆トイレの改修や新設、駐車場の拡張及びその他関連施設の新設・整備を引き続き検討します。 <p>(2) 観光イベントの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 夏まつりをはじめ、地引網などの住民参加型・主導型のイベントや他産業との協働によるイベントを推 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課	観光客数	観光振興対策の状況を示す指標	観光統計資料 (年間)	32 万人 (2019)	34 万人	産業観光課	海のにぎわい館の来館者数	交流の状況を示す指標	海のにぎわい館を利用した人数(来館、会議室利用など含む)	14,422 人 (2019)	17,500 人	産業観光課	<p style="text-align: center;">(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)</p> <p>【現状と課題】</p> <p>(観光客を迎える環境づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海洋レクリエーション施設、公園、神社仏閣などの観光資源の周辺整備が必要となっています。 <p>(観光イベントの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民参加型のイベントをはじめとして、町外からの観光客も楽しめるイベントの充実が望まれています。 <p>【基本方針】</p> <p>観光資源を活かした事業を推進するとともに、その周辺整備を行い、魅力向上に努めます。</p> <p><施策目標 (分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光入込客数</td> <td>観光振興対策の状況を示す指標</td> <td>観光統計資料 (年間)</td> <td>30 万人 (2024)</td> <td>34 万人</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>海のにぎわい館の来館者数</td> <td>交流の状況を示す指標</td> <td>海のにぎわい館を利用した人数(来館、会議室利用など含む)</td> <td>17,039 人 (2024)</td> <td>20,000 人</td> <td>産業観光課</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #ccccff; padding: 5px; margin-right: 10px;">観光資源の保全と魅力向上</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">➡</div> <div style="background-color: #ccccff; padding: 5px;"> (1) 観光客を迎える環境づくり (2) 観光イベントの充実 </div> </div> <p>(1) 観光客を迎える環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 公衆トイレの改修や新設、駐車場の拡張及びその他関連施設の新設・整備を引き続き検討します。 <p>(2) 観光イベントの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 夏まつりをはじめ、地引網などの住民参加型・主導型のイベントや他産業との協働によるイベントを推 	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課	観光入込客数	観光振興対策の状況を示す指標	観光統計資料 (年間)	30 万人 (2024)	34 万人	産業観光課	海のにぎわい館の来館者数	交流の状況を示す指標	海のにぎわい館を利用した人数(来館、会議室利用など含む)	17,039 人 (2024)	20,000 人	産業観光課	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課																																	
観光客数	観光振興対策の状況を示す指標	観光統計資料 (年間)	32 万人 (2019)	34 万人	産業観光課																																	
海のにぎわい館の来館者数	交流の状況を示す指標	海のにぎわい館を利用した人数(来館、会議室利用など含む)	14,422 人 (2019)	17,500 人	産業観光課																																	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課																																	
観光入込客数	観光振興対策の状況を示す指標	観光統計資料 (年間)	30 万人 (2024)	34 万人	産業観光課																																	
海のにぎわい館の来館者数	交流の状況を示す指標	海のにぎわい館を利用した人数(来館、会議室利用など含む)	17,039 人 (2024)	20,000 人	産業観光課																																	

第5次総合計画(後期基本計画) 第4章 II (地域資源を活かした魅力あふれる観光編)

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)		(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)	備考																																													
<p>進みます。また、特色あるイベントを企画・PRすることにより、人と人とのふれあいの場を増やし、聖籠町ファン、リピーターづくりに努めます。</p> <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水浴場運営事業</td> <td>監視連絡所の設置及び駐車場の整備などを行います。</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>海洋レクリエーション施設周辺活性化事業(再掲)</td> <td>海洋レクリエーション施設を核としたイベントなどを計画し、町内外に聖籠町の海の魅力をPRするとともに、釣り客、観光客、漁業者及びプレジャーボート利用者などとの交流を促進し、地域の活性化を図ります。</td> <td>産業観光課 東港振興室</td> </tr> <tr> <td>イベント等支援事業</td> <td>イベントの支援及び特産物の開発、販売に係る経費に対して補助します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 観光交流の総合的な推進</p> <p>【現状と課題】 (周辺施設と地場農産物を活かした観光ビジネスの活性化) ・ 自然景観、観光農園などを活かした広域観光への取組の促進が必要となっています。</p> <p>(新たな観光資源の整備・PR) ・ インバウンドやクルーズ船の寄港などによる新たな客層の変化に対応するため、魅力的な自然環境を活かしながら、新たな観光資源の開発やPRについて検討が必要となっています。</p> <p>【基本方針】 観光農園などを活かした広域観光への取組を引き続き促進するとともに、新たな観光資源の調査・整備を推進します。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域観光コースの設定数</td> <td>広域的な観光振興対策の状況を示す指標</td> <td>町外から町内への通過型観光コースの設定数</td> <td>0 コース(2019)</td> <td>1 コース</td> <td>産業観光課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	海水浴場運営事業	監視連絡所の設置及び駐車場の整備などを行います。	産業観光課	海洋レクリエーション施設周辺活性化事業(再掲)	海洋レクリエーション施設を核としたイベントなどを計画し、町内外に聖籠町の海の魅力をPRするとともに、釣り客、観光客、漁業者及びプレジャーボート利用者などとの交流を促進し、地域の活性化を図ります。	産業観光課 東港振興室	イベント等支援事業	イベントの支援及び特産物の開発、販売に係る経費に対して補助します。	産業観光課	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課	広域観光コースの設定数	広域的な観光振興対策の状況を示す指標	町外から町内への通過型観光コースの設定数	0 コース(2019)	1 コース	産業観光課		<p>進みます。また、特色あるイベントを企画・PRすることにより、人と人とのふれあいの場を増やし、聖籠町ファン、リピーターづくりに努めます。</p> <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海洋レクリエーション施設周辺活性化事業(再掲)</td> <td>海洋レクリエーション施設を核としたイベントなどを計画し、町内外に聖籠町の海の魅力をPRするとともに、釣り客、観光客、漁業者及びプレジャーボート利用者などとの交流を促進し、地域の活性化を図ります。</td> <td>産業観光課 東港振興室</td> </tr> <tr> <td>イベント等支援事業</td> <td>イベントの支援及び特産物の開発、販売に係る経費に対して補助します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 観光交流の総合的な推進</p> <p>関連するSDGs   </p> <p>【現状と課題】 (周辺施設と地場農産物を活かした観光ビジネスの活性化) ・ 自然景観、観光農園などを活かした広域観光への取組の促進が必要となっています。</p> <p>(新たな観光資源の整備・PR) ・ インバウンド¹やクルーズ船の寄港などによる新たな客層に対応するため、魅力的な自然環境を活かしながら、新たな観光資源の開発やPRについて検討が必要となっています。</p> <p>【基本方針】 観光農園などを活かした広域観光への取組を引き続き促進するとともに、新たな観光資源の調査・整備を推進します。</p> <p><施策目標(分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値(年度)</th> <th>目標値(2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域観光コースの設定数</td> <td>広域的な観光振興対策の状況を示す指標</td> <td>町外から町内への通過型観光コースの設定数</td> <td>1 コース(2024)</td> <td>1 コース</td> <td>産業観光課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	海洋レクリエーション施設周辺活性化事業(再掲)	海洋レクリエーション施設を核としたイベントなどを計画し、町内外に聖籠町の海の魅力をPRするとともに、釣り客、観光客、漁業者及びプレジャーボート利用者などとの交流を促進し、地域の活性化を図ります。	産業観光課 東港振興室	イベント等支援事業	イベントの支援及び特産物の開発、販売に係る経費に対して補助します。	産業観光課	指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課	広域観光コースの設定数	広域的な観光振興対策の状況を示す指標	町外から町内への通過型観光コースの設定数	1 コース(2024)	1 コース	産業観光課	
主要事業名	事業の説明	担当課																																														
海水浴場運営事業	監視連絡所の設置及び駐車場の整備などを行います。	産業観光課																																														
海洋レクリエーション施設周辺活性化事業(再掲)	海洋レクリエーション施設を核としたイベントなどを計画し、町内外に聖籠町の海の魅力をPRするとともに、釣り客、観光客、漁業者及びプレジャーボート利用者などとの交流を促進し、地域の活性化を図ります。	産業観光課 東港振興室																																														
イベント等支援事業	イベントの支援及び特産物の開発、販売に係る経費に対して補助します。	産業観光課																																														
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2025)	主管課																																											
広域観光コースの設定数	広域的な観光振興対策の状況を示す指標	町外から町内への通過型観光コースの設定数	0 コース(2019)	1 コース	産業観光課																																											
主要事業名	事業の説明	担当課																																														
海洋レクリエーション施設周辺活性化事業(再掲)	海洋レクリエーション施設を核としたイベントなどを計画し、町内外に聖籠町の海の魅力をPRするとともに、釣り客、観光客、漁業者及びプレジャーボート利用者などとの交流を促進し、地域の活性化を図ります。	産業観光課 東港振興室																																														
イベント等支援事業	イベントの支援及び特産物の開発、販売に係る経費に対して補助します。	産業観光課																																														
指標名	指標の説明	算出方法	現況値(年度)	目標値(2030)	主管課																																											
広域観光コースの設定数	広域的な観光振興対策の状況を示す指標	町外から町内への通過型観光コースの設定数	1 コース(2024)	1 コース	産業観光課																																											

¹ インバウンド：外国人が訪れてくる旅行。

第5次総合計画 (後期基本計画) 第4章 II (地域資源を活かした魅力あふれる観光編)

現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)	備考												
<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>観光交流の総合的な推進 (1) 周辺施設と地場農産物を活かした観光ビジネスの活性化 (2) 新たな観光資源の整備・PR</p> </div> <p>(1) 周辺施設と地場農産物を活かした観光ビジネスの活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏などで周辺観光スポットとの広域的な観光ルートの検討を進めるとともに、季節ごとの果樹の花見観光及びもぎ取り体験ツアーなどによる誘客活動を促進します。 <p>(2) 新たな観光資源の整備・PR</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境を活かした遊歩道、サイクリングロードの整備や新たな観光スポットの企画開発を進めるとともに、「めだかが泳ぎ、蛍が舞う豊かな自然環境の町づくり」を関係機関と連携しながら推進します。また、総合的な観光情報の提供について、場所や手段等を検討します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d1c4e9;">主要事業名</th> <th style="background-color: #d1c4e9;">事業の説明</th> <th style="background-color: #d1c4e9;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町観光協会運営補助事業</td> <td>町観光協会の運営費及び各種イベントの支援に係る経費に対して補助します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	町観光協会運営補助事業	町観光協会の運営費及び各種イベントの支援に係る経費に対して補助します。	産業観光課	<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>観光交流の総合的な推進 (1) 周辺施設と地場農産物を活かした観光ビジネスの活性化 (2) 新たな観光資源の整備・PR</p> </div> <p>(1) 周辺施設と地場農産物を活かした観光ビジネスの活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏などで周辺観光スポットとの広域的な観光ルートの検討を進めるとともに、季節ごとの果樹の花見観光及びもぎ取り体験ツアーなどによる誘客活動を促進します。 <p>(2) 新たな観光資源の整備・PR</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境を活かした遊歩道、サイクリングロードの整備や新たな観光スポットの企画開発を進めるとともに、「めだかが泳ぎ、蛍が舞う豊かな自然環境の町づくり」を関係機関と連携しながら推進します。また、総合的な観光情報の提供について、場所や手段等を検討します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d1c4e9;">主要事業名</th> <th style="background-color: #d1c4e9;">事業の説明</th> <th style="background-color: #d1c4e9;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町観光協会運営補助事業</td> <td>町観光協会の運営費及び各種イベントの支援に係る経費に対して補助します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	町観光協会運営補助事業	町観光協会の運営費及び各種イベントの支援に係る経費に対して補助します。	産業観光課	
主要事業名	事業の説明	担当課												
町観光協会運営補助事業	町観光協会の運営費及び各種イベントの支援に係る経費に対して補助します。	産業観光課												
主要事業名	事業の説明	担当課												
町観光協会運営補助事業	町観光協会の運営費及び各種イベントの支援に係る経費に対して補助します。	産業観光課												

第5次総合計画 (後期基本計画) 第4章III (地域の未来をけん引する商工業 編)

現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026-2030)	備考																																				
III 地域の未来をけん引する商工業	III 地域の未来をけん引する商工業																																					
1 中小企業の活性化と新潟東港の振興	1 中小企業の活性化と新潟東港の振興																																					
<p>【現状と課題】</p> <p>(中小企業活性化支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期にわたる景気の低迷は、本町立地企業への経営環境の悪化にも大きな影響を与え、今後も急激な景気浮揚が見込めない経済状況下において、経営基盤の強化や多様な消費者ニーズに対応できる経営体の構築に向けた支援体制の強化を図ることが必要となっています。 <p>(新潟東港の振興)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新潟東港工業地帯の未操業企業への早期操業及び既立地企業の新たな設備投資について、継続的に促進していくことが重要となっています。 <p>(町内産業の認知による活性化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内の企業がどのような事業を行っているかを町民や事業者が知るにより、町民の産業への理解や事業者同士の取引を活発にし、町内産業の活性化を推進することが望まれています。 <p>【基本方針】</p> <p>本町の発展を支える商工業の活性化支援、新潟東港の振興による地域経済の活性化及び町内産業認知による活性化を推進します。</p> <p><施策目標 (分野別目標) ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内起業・創業企業数</td> <td>町内における地域経済の活性化の状況を示す指標</td> <td>聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金の交付件数</td> <td>(法人)1社 (2019年)</td> <td>(法人)1社 (個人)2社</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>新潟東港工業地帯等への設備投資数 (5年間累計)</td> <td>町内における産業活動の状況を示す指標</td> <td>東港工業地帯等の立地企業による新規進出または規模拡大の件数</td> <td>37件 (2015~2019)</td> <td>40件 (2021~2025)</td> <td>東港振興室</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課	町内起業・創業企業数	町内における地域経済の活性化の状況を示す指標	聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金の交付件数	(法人)1社 (2019年)	(法人)1社 (個人)2社	産業観光課	新潟東港工業地帯等への設備投資数 (5年間累計)	町内における産業活動の状況を示す指標	東港工業地帯等の立地企業による新規進出または規模拡大の件数	37件 (2015~2019)	40件 (2021~2025)	東港振興室	<p>関連するSDGs</p>  <p>【現状と課題】</p> <p>(中小企業活性化支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期にわたる景気の低迷は、本町立地企業への経営環境に悪影響を与え、今後も急激な景気浮揚が見込めない経済状況下において、経営基盤の強化や多様な消費者ニーズに対応できる経営体の構築に向けた支援体制の強化を図ることが必要となっています。 <p>(新潟東港の振興)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新潟東港工業地帯の未操業企業への早期操業及び既立地企業の新たな設備投資について、継続的に促進していくことが重要となっています。 <p>(町内産業の認知による活性化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内の企業がどのような事業を行っているかを町民や事業者が知るにより、町民の産業への理解や事業者同士の取引を活発にし、町内産業の活性化を推進することが望まれています。 <p>【基本方針】</p> <p>本町の発展を支える商工業の活性化支援、新潟東港の振興による地域経済の活性化及び町内産業認知による活性化を推進します。</p> <p><施策目標 (分野別目標) ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内起業・創業企業数</td> <td>町内における地域経済の活性化の状況を示す指標</td> <td>聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金の交付件数</td> <td>延べ (法人)6社 (個人)15社 (2020~24年)</td> <td>延べ (法人)5社 (個人)15社 (2025~29年)</td> <td>産業観光課</td> </tr> <tr> <td>新潟東港工業地帯等への設備投資数 (5年間累計)</td> <td>町内における産業活動の状況を示す指標</td> <td>東港工業地帯等の立地企業による新規進出または規模拡大の件数</td> <td>37件 (2020~2024)</td> <td>40件 (2026~2030)</td> <td>東港振興室</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課	町内起業・創業企業数	町内における地域経済の活性化の状況を示す指標	聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金の交付件数	延べ (法人)6社 (個人)15社 (2020~24年)	延べ (法人)5社 (個人)15社 (2025~29年)	産業観光課	新潟東港工業地帯等への設備投資数 (5年間累計)	町内における産業活動の状況を示す指標	東港工業地帯等の立地企業による新規進出または規模拡大の件数	37件 (2020~2024)	40件 (2026~2030)	東港振興室	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課																																	
町内起業・創業企業数	町内における地域経済の活性化の状況を示す指標	聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金の交付件数	(法人)1社 (2019年)	(法人)1社 (個人)2社	産業観光課																																	
新潟東港工業地帯等への設備投資数 (5年間累計)	町内における産業活動の状況を示す指標	東港工業地帯等の立地企業による新規進出または規模拡大の件数	37件 (2015~2019)	40件 (2021~2025)	東港振興室																																	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課																																	
町内起業・創業企業数	町内における地域経済の活性化の状況を示す指標	聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金の交付件数	延べ (法人)6社 (個人)15社 (2020~24年)	延べ (法人)5社 (個人)15社 (2025~29年)	産業観光課																																	
新潟東港工業地帯等への設備投資数 (5年間累計)	町内における産業活動の状況を示す指標	東港工業地帯等の立地企業による新規進出または規模拡大の件数	37件 (2020~2024)	40件 (2026~2030)	東港振興室																																	

第5次総合計画 (後期基本計画) 第4章III (地域の未来をけん引する商工業 編)

現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)	備考												
<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">中小企業の活性化と新潟東港の振興</p> <p style="text-align: center;">➔</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>(1) 中小企業活性化支援</p> <p>(2) 小規模企業の振興</p> <p>(3) 新潟東港の振興と港湾機能の充実</p> <p>(4) 町内産業の認知による活性化</p> </div> <div style="width: 35%; text-align: right;"> <p>(1) 中小企業活性化支援</p> <p>(2) 小規模企業の振興</p> <p>(3) 新潟東港の振興と港湾機能の充実</p> <p>(4) 町内産業の認知による活性化</p> </div> </div> </div> <p>(1) 中小企業活性化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業の経営を支援・強化するため、設備の改善、新技術の模索、設備資金や運転資金に必要な各種融資制度の充実と専門家による経営診断や経営指導など、マネジメントに係る指導体制の強化充実を図ります。 また、地域産業や経済の活性化を図るため、商工業団体等が行う商工業振興事業並びに組織の育成強化等団体育成事業に対する支援を行います。 <p>(2) 小規模企業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小規模企業の振興を図るため、「聖籠町小規模企業振興基本条例」に基づく「小規模企業振興基本計画」を見直し、施策を総合的かつ計画的に推進します。 <p>(3) 新潟東港の振興と港湾機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業立地促進制度の周知や企業への訪問活動等により早期進出と設備投資を促すとともに、時代の趨勢^{すうせい}に合わせた優遇制度の継続的な見直しを行います。 ● 他自治体及び関係機関との連携を強化し、新潟東港の首都圏港湾バックアップ機能のPR等や、老朽化対策の促進により、新潟東港地域の発展を促進します。 ● 県内外の企業に対し、新潟東港地域の優位性を広くPRすることで新潟港（東港区）の利用促進を図ります。 <p>(4) 町内産業の認知による活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工場等への見学会や事業者による視察会を実施し、町民の産業への理解や、事業者同士の取引の活性化を推進します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0e0ff;">主要事業名</th> <th style="background-color: #e0e0ff;">事業の説明</th> <th style="background-color: #e0e0ff;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町商工会運営支援事業</td> <td>聖籠町商工会運営全般に対して補助します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	町商工会運営支援事業	聖籠町商工会運営全般に対して補助します。	産業観光課	<p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">中小企業の活性化と新潟東港の振興</p> <p style="text-align: center;">➔</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>(1) 中小企業活性化支援</p> <p>(2) 小規模企業の振興</p> <p>(3) 新潟東港の振興と港湾機能の充実</p> <p>(4) 町内産業の認知による活性化</p> </div> <div style="width: 35%; text-align: right;"> <p>(1) 中小企業活性化支援</p> <p>(2) 小規模企業の振興</p> <p>(3) 新潟東港の振興と港湾機能の充実</p> <p>(4) 町内産業の認知による活性化</p> </div> </div> </div> <p>(1) 中小企業活性化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業の経営を支援・強化するため、設備の改善、新技術の模索、設備資金や運転資金に必要な各種融資制度の充実と専門家による経営診断や経営指導など、マネジメントに係る指導体制の強化充実を図ります。 また、地域産業や経済の活性化を図るため、商工業団体等が行う商工業振興事業並びに組織の育成強化等団体育成事業に対する支援を行います。 <p>(2) 小規模企業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小規模企業の振興を図るため、「聖籠町小規模企業振興基本条例」に基づく「小規模企業振興基本計画」を見直し、施策を総合的かつ計画的に推進します。 <p>(3) 新潟東港の振興と港湾機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業立地促進制度の周知や企業への訪問活動等により早期進出と設備投資を促すとともに、時代の趨勢^{すうせい}に合わせた優遇制度の継続的な見直しを行います。 ● 他自治体及び関係機関との連携を強化し、新潟東港の首都圏港湾バックアップ機能のPR等や、老朽化対策の促進により、新潟東港地域の発展を促進します。 ● 県内外の企業に対し、新潟東港地域の優位性を広くPRすることで新潟港（東港区）の利用促進を図ります。 <p>(4) 町内産業の認知による活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工場等への見学会や事業者による視察会を実施し、町民の産業への理解や、事業者同士の取引の活性化を推進します。 <p>【主要事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0e0ff;">主要事業名</th> <th style="background-color: #e0e0ff;">事業の説明</th> <th style="background-color: #e0e0ff;">担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町商工会運営支援事業</td> <td>聖籠町商工会運営全般に対して補助します。</td> <td>産業観光課</td> </tr> </tbody> </table>	主要事業名	事業の説明	担当課	町商工会運営支援事業	聖籠町商工会運営全般に対して補助します。	産業観光課	
主要事業名	事業の説明	担当課												
町商工会運営支援事業	聖籠町商工会運営全般に対して補助します。	産業観光課												
主要事業名	事業の説明	担当課												
町商工会運営支援事業	聖籠町商工会運営全般に対して補助します。	産業観光課												

¹ 聖籠町小規模企業振興基本条例：小規模企業の振興に関し、基本理念、その他の基本となる事項を定めるとともに、聖籠町の責務等について定めた条例。
² 小規模企業振興基本計画：聖籠町小規模企業振興基本条例に基づき、小規模企業の振興のために町が取り組むべき各種支援を定めた計画。5年ごとに見直しを図る。

第5次総合計画(後期基本計画) 第4章III (地域の未来をけん引する商工業 編)

現行：第5次総合計画(前期基本計画 2021▶2025)			(案) 第5次総合計画(後期基本計画 2026▶2030)			備考
制度資金事業	運転資金などの低利貸付を図るための金融機関への預託、借り受け者に対する利子及び保証料を補給します。	産業観光課	制度資金事業	運転資金などの低利貸付を図るための金融機関への預託、借り受け者に対する利子及び保証料を補給します。	産業観光課	
人材育成補助金制度	中小企業の従業員などの人材育成を目的とした、研修会の受講などに係る経費に対して補助します。	産業観光課	人材育成補助金制度	中小企業の従業員などの人材育成を目的とした、研修会の受講などに係る経費に対して補助します。	産業観光課	
小規模企業振興事業	小規模企業振興基本計画に基づく施策を推進し、小規模企業の振興を図ります。	産業観光課	小規模企業振興事業	小規模企業振興基本計画に基づく施策を推進し、小規模企業の振興を図ります。	産業観光課	
起業・創業支援事業	町内における小規模企業の起業・創業を促進するとともに、雇用創出を図ります。	産業観光課	起業・創業支援事業	町内における小規模企業の起業・創業を促進するとともに、雇用創出を図ります。	産業観光課	
地域経済活性化事業	定住・移住者(U・Iターン)の住宅整備や空き家の改修費用を補助することにより、快適な暮らしを推進し、町内事業者の活性化を図ります。	産業観光課	地域経済活性化事業	定住・移住者(U・Iターン)の住宅整備や空き家の改修費用を補助することにより、快適な暮らしを推進し、町内事業者の活性化を図ります。	産業観光課	
企業に対する優遇制度	企業立地促進制度の周知や企業への訪問活動等により早期進出と設備投資を促すとともに、時代の趨勢に合わせた優遇制度の継続的な見直しを行います。	東港振興室	企業に対する優遇制度	企業立地促進制度の周知や企業への訪問活動等により早期進出と設備投資を促すとともに、時代の趨勢に合わせた優遇制度の継続的な見直しを行います。	東港振興室	
自治体連携事業	関係する自治体連携により、新潟港(東港区)の振興と地域内の多様な産業集積を生かした地域経済の活性化を図ります。	東港振興室	自治体連携事業	関係する自治体連携により、新潟港(東港区)の振興と地域内の多様な産業集積を生かした地域経済の活性化を図ります。	東港振興室	
企業見学事業	工場等への見学会や事業者による視察会を行い、町民による産業への理解、事業者同士の取引の活性化を推進します。	東港振興室 産業観光課	企業見学事業	工場等への見学会や事業者による視察会を行い、町民による産業への理解、事業者同士の取引の活性化を推進します。	東港振興室 産業観光課	

2 地域に根ざす多様な産業の連携・協働

【現状と課題】
(地域の魅力を生かした商品の開発・製造・販売)

- 農水産業、観光業との横の連携強化や、新潟東港工業地帯の食品関連企業との協働を検討する必要があります。

(商業エリアの見直し・活性化)

- 町内の商業者が組織的に運営できる場の検討及び他産業との協働への可能性を検討していく必要があります。

【基本方針】
 本町立地企業などの協働により、農水産物を利用した商品開発を促進するとともに、商業者が組織的に運営できる場の検討を進めます。

関連するSDGs



8 働きがい、経済成長



9 産業、イノベーション、基盤

【現状と課題】
(地域の魅力を生かした商品の開発・製造・販売)

- 農水産業、観光業との横の連携強化や、新潟東港工業地帯の食品関連企業との協働を検討する必要があります。

(商業エリアの見直し・活性化)

- 町内の商業者が組織的に運営できる場の検討及び他産業との協働への可能性を検討していく必要があります。

【基本方針】
 本町立地企業などの協働により、農水産物を利用した商品開発を促進するとともに、商業者が組織的に運営できる場の検討を進めます。

第5次総合計画 (後期基本計画) 第4章III (地域の未来をけん引する商工業 編)

現行：第5次総合計画 (前期基本計画 2021▶2025)	(案) 第5次総合計画 (後期基本計画 2026▶2030)	備考																																				
<p><施策目標 (分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2025)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協働による商品開発数</td> <td>本町内による他産業との協働の状況を示す指標</td> <td>企業への聞き取りによる (5年間累計)</td> <td>0 商品 (2019)</td> <td>3 商品</td> <td>産業観光課 東港振興室</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e6e6fa;"> <p>地域に根差す多様な産業の連携・協働 (1) 地域の魅力を生かした商品の開発・製造・販売 (2) 商業エリアの見直し・活性化</p> </div> <p>(1) 地域の魅力を生かした商品の開発・製造・販売</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域で採れる新鮮な農産物・水産物を使用した加工食品などを開発し、本町の特産品としての付加価値の推進を図るなど、地域資源や地場産業を活用した企業の振興や商品開発の支援に努めます。 <p>(2) 商業エリアの見直し・活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> 蓮野インターチェンジ周辺及び国道 113 号線沿いにおいて、既存施設の有効活用を検討しつつ商業集積環境の整備を促進することで、より効果的で応用力のある商業活動への支援を図ります。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>異業種交流事業</td> <td>経営や経済交流に役立つ情報交換等のできる場を提供し、異業種交流を促進します。</td> <td>産業観光課 東港振興室</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課	協働による商品開発数	本町内による他産業との協働の状況を示す指標	企業への聞き取りによる (5年間累計)	0 商品 (2019)	3 商品	産業観光課 東港振興室	主要事業名	事業の説明	担当課	異業種交流事業	経営や経済交流に役立つ情報交換等のできる場を提供し、異業種交流を促進します。	産業観光課 東港振興室	<p><施策目標 (分野別目標)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>指標の説明</th> <th>算出方法</th> <th>現況値 (年度)</th> <th>目標値 (2030)</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特産品の開発</td> <td>農産物を利用した付加価値の高い加工品・特産品の開発と製造を促進する。</td> <td>農産物加工センターでの特産品の開発個数 (5年間累計)</td> <td>0 商品 (2024)</td> <td>8 商品</td> <td>産業観光課 東港振興室</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e6e6fa;"> <p>地域に根差す多様な産業の連携・協働 (1) 地域の魅力を生かした商品の開発・製造・販売 (2) 商業エリアの見直し・活性化</p> </div> <p>(1) 地域の魅力を生かした商品の開発・製造・販売</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域で採れる新鮮な農産物・水産物を使用した加工食品などを開発し、本町の特産品としての付加価値の推進を図るなど、地域資源や地場産業を活用した企業の振興や商品開発の支援に努めます。 <p>(2) 商業エリアの見直し・活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> 蓮野インターチェンジ周辺及び国道 113 号線沿いにおいて、既存施設の有効活用を検討しつつ商業集積環境の整備を促進することで、より効果的で応用力のある商業活動への支援を図ります。 <p>【主要事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要事業名</th> <th>事業の説明</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>異業種交流事業</td> <td>経営や経済交流に役立つ情報交換等のできる場を提供し、異業種交流を促進します。</td> <td>産業観光課 東港振興室</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課	特産品の開発	農産物を利用した付加価値の高い加工品・特産品の開発と製造を促進する。	農産物加工センターでの特産品の開発個数 (5年間累計)	0 商品 (2024)	8 商品	産業観光課 東港振興室	主要事業名	事業の説明	担当課	異業種交流事業	経営や経済交流に役立つ情報交換等のできる場を提供し、異業種交流を促進します。	産業観光課 東港振興室	
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2025)	主管課																																	
協働による商品開発数	本町内による他産業との協働の状況を示す指標	企業への聞き取りによる (5年間累計)	0 商品 (2019)	3 商品	産業観光課 東港振興室																																	
主要事業名	事業の説明	担当課																																				
異業種交流事業	経営や経済交流に役立つ情報交換等のできる場を提供し、異業種交流を促進します。	産業観光課 東港振興室																																				
指標名	指標の説明	算出方法	現況値 (年度)	目標値 (2030)	主管課																																	
特産品の開発	農産物を利用した付加価値の高い加工品・特産品の開発と製造を促進する。	農産物加工センターでの特産品の開発個数 (5年間累計)	0 商品 (2024)	8 商品	産業観光課 東港振興室																																	
主要事業名	事業の説明	担当課																																				
異業種交流事業	経営や経済交流に役立つ情報交換等のできる場を提供し、異業種交流を促進します。	産業観光課 東港振興室																																				